

放送分野における個人情報保護及び I T時代の衛星放送に関する検討会 報告書

平成 1 7 年 2 月 2 4 日
放送分野における個人情報保護及び
I T時代の衛星放送に関する検討会

【目次】

	(頁)
はじめに p 1
第1編 放送分野における個人情報保護 p 3
第1章 当検討会における検討結果と総務省の対応 p 5
第1節 放送受信者等の個人情報の保護に関する指針の策定・公表等 p 5
第2節 放送関係事業者等への周知・啓発 p 7
第3節 認定個人情報保護団体制度の活用 p 8
第4節 受信機等における技術的な課題への対応 p 10
第2章 放送関連法令等による対応 p 11
第3章 放送分野における個人情報保護のための個別法制の要否 p 13
第2編 IT時代の衛星放送 p 15
第1章 ユビキタスなネットワーク社会と放送のデジタル化 p 17
第1節 ユビキタスなネットワーク社会の進展 p 17
第2節 放送のデジタル化 p 21
第2章 衛星放送の状況 p 25
第1節 衛星放送事業の現況 p 25
第2節 衛星放送事業の課題 p 33
第3章 衛星放送の発展のための基本的課題 p 34
第1節 競争環境の整備 p 34
第2節 視聴者利益の向上 p 36

第4章 衛星放送における個別課題の検討 p 3 8
第1節 競争環境の整備 p 3 8
第2節 視聴者利益の向上 p 5 9
おわりに p 6 1

【図表目次】

	(頁)
図表 1 指針の概要 p 6
図表 2 放送関係個人情報保護連絡会の概要 p 7
図表 3 認定個人情報保護団体と苦情処理の仕組み p 9
図表 4 u - J a p a n政策の全体像と特徴 p 2 0
図表 5 2 . 6 G H z帯衛星デジタル音声放送 p 2 2
図表 6 我が国の放送メディアのデジタル化の進展 p 2 3
図表 7 サーバ型放送の概要 p 2 4
図表 8 B S放送の普及状況（契約件数） p 2 5
図表 9 N H Kの衛星放送にかかる収入と経費の推移 p 2 6
図表 1 0 B Sデジタル放送事業者の収支状況 p 2 6
図表 1 1 B Sデジタル放送専業 7 者の収支状況 p 2 7
図表 1 2 三波共用デジタル受信機の国内出荷台数累計の推移 p 2 8
図表 1 3 B Sデジタル放送の受信世帯数 p 2 8
図表 1 4 独立系 B Sデジタル音声・データ放送事業者の収支状況 p 2 9
図表 1 5 東経 1 2 4 度・ 1 2 8 度 C Sデジタル放送における加入件数の推移 p 3 0
図表 1 6 C Sデジタル事業者（東経 1 1 0 度を除く）の収支状況 p 3 1
図表 1 7 東経 1 1 0 度 C Sにおける加入者数の推移 p 3 2
図表 1 8 C Sデジタル放送事業者（東経 1 1 0 度）の収支状況 p 3 2
図表 1 9 衛星放送事業者に関する規律 p 4 5
図表 2 0 受託委託放送制度と電気通信役務利用放送制度に係る参入制度の比較 p 4 7

はじめに

平成元年の本格的な衛星放送開始からおよそ16年が経過し、この間、衛星放送は、放送において準基幹的な役割と国民視聴者の多様なニーズに応える役割とを果たし、テレビジョン放送の高精細度化をはじめ、放送の高機能化に先鞭を付けてきた。しかしながら、平成23年からの地上デジタル放送の本格的な展開や通信分野におけるブロードバンド化の進展など、衛星放送は、これまでにない環境の変化に直面している。

また、近年、放送を受信するために契約の締結を要する放送が拡大し、また、双方向サービスが進展するのに伴い、放送に関して取り扱われる個人情報、量的に増加し、内容的にも多様化してきている。そういった一方で、平成17年4月1日からは「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)が全面施行されるに当たり、放送業界においても個人情報漏えいの事案が発生しており、国民の個人情報の保護への関心が高まってきている。このような昨今の状況にかんがみ、視聴者が安心して放送サービスの提供を受け、放送の健全な発達に資するように、放送の視聴者及び放送の受信に関する契約を締結した者等の個人情報の取扱いに關しての包括的な取り組みが求められている。

このような背景から、本検討会では、より魅力のある衛星放送に向けた制度とその運用の在り方、そして、国民が安心して放送を契約・視聴できるための個人情報保護の在り方を検討することを目的として、平成16年5月10日に第1回会合を開催し、本年2月22日まで全11回にわたり、検討を行ってきた。

放送受信者等に関する個人情報保護の在り方については、既に平成16年8月13日に「放送分野における個人情報の在り方について」を公表し、これに基づき、総務省においては、同年8月31日に「放送受信者等の個人情報の保護に関する指針」(平成16年8月31日総務省告示第696号)を告示したところである。

また、平成16年3月19日に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画」において、平成16年度内に「東経110度を軌道位置とするCSに關し、現在通信用に割り当てられている左旋円偏波の周波数を放送に使用できるようにすること及びその際電気通信役務利用放送法〔平成13年

法律第 85 号] を適用することについて検討し、早急に結論を得る」とされ、これを受けて、本検討会では、東経 110 度 C S における左旋円偏波の放送利用の在り方についても、検討を行ってきたところである。

本報告書は、既に公表した、上記の「放送分野における個人情報の在り方について」とともに、東経 110 度 C S における左旋円偏波の放送利用を含む衛星放送の在り方全般にわたって構成員間で交わされた議論をもとに、放送分野における個人情報保護及び I T 時代の衛星放送の発展に向けた課題と展望についてとりまとめたものである。

第1編
放送分野における
個人情報保護

第1章 当検討会における検討結果と総務省の対応

第1節 放送受信者等の個人情報の保護に関する指針の策定・公表等

当検討会では、平成16年7月2日、「放送分野における個人情報保護の基本的な在り方について（草案）」を公表し、同年7月2日から30日にかけてパブリックコメントを実施した。その結果を踏まえ、当検討会では、同年8月6日に開催した第7回会合において、放送分野における個人情報保護に関する指針の在り方をはじめとする、個人情報保護の基本的な考え方について整理した「放送分野における個人情報保護の基本的な在り方について」を取りまとめ、同月13日に公表を行った。

総務省においては、以上の「放送分野における個人情報保護の基本的な在り方について」を踏まえて、平成16年8月31日に「放送受信者等の個人情報の保護に関する指針」（平成16年8月31日総務省告示第696号。以下「指針」という。）を告示した。

指針においては、以下のような内容が示されているところである。

- 1) 視聴履歴等をその取得等にあたり慎重に取り扱うこと
- 2) 次のような具体的な安全管理措置を取ること
 - ア 管理責任者の設置
 - イ 安全管理規程の作成及び見直し
 - ウ アクセスの管理、持ち出しの管理
 - エ 個人データが記録された物の紛失等の防止
- 3) 従業者に対し監督、啓発を行うこと
- 4) 苦情処理について必要な体制や手続を整備すること
- 5) 個人情報の取扱いに関する基本方針を策定・公表すること
- 6) 漏えい等が発生した際、本人に対する通知、事実関係等の公表等の措置をとること
- 7) 報道目的等の個人情報の取扱いを指針の適用除外とすること
- 8) 施行後一年を目途として見直しについて検討すること

図表1 指針の概要

目的及び定義（第1条～第2条）

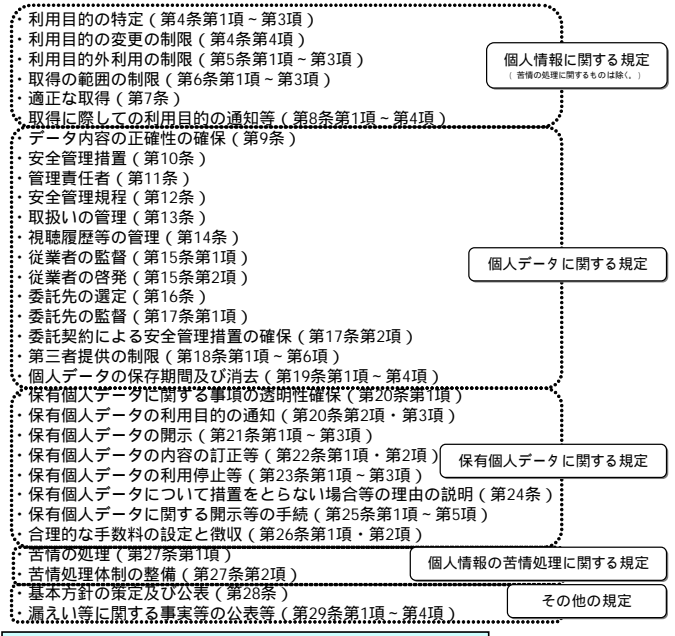
目的（第1条）
 個人情報の保護に関する法律の規定に基づき及びこれに基づく政府の基本方針の通り、放送受信者等の個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等の内容を明らかにすることにより、放送受信者等の個人情報の有用性に配慮しつつ、放送受信者等の権利利益を保護するとともに、放送の健全な発達に寄与することを目的とする。

定義（第2条）
放送：公衆によって直接受信されることを目的とする無線通信又は有線電気通信の送信
放送受信者等：放送の受信に関する契約を締結する者
 放送番組を視聴する者
 放送番組の視聴に伴い行われる情報の電磁的方式による発信又は受信を行う者
 放送の受信、放送番組の視聴又はの発信若しくは受信に関し料金（放送法第32条第2項に規定する受信料を含む。）又は代金を払う者
 放送の受信、放送番組の視聴又はの発信若しくは受信に係る勧誘（当該勧誘に必要な準備行為を含む。）の対象となる者
受信者情報取扱事業者：放送受信者等の個人情報データベース等を事業の用に供している個人情報取扱事業者
 当該個人情報取扱事業者がその商品又は役務の提供について広告放送により広告をする者である場合には、当該広告放送をする者、当該広告放送をする者の親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に規定する親会社をいう。）、当該広告放送をする者から直接放送受信者等の個人情報を取得する者、に限る。
視聴履歴：放送受信者等の個人情報であって、放送番組の視聴の開始の日時及び終了の日時並びに当該放送番組を特定することができるもののうち、当該開始の日時の一ごとに本人の同意を得ないで取得することができるもの。
口座番号等：口座振替の方法により支払いをしている放送受信者等に係る預金口座又は貯金口座の口座番号、クレジットカード番号その他特定の放送受信者等の口座を識別することができる情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより当該口座番号、当該クレジットカード番号又は当該口座を識別することができることとなるものを含む。）であって、個人情報であるもの

適正な取扱い（第3条）

利用目的の特定と利用目的外の制限
 適正な取得
 正確性の確保
 安全管理措置への配慮
 本人の関与への配慮

受信者情報取扱事業者の義務等（第4条～第29条）



雑則（第30条）

・個人情報保護法第50条に係る適用除外（第30条）

附則（附則第1条～第6条）

・個人情報保護法第4章の施行日（平成17年4月1日）から施行（附則第1条）
 ・本人の同意や本人への通知等に係る経過措置（附則第2条～第5条）
 ・施行後1年を目途とした見直しの検討（附則第6条）

第2節 放送関係事業者等への周知・啓発

総務省ではその後、告示した指針について、放送関係事業者へ通知し、総務省ウェブサイトに掲載するとともに、全国の11地方（北海道、東北、関東、信越、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州、沖縄）において、放送関係事業者や放送受信者等に対する説明会を行うなど、放送関係事業者等への周知・啓発活動に努めている。

また、放送関係事業者間における情報・知識の共有化や今後の対応についての円滑な連携が図られるため、放送関係事業者等と総務省の下に、平成16年9月、「放送関係個人情報保護連絡会」が設置された。本連絡会においては、個々の放送事業者等における取組みの効率化及び放送分野全般に亘る実効性ある対応を確保し、視聴者等の信頼の下で、放送の健全な発達を図ることとしている。例えば、事業者団体等においては、それぞれ作成した個人情報保護に関する各会員向けガイドブック等について、当連絡会にて相互に報告することとされている。また、総務省においては、当連絡会での報告や意見交換等を踏まえ、放送分野における個人情報保護に関する諸課題を整理・検討し、今後の指針見直し等に反映するとともに、関連施策の周知・啓発等を継続的に実施することとされている。

図表2 放送関係個人情報保護連絡会の概要

1 趣旨	3 構成員（順不同）
<p>関係者間で情報・知識の共有化を図るとともに、可能な場合には作業の共同化を図るため、「放送関係個人情報保護連絡会」を設置することによって、個々の事業者の取組みの効率化及び放送分野全般に亘って実効性ある対応を確保し、視聴者の信頼の下での放送の健全な発達に資することを目的。</p>	<p>【放送事業者等】 日本放送協会 株式会社ビーエス・アイ 株式会社WOWOW 株式会社スカイパーフェクト・コミュニケーションズ 株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ 社団法人日本民間放送連盟 社団法人衛星放送協会 財団法人衛星放送セキュリティセンター 社団法人日本ケーブルテレビ連盟 社団法人電波産業会</p>
2 開催状況等	<p>【総務省】 情報通信政策局総務課長 " 放送政策課長 " 放送技術課長 " 地上放送課長 " 衛星放送課長 " 地域放送課長</p>
第1回：平成16年 9月 7日 第2回 " 11月18日 第3回 " 12月22日	<p>【顧問】 大谷 和子 株式会社日本総合研究所法務部長 藤原 静雄 筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授</p>

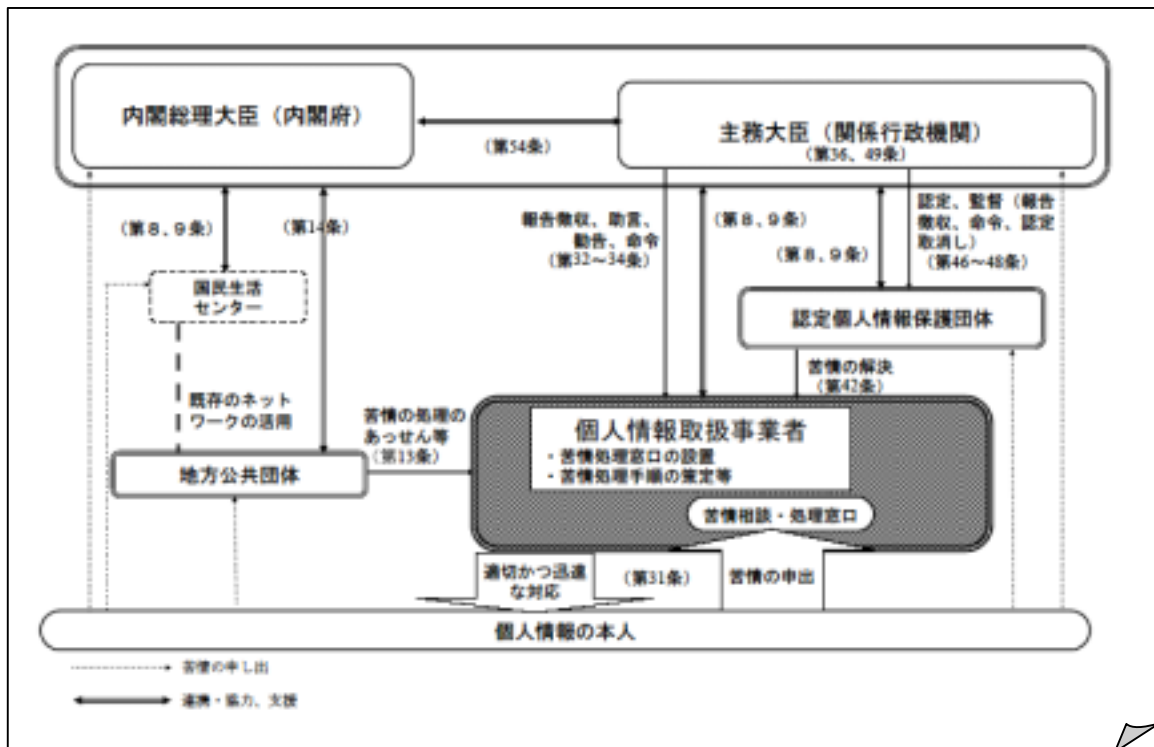
第3節 認定個人情報保護団体制度の活用

個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第4章第2節に規定されている認定個人情報保護団体の制度については、個人情報取扱事業者の苦情処理等に係る中立性の確保や認定個人情報保護団体の業務の対象となる当該事業者の負担軽減等の観点から、放送分野における各事業者団体等においても、同制度の積極的な活用が期待されるところである。

認定個人情報保護団体の制度に関し、その認定の基準を規定している個人情報保護法第39条各号を踏まえた放送分野における認定個人情報保護団体の認定に係る具体的な審査の基準については、放送分野の実情に即して審査が行われるよう策定されることが重要である。従って、総務省において、今年度中に審査基準等を策定するとともに、平成17年4月1日の個人情報保護法の全面施行後に、認定個人情報保護団体になろうとする者からの申請があった場合には、当該審査基準に基づいて速やかに認定を行うことが必要である。

図表3 認定個人情報保護団体と苦情処理の仕組み

1 目的	個人情報の適正な取扱いの確保を目的とした民間団体による自主的な取組を支援すること。
2 認定の基準	<ul style="list-style-type: none"> ① 業務を適正かつ確実にを行うに必要な業務の実施方法が定められていること。(第39条第1号) ② 業務を適正かつ確実にを行うに足る知識及び能力並びに経理的基礎を有すること。(第39条第2号) ③ 認定業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって認定業務が不公正になるおそれがないこと。(第39条第3号)
3 業務	<ul style="list-style-type: none"> ① 業務の対象となる事業者の個人情報の取扱いに関する苦情の処理(第37条第1項第1号) ② 個人情報保護指針の作成・公表など、個人情報の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報の提供(第37条第1項第2号) ③ その他対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な業務(第37条第1項第3号)
4 認定団体の信頼性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務の実施に際して知り得た情報の目的外利用の禁止(第44条) ・ 名称の使用制限(第45条) ・ 主務大臣による報告の徴収、改善命令、認定の取消し(第46条～第48条)
5 認定の効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人より一定レベルの公正かつ迅速な苦情処理が受けられる。 ・ 個人情報取扱事業者⇒ 適正な事業者として国民から一定の信頼を得ることができる。



(出典：内閣府ウェブサイト)

第4節 受信機等における技術的な課題への対応

その他、視聴履歴等の個人情報については、受信機における個人情報の蓄積、そして、受信機に蓄積される個人情報及び双方向データ放送サービスの提供に伴い取得される個人情報について、受信者等が特段意識することのないうちにネットワークを通じて取得等され得ること等の技術的な課題も残されており、これらについては、総務省、放送事業者、メーカ、標準化団体等が連携し、今後更に検討が進められていくことが期待される。

第2章 放送関連法令等による対応

個人情報保護法第1条において、同法の目的は、「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする」と規定されている。これを放送分野に則して考えた場合、放送受信者等の個人情報の有用性に配慮しつつ、放送受信者等の権利利益を保護することは、当然の帰結として、放送法（昭和25年法律第132号。）の目的である「放送の健全な発達」に寄与するものと考えられる。

このように、個人情報保護法と放送法はその制定の観点・趣旨が異なるものであるが、放送受信者等の個人情報の保護を通じて放送受信者等の権利利益の保護を図ることは、「放送の健全な発達」の一側面を構成することから、これら両法は結果として同一の保護法益を共有するものと考えられる。

以上から、個人情報保護法の全面施行に向けて、放送分野においては、前述した「放送分野における個人情報保護の基本的な在り方について」の公表とそれを踏まえた指針の策定をはじめ、個人情報保護関連の考え方が整理された現在、今後は、両法及び各関係法令間の整合性を確保するとの観点から、個人情報保護関係法令等の趣旨や個別の規定を放送関連法令等にどのように反映させていくことが適切かについて、検討することが必要と考えられる。

その際、個人情報保護法及びその関係法令等において規定されている事項について、放送受信者等の保護及び放送の健全な発達に寄与する観点から、放送をする無線局の免許、委託放送業務の認定、有料放送の提供条件に係る契約約款の認可等に係る各種行政処分を行う際の基準・方針等に、申請者等が放送受信者等の個人情報保護を適切に実施することの実効性を確保するため、個人情報の保護に関する事項を処分実施の要件として考慮することの是非について、検討することが必要と考えられる。

この点、放送法第52条の4においては、有料放送事業者は個別の契約約款を定めて総務大臣の認可を受けるほか、総務大臣が定める標準契約約款と同一の契約約款を総務大臣に届け出ることによって有料放送サービスを行うことが

できることとなっているが、平成9年に策定された「通信衛星によるデジタル放送に係る有料放送役務標準契約約款」(平成9年11月19日郵政省告示第586号)では、加入者個人情報の取扱いに関する事項が盛り込まれている。しかしながら、当該標準契約約款は個人情報保護法等が制定される前のものであったため、総務省では、当該標準契約約款を平成17年3月31日をもって廃止するとともに、個人情報保護法、指針等を踏まえた個人情報に関する規定を盛り込んだ「人工衛星によるデジタル放送に係る有料放送役務標準契約約款」の制定案について、平成17年2月9日の電波監理審議会に諮問し、本制定案を妥当とする旨の答申を同日受けたところである。これを受けて、同年4月1日から本標準契約約款に基づいた有料放送サービスの提供が期待される場所である。

あわせて、有料放送の役務の提供条件に係る契約約款について個別に認可が行われる場合についても、個人情報保護への適切な対応を確保するため、認可に係る審査基準において、個人情報の保護に関する事項を盛り込むことが適当であると考えられる。

第3章 放送分野における個人情報保護のための個別法制の要否

個人情報保護法制定の際の衆参両院の附帯決議において、「医療、金融・信用、情報通信等、国民から高いレベルでの個人情報保護が求められている分野について、特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報を保護するための個別法を早急に検討」すること等が要請された。

この点、指針においては、取り扱われる個人情報の量の膨大性、国民生活への高い浸透、個人の嗜好・財産に個別的・直接的に関わる情報の取扱い、技術革新の急速な進展という放送分野の特性も勘案して、放送関係事業者の取るべき対応が示されたところである。さらに、有料放送分野における放送事業者による個人情報の適正な取扱いについては、その実効性を確保するため、前述した標準契約約款の制定をはじめ契約約款の認可に係る審査基準の改正など放送関係法令等による措置が期待されるところである。

したがって、放送分野においては、個人情報を取り扱う放送関係事業者の具体的な義務等の明確化、そして、当該義務等の実効性の確保に関する対応が実施されることが期待されるが、今後に残された課題としては、事業者ではなく個人情報を実際に漏えいした者に対する措置と考えられる。

近年の個人情報の漏えい事案をみると、個人情報の漏えいは特定の業種で発生しているものではなく、多くの業種で分野横断的に発生しており、また、多くの事案において漏えいが問題となっている個人情報は、氏名、住所等の顧客情報等であって、特定の業種に限定されて取り扱われるものではなく、多くの業種で一般的に取り扱われる情報となっている。そのため、個人情報を漏えいした者に対する罰則については、放送分野等の情報通信分野のみならず分野横断的に対応する必要があると考えられる。そのため、個人情報を漏えいする行為等について処罰できることとするための分野横断的な法制度の整備については、今後、関係機関が連携して検討を進めていくことが適当であると考えられる。

なお、漏えい者個人に対する刑罰等を盛り込んだ法制度が整備されるまでの

間の対応としては、従業員等による不正な漏えいに対する抑止という観点から、個人情報をも不正に漏えいした従業員等に対する社内処分や損害の求償が可能となるよう社内規程において措置する等、放送関係事業者が漏えい者個人に対する自主的な制裁措置を講ずるよう要請が行われることが期待される。

第2編

IT時代の衛星放送

第1章 ユビキタスなネットワーク社会と放送のデジタル化

第1節 ユビキタスなネットワーク社会の進展

1 成熟社会・少子高齢化社会の到来とIT

我が国は、戦後、急速な経済発展を遂げ、産学官一体となって産業力を強化し、高度経済成長により国民全体の生活水準を高めることに成功してきた。そして、今日では、高度経済成長期のような経済成長が望めない低成長経済に突入しつつある。このような状況の中、我が国は、経済的な豊かさを享受できるようになるとともに、人々の価値観の多様化に伴い、ゆとりや安心・安全等の価値観を重視する成熟社会を迎えていると考えられる。

そこで、今後は、IT (Information Technology) の発展も相まって、人々が個性を活かしつつ、その能力を最大限発揮することによって、生産性向上を通じて経済を維持向上させることが不可欠になるものと考えられる。

また、我が国の社会経済上、今後最大の状況変化としては、少子高齢化が挙げられる。我が国の総人口は、平成18年(2006年)をピークに減少し、21世紀半ばには国民の約2.8人に1人が65歳以上という超高齢化・福祉社会になるものと予測されている。このことは、労働力人口の減少や消費活動の減退から経済全体が縮小する可能性も示唆しており、今後は、ITの発展により、高齢者・障害者等がますます社会へ進出していくことも期待されている。

2 「e-Japan戦略」における目標の達成

前述のような我が国の社会経済状況を背景に、平成13年1月に策定された「e-Japan戦略」では、インフラ面における取組みを中心に「2005年[平成17年]に世界最先端のIT国家となる」という大きな目標に向けたものとして、着実に成果を上げてきており、平成16年2月時点では、

高速インターネットの利用可能世帯は、DSLが3,800万世帯、ケーブルインターネットが2,300万世帯、超高速インターネットアクセス網であるFTTHは1,806万世帯に達し、平成17年までに高速インターネットを3,000万世帯で、超高速インターネットを1,000万世帯で利用可能とするという当初の目標を短期間で大幅に上回る事となった。

3 「e-Japan戦略」における目標の達成状況

前述のようにインフラ整備が進みつつある一方で、実際の利活用が課題であるとされ、平成15年7月には、ITの利活用に重点を置き、「元気・安心・感動・便利」社会の実現を目標とした「e-Japan戦略」が策定された。「e-Japan戦略」においては、「2006年〔平成18年〕以降も世界最先端であり続けることを目指す」としつつ、特に、医療、食、生活、中小企業金融、知、就労・労働、行政サービスの7分野において、IT利活用の先導的取組みを推進することとされた。

以上の政府一体となった取組みの結果、現在、我が国のインターネット利用人口は順調に拡大しつつあり、利活用の面においても実利用率は着実に上がってきており、平成15年7月現在のブロードバンドの実利用率は、DSLで24.4%、ケーブルインターネットで9.9%、光ファイバでは3.2%にとどまっていたが、平成16年8月現在のブロードバンドの実利用率は、DSLで33.0%、ケーブルインターネットで12.0%、光ファイバでは8.9%となっている。

また、携帯電話や無線LAN等の登場に伴い、無線を活用した移動型の受発信サービスについては、加入者系無線によるブロードバンド利用が、平成16年8月末現在で約2.7万加入、携帯電話加入者数は平成16年10月末現在で約8,500万台（うちインターネット接続が約7,270万台、カメラ付き携帯電話が約5,346万台、第3世代携帯電話が約2,349万台）となっている。今後は、デジタル放送や電子タグ（非接触ICカード）等の他のサービスとの一体化や平成22年頃にサービス開始予定の第4世代携帯電話の高速化等が期待されている。

4 ユビキタスなネットワーク社会の実現に向けて

このような中、平成16年6月4日に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」においては、「経済活性化に向けた重点施策」として「ユビキタスネットワーク環境を整備し、高齢者・障害者が元気に参加できるIT社会を実現するため、『u-Japan構想』を具体化すること」とされ、同年12月にこれを具体化したものとして、「u-Japan政策」が取りまとめられた。

以上を受けて、平成16年12月に総務省において取りまとめられた「u-Japan政策」では、その大目標を「2010年[平成22年]には世界最先端のICT[Information and Communication Technology]国家として先導する」と定め、インフラ、利活用、そして、安心・安全の各局面における次の3つの基本軸を中心とした。

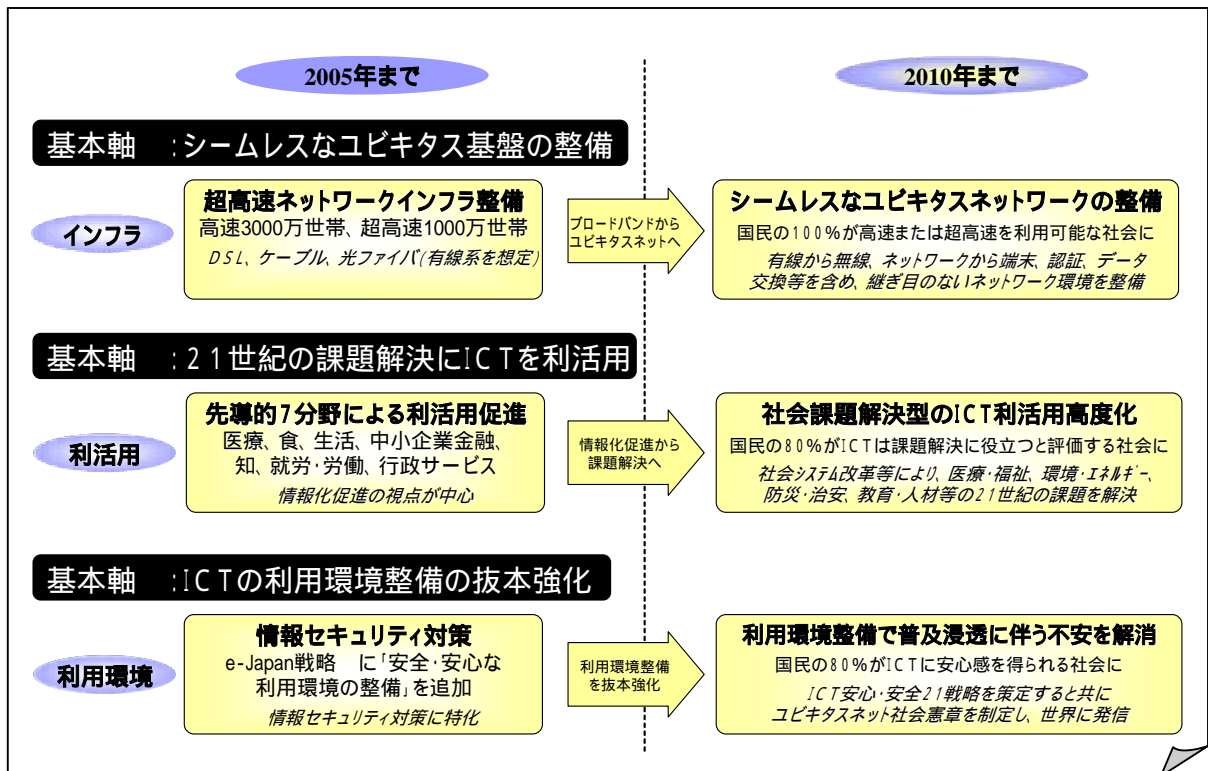
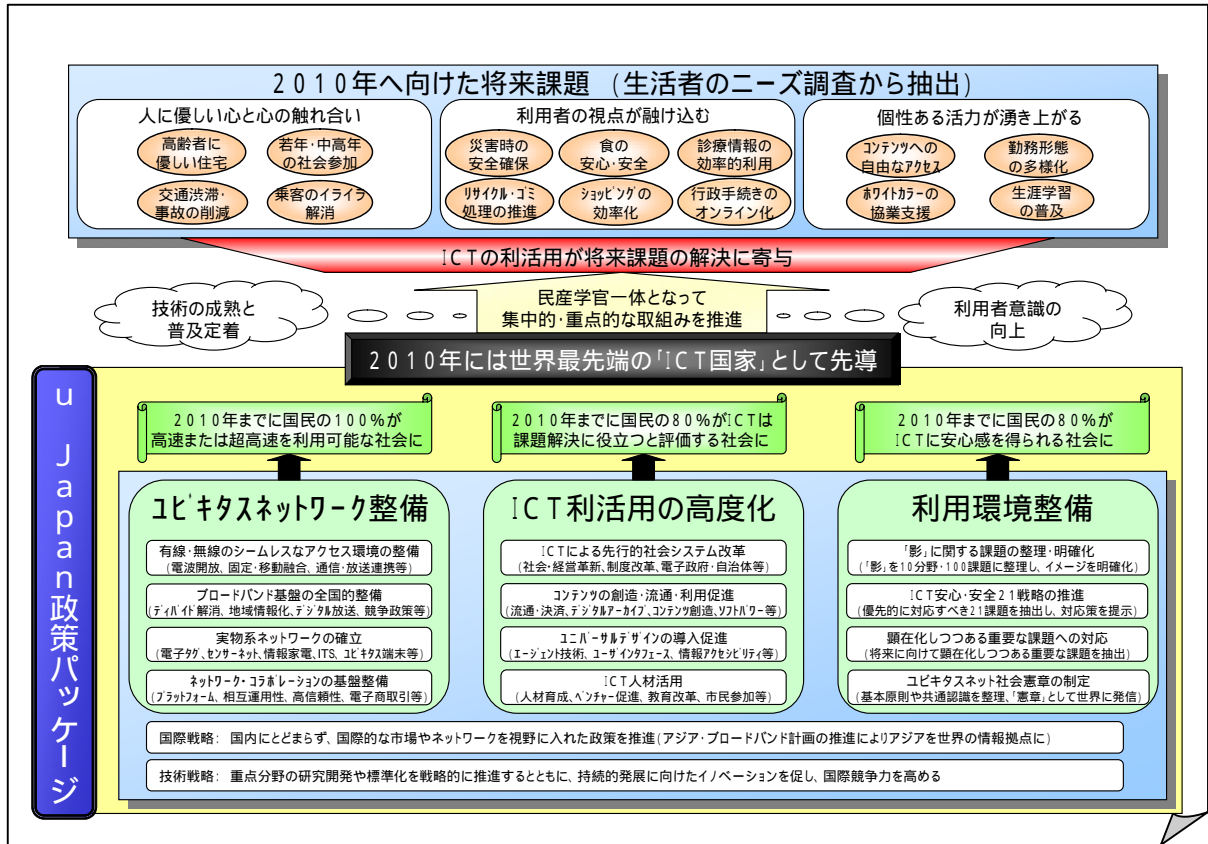
有線中心のブロードバンド整備から、有線・無線の区別のないシームレスなユビキタスネットワーク環境への移行を目指し、ネットワークが生活の隅々まで溶け込む草の根のようなICT環境を実現すること。

情報化の促進から、今後の21世紀の社会課題を解決するためにICTを積極的に利活用し、社会に役立つ具体的なツールとしてICTをより深く実感できるようにすること。

プライバシー保護への不安等、ICTのいわゆる「影」と呼ばれる問題を未然に解消し、利用環境整備を抜本的に強化し、具体的かつ包括的な対策を講ずる必要があること。

今後、ICTは、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」簡単にネットワークにつながるユビキタスな環境において、視聴者の視点に立った、今後の様々な社会課題を解決するツールとしての役割が期待されていくものと考えられる。放送サービスもユビキタス社会の実現を支える一つの柱として社会経済活動の発展、生活水準の向上、国際社会への貢献に大きな役割を果たすことが期待されている。

図表4 u - J a p a n政策の全体像と特徴



(出典：ユビキタスネット社会の実現に向けた政策懇談会「u - J a p a n政策」骨子(平成16年12月))

第2節 放送のデジタル化

1 ユビキタスなネットワーク社会の実現に向けたデジタル放送の役割

「e-Japan戦略」においては、「2011年までに、地上テレビジョン放送のデジタルへの移行を完了し、全国どこでもデジタルテレビの映像が受信できるような環境を整備する」という目標が掲げられている。また、これを受けて、平成16年6月15日にIT戦略本部決定された「e-Japan重点計画2004」においても、重点的に推進すべき施策として、「地上デジタル放送による新たなサービスの利活用の推進」が盛り込まれ、関係省庁が連携して取り組むこととされている。

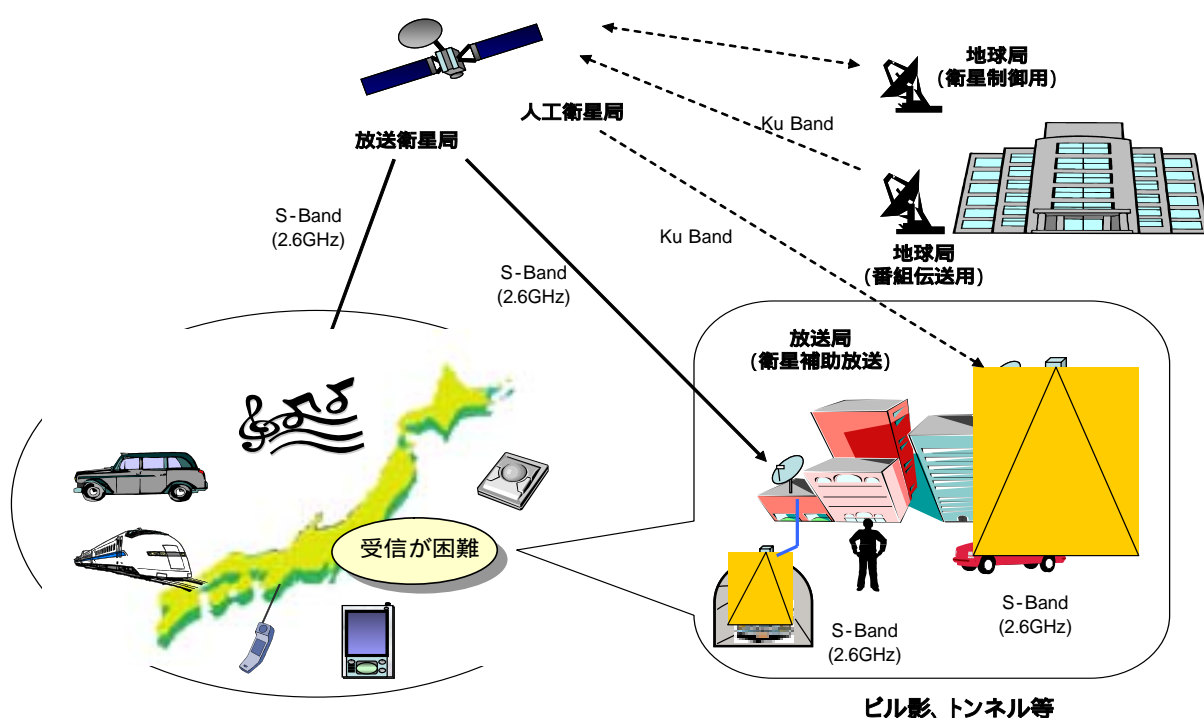
デジタル放送は、ユビキタスなネットワーク社会において、高精細映像サービス等の高品質な映像・音声サービスの提供、字幕・音声放送サービス等高齢者・障害者に優しいサービスの充実、携帯端末向け放送サービス等の安定した移動受信の実現、インターネットとの連携による双方向サービス等のデータ放送の充実などを通して、様々な社会経済上の課題を解決するツールとなることが期待されている。

2 放送のデジタル化の進展

我が国では、まず、衛星放送においてデジタル化が開始された。平成8年6月には、CS放送（通信衛星（以下「CS」という。）を利用して、放送衛星業務用の周波数（国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則付録第30号の規定に基づき我が国に割り当てられた11.7GHzから12.2GHzまでの放送衛星業務に使用される周波数。以下同じ。）以外の周波数を使用して行う放送）によるデジタル放送が開始し、また、平成12年12月からはBS放送（放送衛星（以下「BS」という。）を利用して、放送衛星業務用の周波数を使用して行う放送）によるデジタル放送が開始し、そして、平成14年3月からはBSデジタル放送と同じ静止軌道位置である東経110度上のCSを利用した東経110度CSデジタル放送が開始された。その後、衛星関連技術の進展により、平成16年10月からは我が国初の衛星による

移動体向け放送として、音声を中心とし、文字、図形、簡易動画等のデータを併せ送ることが可能な2.6GHz帯衛星デジタル音声放送がモバイル放送株式会社より開始されている。このように、衛星放送は、放送メディアにおけるデジタル化に先行的な役割を果たしてきたメディアといえる。

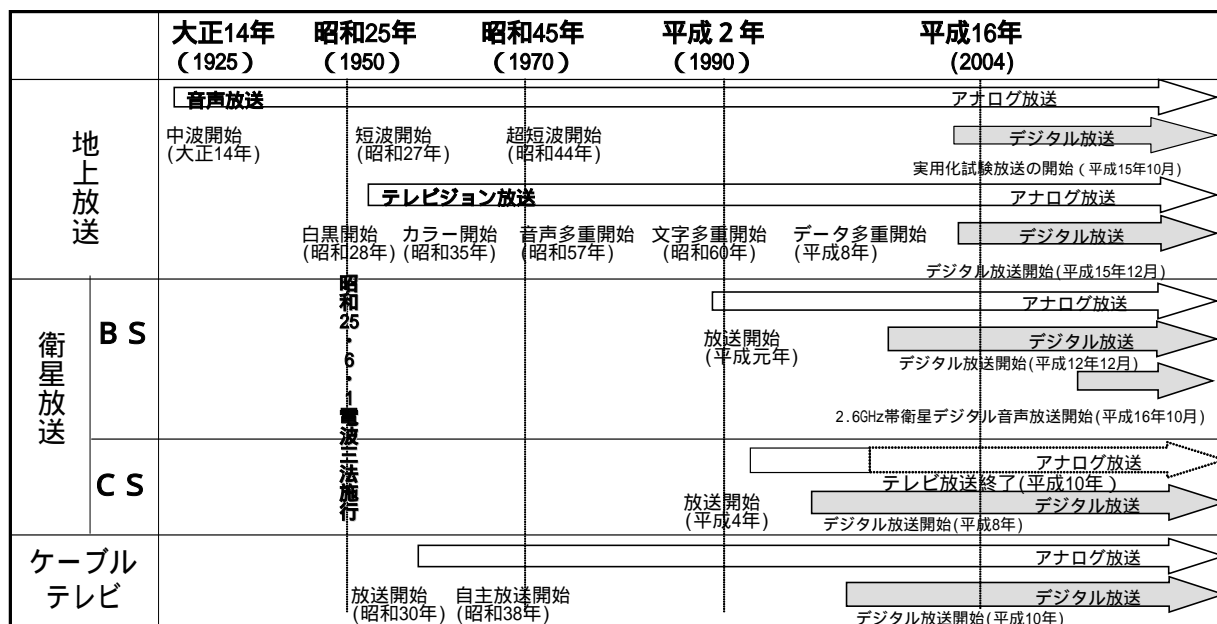
図表5 2.6GHz帯衛星デジタル音声放送



他方、地上放送においては、平成15年12月に三大広域圏（関東・中京・近畿）において開始され、平成18年末までにはその他の県庁所在地等でも放送が開始されるよう、取組みが進められており、平成23年7月までに地上デジタル放送への全面移行が行われる予定となっている。そして、地上デジタル放送関連技術の進展に伴い、平成18年には、前述した携帯電話においても受信可能な技術規格による携帯端末向け放送サービスの開始も予定されるなど、移動しながら安定的な受信も可能とされている。

また、ケーブルテレビにおいては、平成10年7月から一部地域でデジタル放送が開始され、平成12年12月からはBSデジタル放送の再送信、平成15年4月には東経110度CSデジタル放送の再送信が開始されている。特に、同年12月から開始された地上デジタル放送の再送信において、ケーブルテレビのデジタル化も重要性を増しているところであるが、現在、ケーブルテレビの全国的なデジタル化が進められつつある。

図表6 我が国の放送メディアのデジタル化の進展



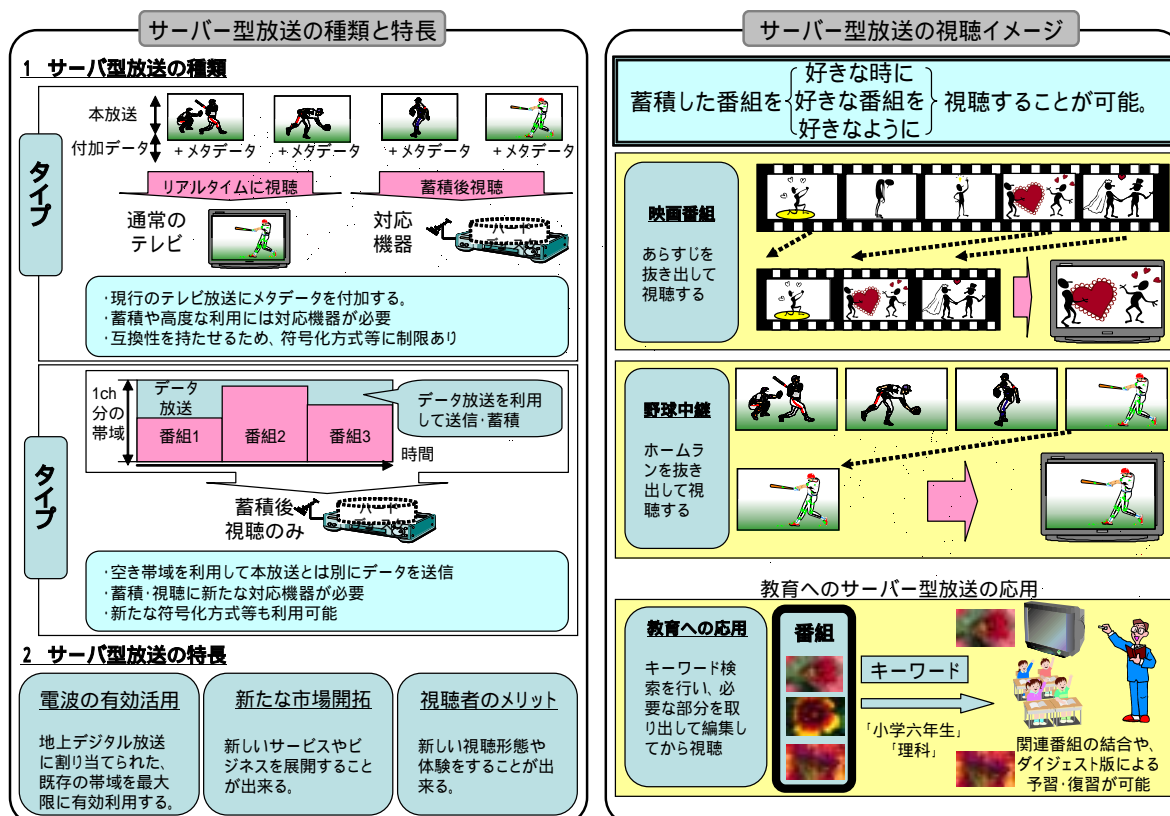
3 メディア横断的なデジタルネットワークと放送

他方、前述したようなICT分野の技術革新の進展に伴い、地上デジタル放送、BSデジタル放送、CSデジタル放送(東経110度CSデジタル放送を含む。)無線LAN、光ファイバをはじめとするブロードバンドなど視聴者を取り巻くメディア横断的なデジタルネットワークが多様化するとともに、これまでICTの代表的な構成要素であったパソコンに加え、従来ネットワークと無縁と考えられてきた機器までも、受発信機能を持つ情報家電として登場しつつある。

そして、各家庭で電話とともに最も親しみやすい情報機器であったテレビが、地上放送、衛星放送、ケーブルテレビの各放送メディアのデジタル化を通じて、あらゆるネットワークに対するインターフェースを有し、視聴者にとってのゲートウェイとなる総合情報端末として主要な役割を担うことが期待されるようになってきている。例えば、近年中に登場が予想されるサーバ型放送においては、現在、急速に普及しつつあるDVDレコーダ、HDD等の大容量蓄積機能やキーワードによる自動抽出録画等従来からの受信機側の機能に加えて、コンテンツの属性等に関する様々な付加情報であるメタデータを活用することにより、視聴者が選択するキーワードに該当する番組の自動抽出録画、索引ページを表示して視聴したい部分を選択可能なシーン検索、そして、特定の場面を繋げて視聴可能なダイジェスト視聴等が可能となると考えられる。

このようにデジタル放送は、ユビキタスなネットワーク社会の実現に向けて重要な一翼を担うメディアとして、一層の発展が期待されている。

図表7 サーバ型放送の概要



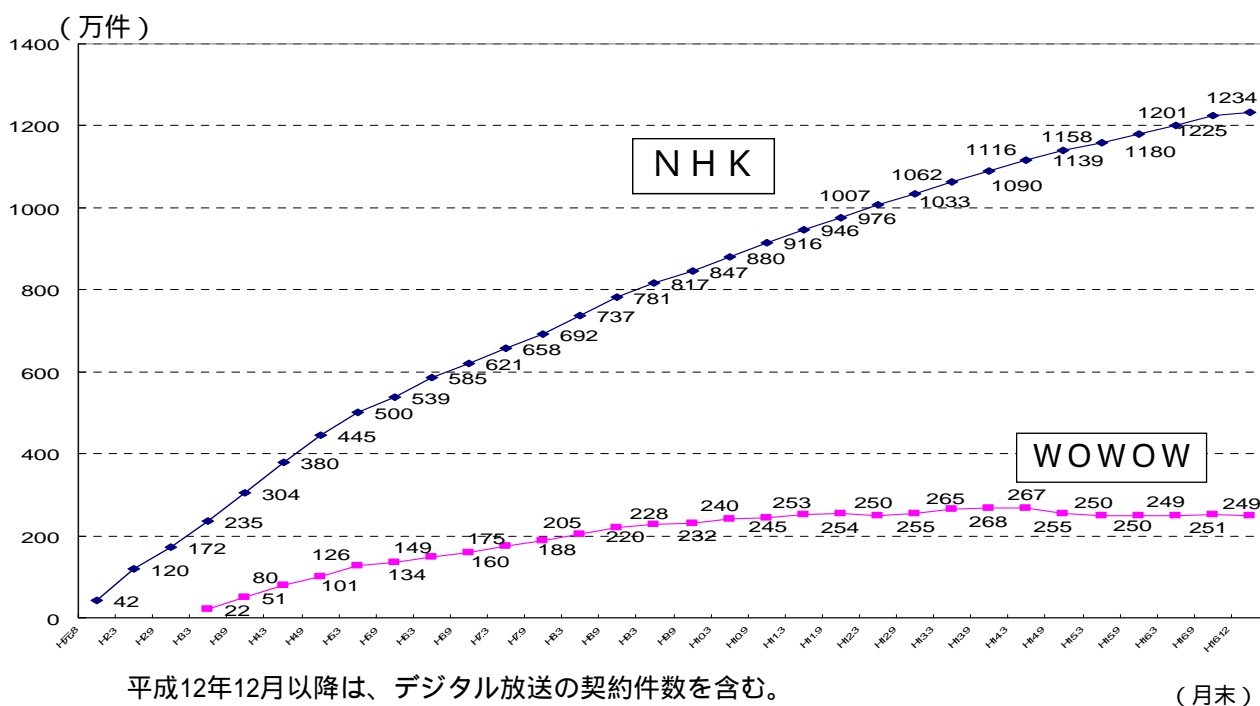
第2章 衛星放送の状況

第1節 衛星放送事業の現況

1 BSテレビジョン放送事業の現況

BSテレビジョン放送事業のうち、日本放送協会（以下「NHK」という。）の衛星放送の契約件数は平成16年12月末現在約1,234万件となっており、また株式会社WOWOWについては、249万件の契約を有している。NHKはBSデジタル放送の開始に伴い、赤字を計上しているものの、年々改善しつつあり、平成15年度末では10億円強にまで圧縮されている。一方BSテレビジョン放送事業者の事業収支は全体的に厳しい状況にあり、全体的に赤字幅は縮小傾向にあるが、平成15年度末現在、7事業者における当期損益で合計約268億円、累積損益で合計約1099億円を計上している。

図表8 BS放送の普及状況（契約件数）



平成12年12月以降は、デジタル放送の契約件数を含む。

(月末)

(出典：日本放送協会報道資料等により作成)

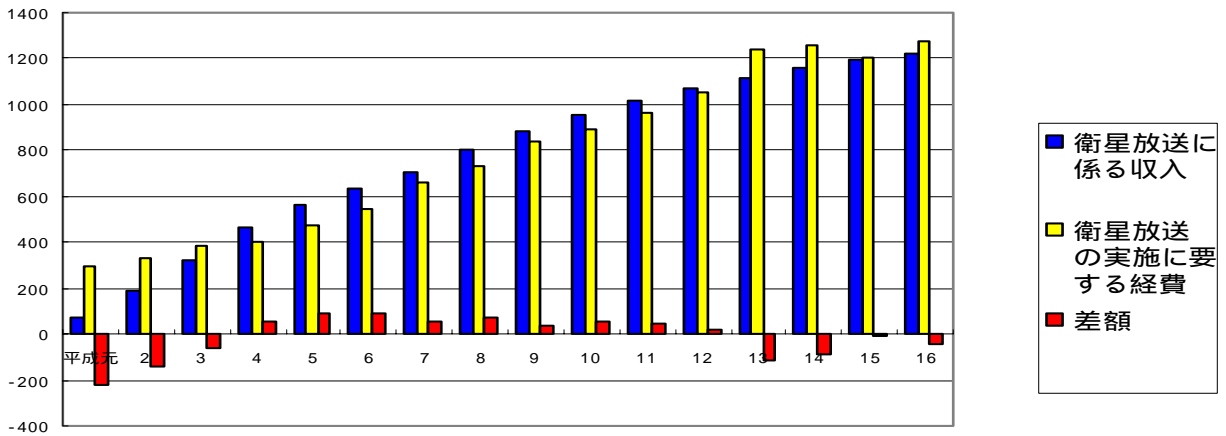
図表9 NHKの衛星放送に係る収入と経費の推移

(億円)

	平成元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
衛星放送に係る収入	71	189	320	460	558	638	707	800	884	953	1,013	1,066	1,119	1,160	1,197	1,226
衛星放送の実施に要する経費	292	327	280	405	471	543	656	730	843	895	964	1,051	1,239	1,253	1,207	1,274
差額	221	138	60	54	87	94	51	69	41	57	49	15	119	92	10	48

(注1)一般勘定の事業収支のうち衛星放送に係る収支を計上。
 (注2)事業支出には、平成12年12月以降、ハイビジョン放送の実施に要する経費を算入。
 (注3)平成16年度は、予算ベースの値。

(億円)



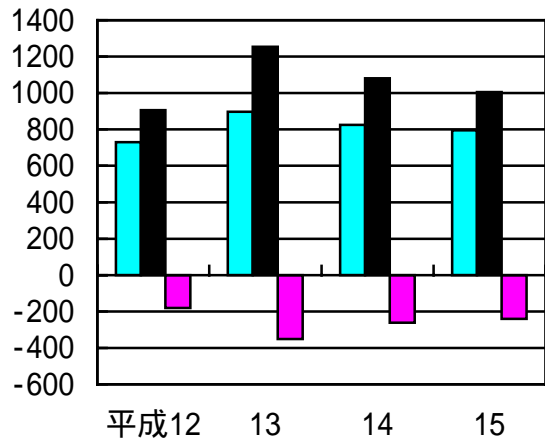
(出典：日本放送協会業務報告書等により作成)

図表10 BSデジタル放送事業者の収支状況

	平成12年 ¹	平成13年 ²	平成14年 ³	平成15年 ⁴
営業収益	730.7	896.9	824.5	796.0
営業費用	906.3	1253.9	1080.8	1006.0
収支比率 ⁶	124.0%	139.8%	131.1%	126.4%
当期損益	180.4	351.8	262.1	241.0
累積損益	336.7	676.7	954.3	1073.2

1：テレビジョン7社、音声3社、データ8社の数値
 2：テレビジョン7社、音声4社、データ8社の数値
 3：テレビジョン7社、音声3社、データ8社の数値
 4：テレビジョン7社、音声4社、データ8社の数値
 5：BSデジタル放送は、平成12年12月1日に開始。
 6：収支比率は営業費用/営業収益の比率
 (各社の公表資料を基に算出)

(億円)



■営業収益 ■営業費用 ■当期損益

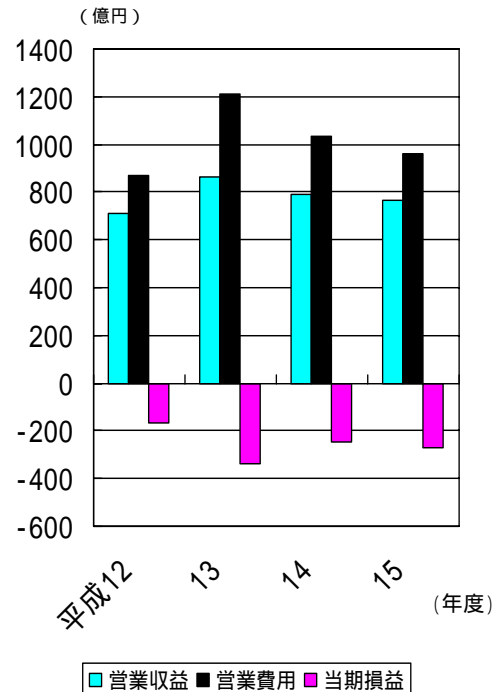
図表 1 1 B S デジタル放送専業 7 者の収支状況

単位：億円

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
営業収益	711.7	864.7	788.0	766.0
営業費用	870.6	1,210.8	1,033.3	958.2
収支比率	122.3%	140.0%	131.1%	125.1%
当期損益	168.8	338.5	245.6	267.8
累積損益	316.6	649.2	889.4	1099.4

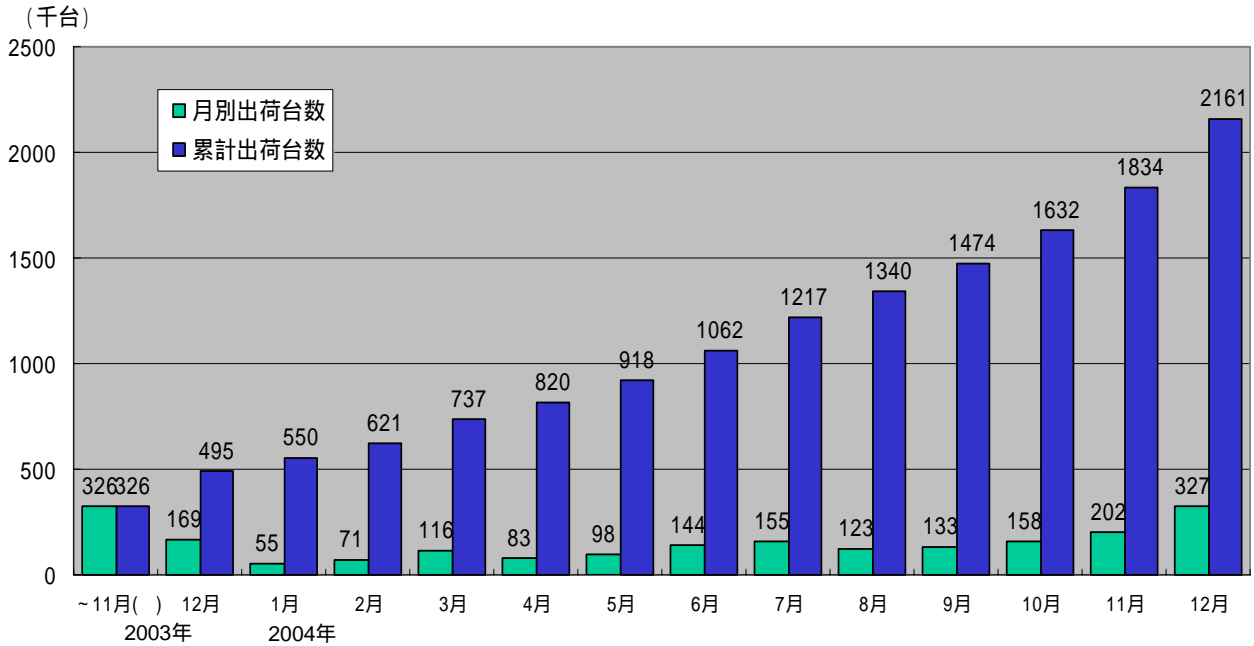
(各社からの委託放送事業の事業収支に係る報告等を基に算出)

- 1 : B S デジタル放送は、平成 1 2 年 1 2 月 1 日に開始。
- 2 : 平成 1 2 年度は 6 社の合計。平成 1 3 年度以降から 7 社の合計。
- 3 : 収支比率は営業費用 / 営業収益の比率



これまで、その要因の一つとして、B S デジタル放送受信機の普及の遅れがあると指摘されてきた。しかしながら、現在では、B S デジタル放送受信機の出荷台数については、平成 1 5 年 1 2 月に地上デジタル放送が開始されたことに伴い、地上デジタル放送、B S デジタル放送、そして、東経 1 1 0 度 C S デジタル放送の三波共用デジタル受信機が登場し、平成 1 6 年 1 2 月末現在で 2 1 6 万台まで普及したこともあり、B S デジタル放送受信機出荷台数(累計)は平成 1 6 年 1 2 月末現在で約 4 8 2 万台、ケーブルテレビ受信世帯数は約 2 8 3 万世帯まで普及し、合計で約 7 6 5 万世帯が B S デジタル放送を受信可能となっており、今後一層の普及が見込まれている。

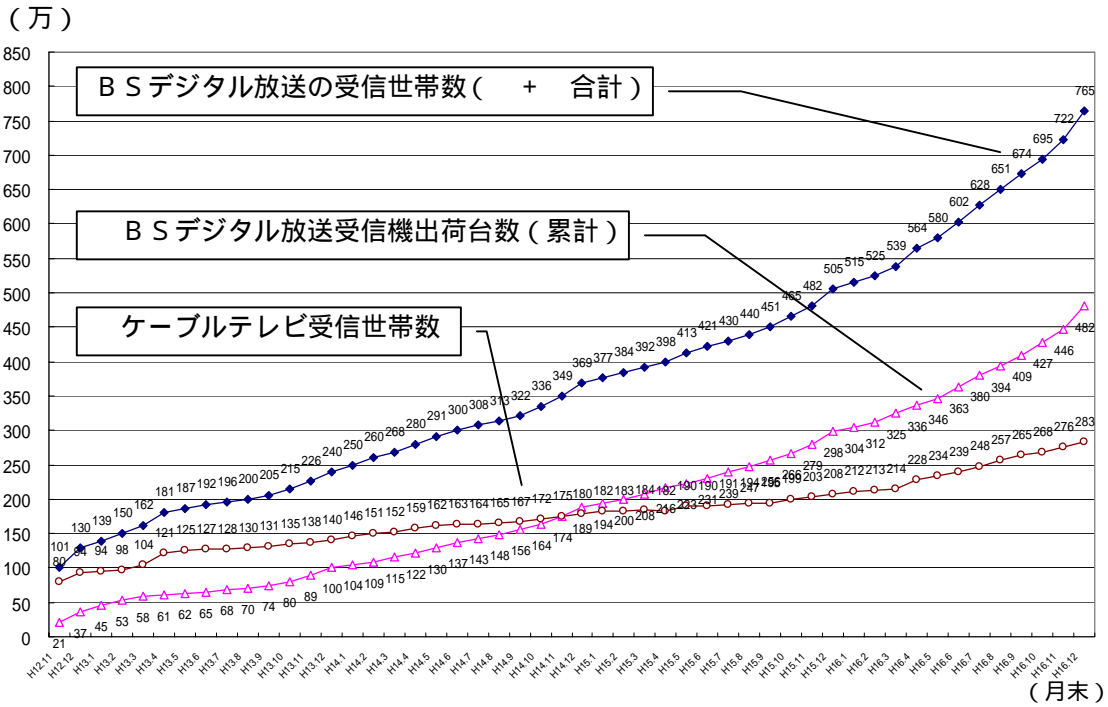
図表 1 2 三波共用デジタル受信機の国内出荷台数累計の推移



2003年11月末までの出荷台数。なお、地上デジタル放送対応の受信機は、同年6月から発売開始。

(出典：(社)電子情報技術産業協会資料より作成)

図表 1 3 B S デジタル放送の受信世帯数



(月末)

(出典：日本放送協会資料により作成)

2 独立系BSデータ放送事業・独立系BS音声放送事業の現況

独立系BSデータ放送事業者8者は、事業開始以降10億円台の赤字を計上し続けているが、平成15年度の経常赤字は合計18億円となり、平成15年11月末1事業者が撤退した。

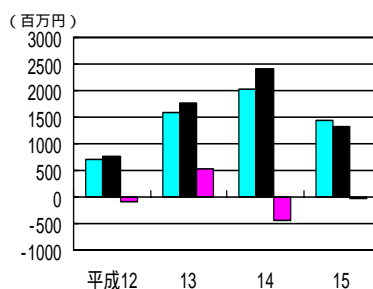
また独立系BS音声放送事業者4者の同年度の経常赤字は合計で2億円となっている。

図表14 独立系BSデジタル音声・データ放送事業者の収支状況

音声放送 (12、14年度は3社の合計、13、15年度は4社の合計) 単位: 百万円

	平成12年度 3社 ¹	平成13年度 4社	平成14年度 3社	平成15年度 4社
営業収益	692	1596	2036	1442
営業費用	757	1753	2425	1332
収支比率 ²	109.4%	109.8%	119.1%	92.4%
当期損益	75	540	445	18

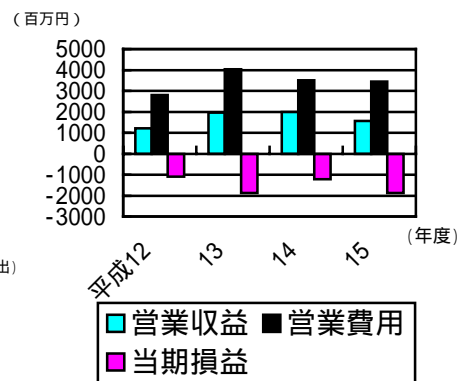
1: BSデジタル放送は、平成12年12月1日に開始。(各社の公表資料を基に算出)
2: 収支比率は営業費用/営業収益の比率



データ放送 (8社) 単位: 百万円

	平成12年度 ¹	平成13年度	平成14年度	平成15年度
営業収益	1207	1965	1987	1566
営業費用	2805	4044	3501	3446
収支比率 ²	232.4%	205.8%	176.2%	220.1%
当期損益	1093	1866	1210	1865
累積損益	0	1866	3076	4941

(各社の公表資料を基に算出)

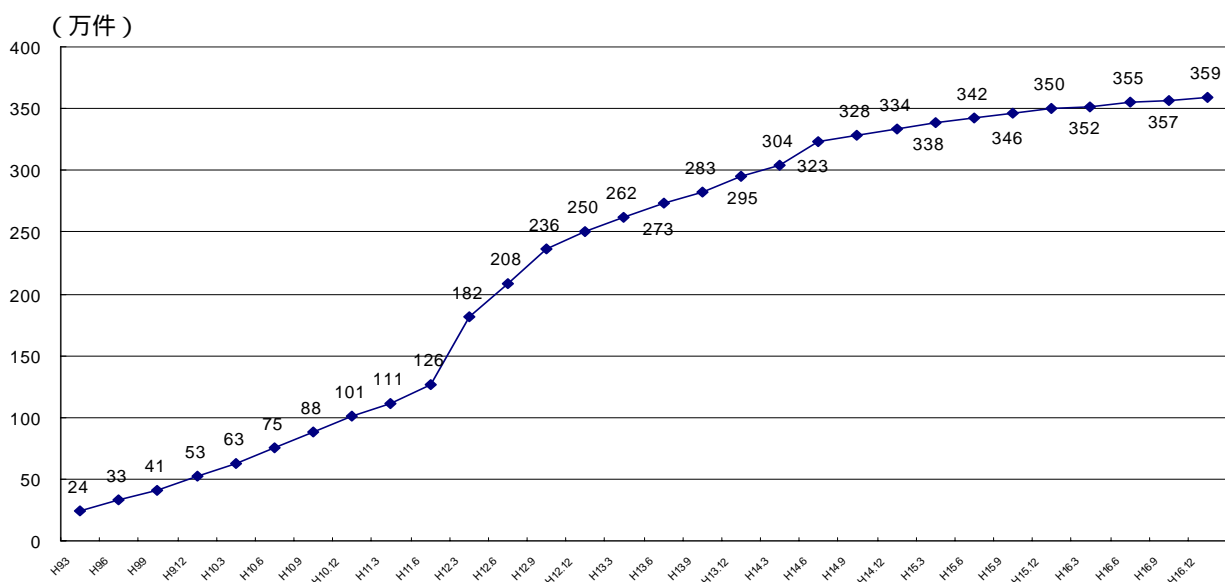


3 CS放送事業の現況

CS放送については、東経124度CS及び東経128度CSを用いた放送について、株式会社スカパーフェクト・コミュニケーションズ(以下「スカパー」という。)が、平成16年12月末現在、104者の委託放送事業者

等（うち電気通信役務利用放送事業者は39者）を擁して、プラットフォーム事業（放送事業者に代わり、顧客営業や料金收受等の管理業務を代行する事業）を運営しており、平成16年12月末現在、約359万の契約者を獲得しているが、300万加入を超えた時期以降、拡大のペースは従前より鈍っている。但し、平成15年3月に東証一部上場を果たしたことにより累損を一掃し、経営的には改善されてきている。

図表15 東経124度・128度CSデジタル放送における加入件数の推移



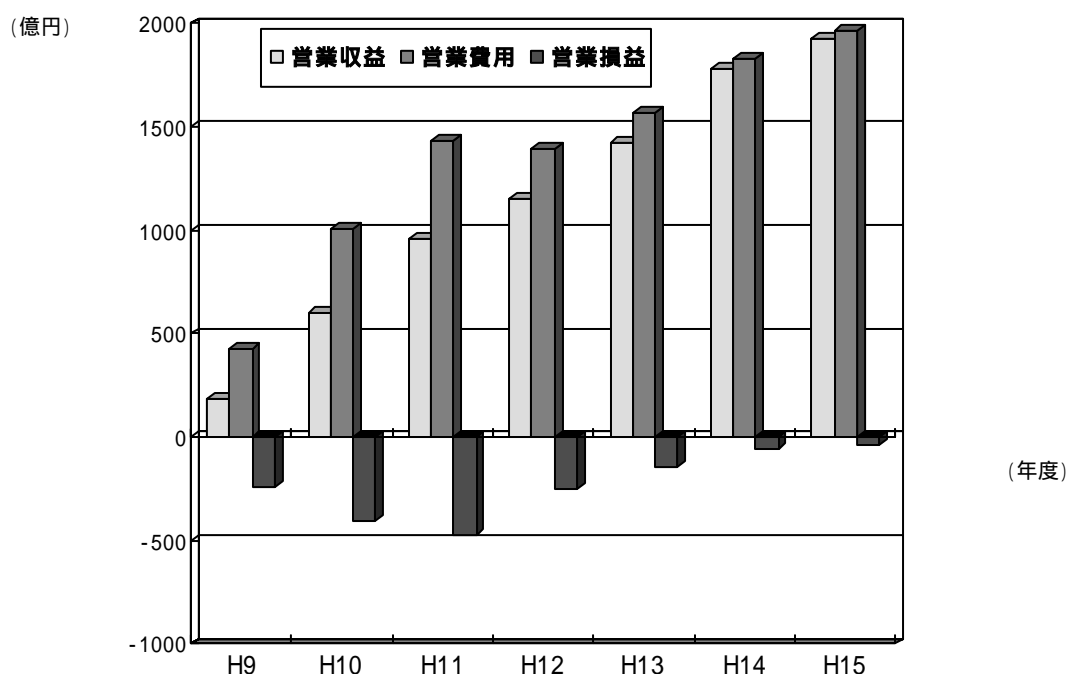
- 1 「加入件数」とは、個人契約者数(有料視聴契約(個人本登録)を結び、視聴料の支払いが発生している加入者数)に、有料視聴契約締結前の無料視聴期間中の数(仮登録、「SKYPerfectTV！」のみ)、法人契約者数(代理店展示用を含む)、技術開発用登録数などを加えた総登録者数をいう。
- 2 「SKYPerfectTV！」に係る加入件数の発表方法が、平成11年8月末分から変更された。
毎月の加入件数を、従来の新規登録者数から純増登録者数として発表。
開局以来36ヶ月分の累計解約者数を差し引いた累計登録者数を発表。
- 3 平成12年3月から「ディレクTV」が「SKYPerfectTV！」に加入者の移行を開始し、当移行加入者数が純増登録者数に含まれる。

(出典：(株)スカイパーフェクト・コミュニケーションズ報道資料等により作成)

図表 16 CSデジタル事業者（東経110度を除く）の収支状況

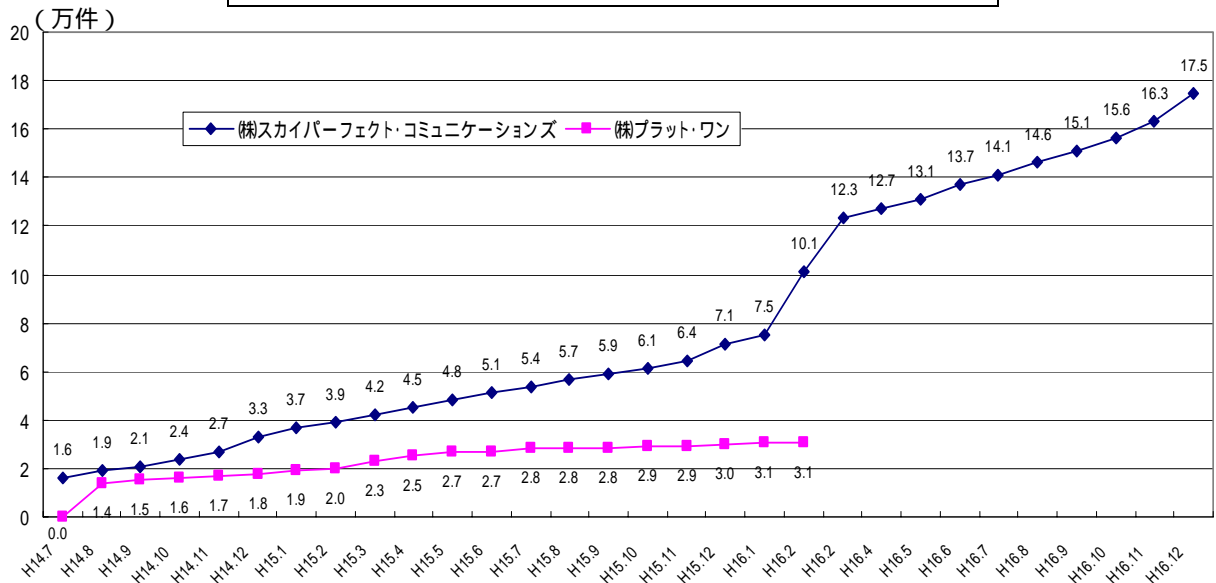
	平成10年度 (96社)	平成11年度 (93社)	平成12年度 (93社)	平成13年度 (100社)	平成14年度 (96社)	平成15年度 (100社)
営業収益	603.9	960.5	1,154.2	1,424.8	1,779.9	1,929.6
営業費用	1,009.4	1,429.9	1,399.8	1,571.7	1,831.9	1,964.4
収支比率	167.1%	148.9%	121.3%	110.3%	102.8%	101.8%
営業損益	405.5	469.4	245.6	146.9	52.0	34.8
当期損益 黒字社数	15社	15社	32社	40社	47社	49社

- 1 収支比率は営業費用 / 営業収益の比率
- 2 テレビジョン放送も行う音声放送事業者は、テレビジョン放送に包括して報告(按分不可能なため)
- 3 データ放送3社のうち2社はテレビジョン放送に包括して報告(按分不可能なため)



また、平成14年3月に放送を開始した東経110度CSデジタル放送については、いわゆる三波共用デジタル受信機が平成16年12月末現在で、累計約216万台普及している中、スカパーが運営するプラットフォーム事業「スカパー！110」の加入者は同期で17.5万件に留まっている。また、平成15年度において17の委託放送事業者全体で約51.8億円の営業赤字となっており、黒字事業者も3者に留まっている。

図表17 東経110度CSにおける加入件数の推移



1 「加入件数」とは、個人契約者数(有料視聴契約(個人本登録)を結び、視聴料の支払いが発生している加入者数)に、有料視聴契約締結前の無料視聴期間中の数(仮登録、「SKYPerfectTV /」のみ)、法人契約者数(代理店展示用を含む)、技術開発用登録数などを加えた総登録者数をいう。

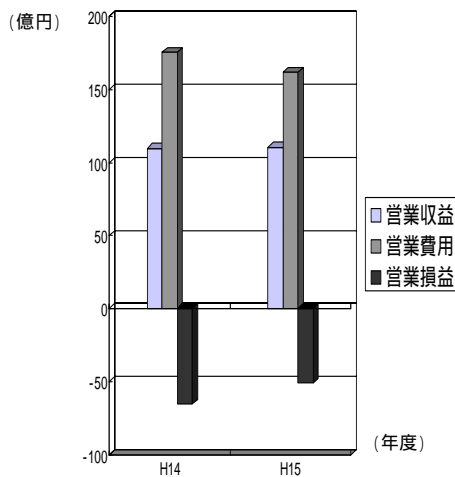
2 平成16年2月末以降は、「SKYPerfectTV /110」(平成16年3月に「SKYPerfectTV2 /」が改称。)によるプラットフォーム業務を受託した、スター・チャンネルBS加入者が含まれる。

3 平成16年3月末以降は、平成16年3月1日付けで(株)スカイパーフェクト・コミュニケーションズと合併した(株)プラットワンの「プラットワン」からの移行加入者が含まれる。

(出典：(株)スカイパーフェクト・コミュニケーションズ報道資料等により作成)

図表18 CSデジタル放送事業者(東経110度)の収支状況

	平成14年度 (18社)	平成15年度 (17社)
営業収益	109.9	110.0
営業費用	175.5	161.8
収支比率	159.7%	146.7%
営業損益	65.6	51.8
当期損益 黒字社数	4社	3社



第2節 衛星放送事業の課題

今後、衛星放送が発展するために、BS放送、CS放送共通の課題として、衛星放送としての独自の魅力あるブランドイメージが十分視聴者に浸透していないということが挙げられる。第二には、衛星放送において、特に無料放送においては、成り立ちうるビジネスモデルが未だ確立されているとはいえないことが挙げられよう。

第一の点については、勿論個々の番組制作は各事業者の自主的努力によって行われるべきものであるが、高精細画像を中心とした高品質優良コンテンツや、話題となっているコンテンツを他に先駆けて提供することにより、独自性を持って魅力ある衛星放送のブランドイメージと存在感を確立することが今後の課題となる。また、視聴者の多様なニーズに応えるためには、衛星放送の特性を十分に生かしたサービスが必要になるとともに、衛星放送全体として事業者の枠を超えて連携を促進する必要がある。その上で、制度的制約によって利用者ニーズに十分応えることのできない実態が仮にあるとするならば、枠組みの見直しも必要になると考えられる。

CS放送において、全体的に赤字幅の圧縮がなされつつあるのに対して、BS放送の無料広告放送事業者については、必ずしも順調に改善がなされているとは言えない。その原因の一つには、受信機出荷台数の問題の他に、広告媒体としての特性が十分広告主に認識されていないのではないかと推察される。

また、広告収入の伸び悩みによる赤字の拡大が、質の高い番組提供制作を困難にし、一層の視聴者支持の伸び悩みを招くという悪循環が生じているものと考えられる。

第3章 衛星放送の発展のための基本的課題

第1節 競争環境の整備

1 メディア横断的な競争の進展

衛星放送分野においては事業者にとって厳しい経営が続く中、デジタル化の進展を背景として、他の放送メディアや通信メディアも含むメディア横断的な競争が今後一層激しさを増すものと考えられる。

この点、地上放送においては、平成15年12月に地上デジタル放送が開始され、平成23年のアナログ放送からデジタル放送への移行完了時点では、約4,800万世帯に普及することが見込まれている。

また、ケーブルテレビについては、平成16年9月末において1,726万契約、世帯普及率34.6%と着実な伸びを示すとともに、MSO(Multiple System Operator)を中心としてデジタル化による技術革新も反映して、経営基盤の強化がなされている。

さらに、ブロードバンドインターネットへの加入可能世帯数は、平成16年8月時点において、DSLで2,800万世帯、FTTHで1,850万世帯と予想を超える伸びとなっている。

以上のメディアは、これまでの衛星放送がデジタル化・大容量化で先行することにより確立してきた多チャンネル・高品質映像メディアとしての地位を脅かしつつあり、今後、衛星放送の発展のためには、他の放送メディアやブロードバンド高速インターネットとの競争も視野に入れた取り組みが必要となる。

また、従来、衛星放送事業者にとって、視聴者獲得のための有力なコンテンツであった映画やドラマについて、DVDソフトが廉価なものとなりつつあるなど、パッケージメディアとの競争も課題となる。

2 国際的な競争力の確保

このような他メディアとの競争の中で衛星放送の収益力を抜本的に改善することが必ずしも容易ではない一方で、デジタル化によってコンテンツの海外流通はより容易なものとなっており、いわばメディア及び国境を超えた競争に直面しているといつてよい。今後は国際競争力を有する高品質のコンテンツ制作を行い、こうしたボーダーレスな競争の中で多面的なサービス展開を図ることが衛星放送の発展の上で不可欠となってきている。

衛星放送事業者にこうしたメディア及び国境を超えた競争に耐えうる強固な経営基盤が要求されることを考えれば、今後の大きな行政課題の一つはメディア横断的な放送政策の展開及び国際競争を視野に入れた事業環境の整備であると言えよう。

第2節 視聴者利益の向上

1 視聴者利益の保護と事業基盤の拡大

先ず、衛星放送事業が視聴者の支持を受け、事業基盤を拡大するためには、他メディアとの競争の前に、あるいは他メディアよりもさらに積極的に視聴者利益の保護と向上に向けた取組みを進める必要がある。

この点、情報通信分野のみならず分野横断的に大きな問題となってきた個人情報保護への取組みは、視聴者利益の保護における重要な課題の一つと言えよう。衛星デジタル放送が有する双方向性という特質を生かし、視聴者の個別ニーズに対応した付加価値のある情報の提供を提供していくことは、今後の衛星放送の発展の上で必須の要件であるが、そのためにも、平成17年4月1日に全面施行される個人情報保護法に沿って、放送受信者等の個人情報について適切な取扱いを行うことがこうしたサービスの基盤として求められており、衛星放送に対する視聴者の信頼を確保する上で必須の課題となっている。

2 サービス・機器へのアクセシビリティ

第二に視聴者のサービス・機器へのアクセシビリティという観点からは、受信機側においては、機器の高度化・多様化・複雑化が進み、利便が向上する一方で、機器の設定、接続、操作、チャンネルの選択に際して複雑な手順を踏む必要があるなど、視聴者にとって利便の向上が実感しにくいとの印象がある。また、番組選択の判断についても、地上放送、BS放送、CS放送を横断して視聴者が自己の嗜好に合う番組を選択することは必ずしも容易ではないとの問題がある。今後、サーバ型放送などの普及を図る上では、視聴者に機器設置・操作等にストレスを感じさせないことが一層重要な課題となる。

3 災害等非常時における貢献

第三に、衛星放送の特質である耐災害性の一層の発揮である。その特質としては、地上放送の難視聴地域に対しても広く大容量の送信を行うことができること、利用者が直接受信できること、そして、自然災害等により地上ネットワークが瞬断された場合においても、受信機器の電源を確保すれば、放送の受信が可能であるという点が挙げられる。

この点、平成16年の新潟県中越地震に際しても、NHKにおいては、地震発生後に2カ所の避難所にBS受信機を設置し、大きな役割を果たしたところであり、また、前述した平成16年10月から開始された2.6GHz帯衛星デジタル音声放送を提供しているモバイル放送株式会社についても、その受信端末を製造しているメーカーより当該端末の被災地への貸与がなされ、被災住民に喜ばれたところである。

今後は、衛星放送の特質を生かして、災害等非常時における視聴者の利便を一層向上させていくための取組みが一層求められるものと考えられる。

第4章 衛星放送における個別課題の検討

第1節 競争環境の整備

1 東経110度CSにおける左旋円偏波の放送利用の在り方について

(1) 東経110度CSデジタル放送開始の経緯

CS放送については、前述したように、他の放送メディアに先駆けて、平成8年6月にデジタル化され、また、平成14年1月には、電気通信役務利用放送法（平成13年6月29日法律第85号）の施行により、東経110度CSを除いたCSを対象として、比較審査や外資規制が撤廃され、一定の適格性を満たせば参入が可能となる電気通信役務利用放送制度が創設された。

他方、宇宙通信株式会社（以下「宇宙通信株」という。）及びジェイサット株式会社（以下「ジェイサット株」という。）により共同利用することとされた東経110度CS「N-SAT-110」におけるデジタル放送については、その使用可能な周波数用中継器（トランスポンダ）の利用の在り方について、平成12年5月から6月にかけてパブリックコメントが実施され、それに対する郵政省の考え方において、「受信機の左旋対応など技術的問題を勘案して定めたものであり、・・・右旋12本とするのが適当」とされた。

そして、平成12年9月8日に、宇宙通信株及びジェイサット株にそれぞれ6中継器に係る放送衛星局の予備免許が付与され、また、同年11月には宇宙通信株及びジェイサット株にそれぞれ6中継器に係る人工衛星局（電気通信業務用）の予備免許が付与された。その結果、右旋円偏波周波数用の中継器12本が放送衛星業務用、左旋円偏波周波数用の中継器12本が電気通信業務用として利用されることとなった。

この点、東経110度CSに電気通信役務利用放送法を適用することの可否については、平成14年1月28日からの電気通信役務利用放送法の施行に先がけて実施されたパブリックコメントに対する総務省の考え方において、

基本的な方向性が示された。すなわち、宇宙通信(株)より提出された「N - S A T - 1 1 0の左旋偏波トランスポンダについて、可及的速やかに電気通信役務利用放送法を適用してほしい」旨の意見に対する考え方として、「地上放送、B S放送、東経1 1 0度C S放送においては、需要に応じて電気通信設備が提供され得る状況が実現されていない等から、電気通信役務利用放送法の適用の範囲とはしていない」、「N - S A T - 1 1 0の左旋偏波トランスポンダの放送への使用については消極とするものも含め多様な意見があるものと承知しており、今後、幅広い意見を踏まえて検討していきたい」とされた。

また、電気通信役務利用放送法の制定に係る第1 5 1回国会衆議院総務委員会の審議（平成1 3年6月2 1日）において、東経1 1 0度C Sについては、「希望をされる方の方が割り当て可能なチャンネルよりも多いということ」として、「全国にB Sと同じように一波で届くというような社会的影響力というものも大きいということ」から電気通信役務利用放送法の適用対象外とする旨、政府参考人により答弁されている。

以上のように、当時においては、東経1 1 0度C Sの左旋円偏波の放送利用については、引き続き技術的困難性が継続していたこと、東経1 1 0度C S放送はB S放送と同じ東経1 1 0度という静止軌道位置を有し、B S放送と同様に「準基幹放送」として国の計画に則って普及を推進する必要が認められたことから、外資規制がなくその普及を市場原理に委ねた電気通信役務利用放送法に基づく放送を認めることが不相当とされてきた。

（２） 東経1 1 0度C Sにおける左旋円偏波の放送利用に係る問題提起

社団法人日本経済団体連合会の規制改革要望（平成1 5年1 0月）

東経1 1 0度C Sについては、平成1 5年1 0月2 1日の「2 0 0 3年度日本経団連規制改革要望 - さらなる規制改革の推進に向けて - 」において、「現行の受委託放送制度では、衛星中継器を通信用、放送用に分け、委託放送事業者の認定にあたって放送用の特定の周波数を総務大臣が指定するため、新たな周波数で放送を開始しようとする、手続に時間を要する、

「外資規制もなく、マスメディア集中排除原則に基づく規律も緩い電気通信役務利用放送法が適用され、より自由な参入が可能となれば、競争が促進され、魅力あるコンテンツの提供、ひいては衛星放送市場全体の拡大につながる事が期待される」、そして、「事業者の利用ニーズに応じて、通信、放送用の周波数を柔軟に利用できることから、周波数の有効利用につながる」等を理由として、「東経110度CSに電気通信役務利用放送法を適用すべき」旨の規制改革要望が社団法人日本経済団体連合会により取りまとめられた。

「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月)

平成16年3月19日、「規制改革・民間開放推進3か年計画」が閣議決定され、平成16年度内に、「東経110度を軌道位置とするCSに関し、現在通信用に割り当てられている左旋円偏波の周波数を放送に使用できるようにすること及びその際電気通信役務利用放送法を適用することについて検討し、早急に結論を得る」こととされた。

関係者の意見(平成16年5月)

以上の経緯を踏まえ、東経110度CSの左旋円偏波の周波数について放送に利用することの是非、そして、当該放送利用において電気通信役務利用放送法を適用することの是非について、当検討会において、関係者から意見を求めたところ、提出された主なものは、次のとおりであった。

イ) 現時点での議論は時期尚早であるとする意見

- ・ あくまで受信者の利益保護が最優先されるべきであり、まずは左旋円偏波の周波数(放送用周波数使用計画(昭和63年10月1日郵政省告示第661号)で指定されていないもの)に関する受信環境の整備が不可欠。受信環境の整備については、行政の方針決定、放送事業者及び受信機メーカー等の意向が重要であり、また、現時点ではその環境が整備されていない状況にあると考えられる。その環境が整備されたと考えられる時点において、電気通信役務利用放送法の趣旨及び周波数の有効利用

の観点から、東経110度CSの左旋円偏波の周波数への電気通信役務利用放送法の適用を要望する。(宇宙通信㈱)

- ・ 視聴者が準基幹放送であるBSデジタル放送と東経110度CSデジタル放送を同一受信機で受信できる環境であること、平成19年頃までに決定されることが適当とされているBS放送のチャンネルの在り方についての方針、各種課題(BS/CSテレビジョン放送普及の見通し、高精細度テレビジョン放送化の流れを阻害しない等の周波数帯域の計画的利用の観点、既存放送事業者の意向、使い勝手等のBS/CS追加チャンネルに関する視聴者側の視点、動画像符号化方式等の新しい技術の進展動向、集合住宅等の受信システム規格、課題を解決するための準備期間)等を踏まえて、まずは、将来の左旋円偏波の放送利用に向けて、各課題への対応の検討を開始すべきであり、現時点においては是非を判断する段階にはない。(ジェイサット㈱)
- ・ 視聴者の受信環境の整備や放送事業者のニーズの見極めが欠かせないため、十分な検討が必要。(社団法人日本民間放送連盟)
- ・ 現在でもCS放送の成長は停滞し、東経110度CS放送も期待には程遠い状況にあり、そのような中で、放送に利用するとして新たな放送事業者を生み出す事は過当競争を招く恐れがあるため、現在のCS放送ではできない魅力ある放送ができる等、具体的なビジネスモデルが想定できないと判断できない。(社団法人衛星放送協会)
- ・ 受信環境の対応についても、特に集合住宅においては配線を含め問題が大きく、そのコストを含め事業性があるのか疑問。具体的なビジネスモデルが見えなければ、アンテナ或いはチューナについて、メーカー側の対応も困難ではないかと推測。(社団法人衛星放送協会)

ロ) 東経110度CSの左旋円偏波の放送利用に関する意見

- ・ 東経110度CSデジタル放送について、高精細度テレビジョン放送を軸に普及推進を図り、その用に供する中継器が不足するならば、左旋円偏波の周波数を放送に利用することに異存はない。(ジェイサット㈱)
- ・ 各種課題等について検討し、放送利用が是であるという結論が得られたならば、受託委託制度による放送とすべきか、電気通信役務利用放送制度による放送にすべきかを、そのときの放送環境等に照らし合わせて、

- その利用の在り方について最適な選択を行うべき。(ジェイサット株)
- ・ 東経110度CS放送を含む衛星放送の発展のためには、「量の拡大」より「質すなわち番組内容の充実」が求められており、各衛星放送事業者がより優れた番組を調達し、放送できる事業環境の確保が衛星放送のサービス向上につながる。(社団法人日本民間放送連盟)
 - ・ 現在、東経110度CSで放送を行っている事業者に不利益が生じないのであれば反対する理由はない。(社団法人衛星放送協会)
 - ・ 既存の受信機器で東経110度CSの左旋円偏波を利用した放送を受信するには、多くの技術的課題が存在しているものと認識。しかしながら、本件は国民の視点に立って、ニーズと普及の観点がもっとも重要であるため、同放送波を利用したいとする放送事業者が出現し、国民のニーズに合致した魅力的な放送を継続的に実施するのであれば、対応受信機器の企画・開発に向けて、検討を行なう用意はある。(社団法人電子情報技術産業協会)

八) 共同受信システム等の場合において新たに規格化が必要とする意見

- ・ 「デジタル放送用受信装置標準規格(望ましい仕様)ARIB STD-B21」では、「付属-6 広帯域CSデジタル放送受信アンテナシステムと留意点」において、アンテナと受信機(DIRD)が一对向の場合と、アンテナが1つでDIRDが複数の場合(家庭内で複数のDIRDが使用される場合または共同受信システムのような場合)について記述され、特に後者の場合については、2条伝送方式と1条伝送方式(3方式)についての検討結果が記述されているが、「当面広帯域CS左旋の実用化が明確でないこと、DIRDのIF入力が低くて良いこと、ダウンコンバーターが廉価であると予測されることから、C方式を推奨できるとの結論になった」ということで、あくまで推奨という表現に留められた記述となっている。従って、本標準規格では、アンテナが1つでDIRDが複数の場合における1条/2条伝送方式に関する仕様については規定されておらず、別途規格化が必要となる可能性がある。(社団法人電波産業会)

二) ケーブルテレビの再送信において留意が必要とする意見

- ・ 現行のケーブルテレビ事業者の施設は、3スロット分までのデータ放送にしか対応していないため、4スロット以上でのデータ放送が行われる場合など、社団法人電波産業会の策定する「BS/広帯域CSデジタル運用規定 ARI B T R - B 1 5」等の現行の技術基準を超えたスペックでの放送が行われた際には、ケーブルテレビ事業者の施設が対応できないことが想定。特にSTBに関しては、4スロット以上のデータ放送を再送信するためには、各加入者宅にあるSTBそのものの交換が必要であり、そのコスト等を考えると、ケーブル事業者側への影響が極めて大きい。(社団法人日本ケーブルテレビ連盟)
- ・ 左旋円偏波の放送利用に伴う東経110度CSにおける伝送容量の増加に関する検討については、現行BSの52Mbpsなど、伝送容量が58Mbps(29Mbps×2)程度を越さない場合は、ケーブルテレビによる再送信は、総伝送容量的には対応可能。ただし、29Mbpsのチャンネル2個を使用(TS分割方式)して再送信を行っているため、29Mbps以下に適切に2分割できることが必要。(社団法人日本ケーブルテレビ連盟)

ホ) 国民に対する周知が必要とする意見

- ・ デジタル放送の普及促進に向け、三波共用受信機による視聴を前提として、東経110度CS放送・BS放送・地上放送を併せたデジタル放送の魅力について総合的に国民に周知していく必要。(社団法人日本民間放送連盟)
- ・ 既存(レガシー)機器の対応問題と普及促進の観点から、国民に対して十分な周知期間を設ける必要。(社団法人電子情報技術産業協会)

(3) 本検討会における検討の視点

受託委託放送制度と電気通信役務利用放送制度の相違点

東経110度CSの左旋円偏波の放送利用に関する可否及び必要性については、視聴者の選択肢の増加、受信環境の整備における視聴者負担、周波数の有効利用、事業展開に関する需要、国民生活への影響力の各点

について検討した上で、判断することが必要と考えられる。

なお、放送法に基づく受託委託放送制度と電気通信役務利用放送法に基づく電気通信役務利用放送制度の要諦は、次のとおりとなっている。

イ) 現在、BSデジタル放送及び東経110度CSデジタル放送に適用されている受託委託放送制度による放送については、これらが日常生活に必要な不可欠な情報を提供するために重要な情報伝達手段であること、国民共有の有限希少な財産である電波によって伝送されていること等にかんがみ、放送の最大限の普及を目的として、国が放送番組の数の目標を定め、その達成に必要な放送業務用周波数を指定し、放送の実施を保障しているものであること

ロ) これに対し、電気通信役務利用放送制度は、デジタル化により多チャンネル化が実現し、見込まれる放送の需要に対する周波数の供給を市場原理に委ねても支障がないと考えられるCS(東経110度CSを除く。)放送を念頭に、国が放送番組の数の目標やその達成に必要な放送業務用周波数を指定せず、放送が行われるか否かを市場原理に委ねる方がより望ましいことから導入されたものであること

図表 19 衛星放送事業者に関する規律

〔電：電波法、放：放送法、役：電気通信役務利用放送法〕

規律の項目、適用条文	放送事業者	受託放送事業者	委託放送事業者 (NHKを含む。)	電気通信役務 利用放送事業者
<p>1 免許</p> <p>(1)放送局免許 (電・第4条)</p> <p>(2)委託国内放送業務の認定 (放・第9条の4)</p> <p>(3)委託放送業務の認定 (放・第52条の13)</p> <p>(4)電気通信役務利用放送の業務 に係る登録 (役・第3条)</p> <p>(5)放送普及基本計画 (放・第2条の2第1項)</p> <p>(6)放送用周波数使用計画 (電・第7条第3項)</p> <p>(7)外国性排除 (電・第5条、 放・第52条の13第1項第5号)</p> <p>(8)マスメディア集中排除原則 (放・第2条の2第2項第1号 第52条の13第1項第3号 役・第5条第1項第6号 根本基準・第9条 基本計画・第1)(注1)</p>	適用	適用	NHKに適用 適用	適用
<p>2 番組・広告規律</p> <p>(1)番組編集の自由 (放・第3条、役・第15条)</p> <p>(2)番組準則 (放・第3条の2第1項、 役・第15条)</p> <p>(3)番組調和原則 (放・第3条の2第2項)</p> <p>(4)番組基準制定義務 (放・第3条の3、役・第15条)</p> <p>(5)放送番組審議機関 (放・第3条の4、役・第15条)</p>	適用 原則適用 (NHKは適用)	適用除外 適用除外 適用除外	適用 適用 原則適用 適用 適用	準用 準用 準用 準用

規律の項目、適用条文	放送事業者	受託放送事業者	委託放送事業者 (NHKを含む。)	電気通信役務 利用放送事業者
(6)訂正放送 (放・第4条、役・第15条)	適用	適用除外	適用	準用
(7)災害の場合の放送 (放・第6条の2)	適用	適用除外	適用	
(8)候補者放送 (放・第45、52条、役・第15条)	適用	適用除外	適用	準用
(9)広告放送の識別のための措置 (放・第51条の2、役・第15条)	適用 (NHKはなし)	適用除外	適用 (NHKはなし)	準用
3 約款認可・届出等				
(1)受信契約条項認可 (放・第32条第3項)	NHKに適用		NHKに適用	
(2)有料放送契約約款認可 (放・第52条の4)	適用 (NHKはなし)		適用 (NHKはなし) (注2)	
(3)有料放送契約約款届出 (役・第13条)				適用
(4)委託放送事業者への役務提供義務 (放・第52条の9)		適用		
(5)役務提供条件の届出 (放・第52条の10)		適用		

注1：多重放送は除く。

注2：衛星放送において標準契約約款制、有料放送料金の事前届出制を導入(平成9年10月)。

図表 2 0 受託委託放送制度と電気通信役務利用放送制度に係る参入制度の比較

1 参入の枠組み

	受託委託放送制度	電気通信役務利用放送制度
目 標 数	放送普及基本計画で委託放送番組の数の目標を設定。	設定はしない。
周 波 数 指 定	放送用周波数使用計画で受託放送用の周波数（中継器）を指定。	指定はしない。衛星事業者が必要に応じて通信・放送利用を自由に選択。
免 許	中継器を放送に利用するには放送局免許、通信に利用するには通信用無線局の免許が必要。	電気通信事業者としての通信用無線局免許で通信にも放送にも利用できる。
参 入 手 続	委託放送事業者は、法令で定められた放送専用の中継器数の枠内で認定を受ける。	一定の適格性があれば参入。

2 認定事項と登録事項

委託放送業務の認定事項 (放第52条の13第2項)	役務利用放送業務の登録事項 (役第3条第2項)
<ol style="list-style-type: none"> 1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 2. 委託して行わせる放送の種類 3. 希望する委託の相手方 4. 委託の相手方たる人工衛星の放送局に関し希望する人工衛星の軌道又は位置 5. 委託して行わせる放送に関し希望する周波数 6. 業務開始の予定期日 7. 委託放送事項 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 2. 総務省令で定める電気通信役務利用放送の種類 3. 電気通信役務利用放送設備の概要 4. 業務区域

(4) 各視点についての検討

視聴者の選択肢の増加

前述した当検討会に対し関係者から提出された意見の中には、「東経110度CS放送を含む衛星放送の発展のためには、『量の拡大』より『質すなわち番組内容の充実』が求められており、各衛星放送事業者がより優れた番組を調達し、放送できる事業環境の確保が衛星放送のサービス向上につながる。」との意見（社団法人日本民間放送連盟）があった。

左旋円偏波の周波数を利用した東経110度CS放送の実施を希望する事業者が存在する場合には、放送番組の増加や新たなCSデジタル放送サービスが提供されることが期待される。これらの放送サービスが国民のニーズに合致した魅力的な放送であり、安定的・継続的に提供される場合には、視聴者にとっての選択肢の増加につながるものと考えられる。

この点、当該放送が電気通信役務利用放送法に基づき行われる場合には、市場原理に基づき、左旋円偏波の周波数が電気通信業務用及び放送衛星業務用のいずれにも融通可能であるため、視聴者の選択肢が増加する可能性があると考えられる。

受信環境の整備における視聴者負担

前述した当検討会に対し関係者から提出された意見の中には、「既存の受信機器で東経110度CSの左旋円偏波を利用した放送を受信するには、多くの技術的課題が存在しているものと認識。しかしながら、本件は国民の視点に立って、ニーズと普及の観点がもっとも重要であるため、同放送波を利用したいとする放送事業者が出現し、国民のニーズに合致した魅力的な放送を継続的に実施するのであれば、対応受信機器の企画・開発に向けて、検討を行なう用意はある。」との意見（社団法人電子情報技術産業協会）があった。

左旋円偏波の周波数を利用した東経110度CS放送を受信できる受信機を製品化するためには、平成16年11月末現在、市場に約183.4万台出回っている東経110度CSデジタル放送に対応可能なBSデジタル放送及び地上デジタル放送との共用受信が可能な三波共用デジタル受信機への機能追加（いわゆる四波共用受信機の開発）、左旋円偏波専用受信機の開発等が必要となり、これらについては、いずれも視聴者への負担増となる他、特に前者については視聴者に混乱を引き起こす可能性があるものと考えられる。

また、共同受信システムにより左旋円偏波の周波数を利用した東経110度CSデジタル放送を受信する場合には、当システムについて新たな規格の策定及び機器の開発を行う必要があるとの意見もあり、これらに関する視聴者、関係メーカ等の追加的負担等が必要と考えられる。

この点、電気通信役務利用放送法を適用する場合には、見込まれる放送の需要に対する周波数の供給を市場原理に委ねることが前提となることから、中継器等の放送に利用する設備がその時々国民のニーズに応じて提供されることとなるため、関係メーカや視聴者等においては、当該設備に対応した受信機・受信システム等の受信環境の整備が必要とされることを念頭に置いた上で、選択の自由を持つことができると考えられる。

周波数の有効利用

前述した当検討会に対し関係者から提出された意見の中には、「[左旋円偏波の周波数用（放送用周波数使用計画で指定されていないもの）に関する受信]環境が整備されたと考えられる時点において、電気通信役務利用放送法の趣旨及び周波数の有効利用の観点から、東経110度CSの左旋円偏波の周波数への電気通信役務利用放送法の適用を要望する。」との意見（宇宙通信㈱）があった。

左旋円偏波の周波数を利用した東経110度CS放送の実施を希望する事業者が存在する場合には、現在利用されていない東経110度CSの中

継器を利用した放送が行われることになり、周波数の有効利用に資すると考えられる。

この点、前述のとおり、受託委託放送制度による場合については、周波数の利用方法を放送衛星業務用に固定することになるため、仮に想定した需要が顕在化しないときには電気通信業務用への融通ができないという点で、ある程度の非効率性が生じる可能性があると考えられる。他方、電気通信役務利用放送法を適用する場合には、電気通信業務用と放送衛星業務用におけるそれぞれの需要を事業者自身が自己責任で判断することが可能となり、周波数の有効活用が可能と考えられる。

事業展開に関する需要

前述した当検討会に対し関係者から提出された意見の中には、「視聴者の受信環境の整備や放送事業者のニーズの見極めが欠かせないため、十分な検討が必要。」との意見（社団法人日本民間放送連盟）や「本件は国民の視点に立って、ニーズと普及の観点がもっとも重要であるため、同放送波を利用したいとする放送事業者が出現し、国民のニーズに合致した魅力的な放送を継続的に実施するのであれば、対応受信機器の企画・開発に向けて、検討を行なう用意はある。」との意見（社団法人電子情報技術産業協会）があった。

現在のところ、左旋円偏波の周波数を利用した東経110度CS放送の実施について明確な参入の意思表示を行っている事業者は確認されておらず、また、潜在的な参入希望者の存否については、現時点では必ずしも明らかになっていないところである。

この点、受託委託放送制度については、その導入に当たり一定の需要の存在を前提として国が計画を策定する必要があるのに対し、電気通信役務利用放送法を適用する場合には、そもそも需要の把握そのものを市場に委ねる仕組みとなっていることから、特に問題は生じないと考えられる。

国民生活に対する影響力

前述した当検討会に対し関係者から提出された意見の中には、「視聴者が準基幹放送であるBSデジタル放送と東経110度CSデジタル放送を同一受信機で受信できる環境であること・・・等を踏まえて、まずは、将来の左旋円偏波の放送利用に向けて、各課題への対応の検討を開始すべきであり、現時点においては是非を判断する段階にはない。」との意見（ジェイサット株）があった。

右旋円偏波の周波数を利用した東経110度CS放送については、電気通信役務利用放送法制定時の整理において、「準基幹放送」と位置づけられるBS放送と同一の受信環境を有することから、国民生活に対する普及度・浸透度合いが他のCS放送に比して格段に大きいと考えられる。

この点、左旋円偏波の周波数を利用した東経110度CS放送について、右旋円偏波の周波数によるものと同様の受託委託放送制度により行うべきか、または、電気通信役務利用放送法を適用するかどうかについては、一義的には、BS放送と同一の受信環境を有するもの、あるいは有するようすべきものとして、国として普及すべき性格の放送と認められるかどうかにより判断されることとなると考えられる。

（５） 検討結果

まず、平成14年3月に右旋円偏波の周波数を利用した東経110度CS放送が開始された当時、左旋円偏波の周波数が受託委託放送制度の対象とされなかったのは、前述のとおり受信環境の整備に難点があることから関係者の間に異論が多く見受けられたことによるものであり、このため国が「準基幹放送」として放送普及基本計画（昭和63年郵政省告示第660号）等を定めて行わせる必要性が当時認められていなかったためと考えられる。

他方、平成13年における電気通信役務利用放送法の制定過程において、東経110度CSの左旋円偏波の周波数が電気通信役務利用放送制度の対象

とされなかったのは、右旋円偏波の周波数の利用による放送開始時から受信環境に関する状況に変化がなかったため、受託委託放送制度によるか、あるいは、電気通信役務利用放送制度によるかを問わず、東経110度CSの左旋円偏波の周波数の放送利用について改めて検討する必要性が認められなかったためと考えられる。

前述のとおり、左旋円偏波の周波数を利用した電気通信役務利用放送の実施の可能性が考えられる中で、現在の状況を改めて整理すると、次のとおりとなる。

イ) 現時点では、左旋円偏波の周波数を利用した東経110度CS放送の実施を希望する者や具体的な事業計画の存在は確認されておらず、このため同放送については、BS放送や右旋円偏波の周波数を利用した東経110度CS放送と同等の受信環境が整備されるには至っていないこと

ロ) 平成16年12月末で約216.1万台まで普及している三波共用デジタル受信機への機能追加(いわゆる四波共用受信機の開発)に伴う受信機の買換え等の煩雑さ、追加負担の必要性等の面で視聴者に混乱を与え、また、地上デジタル放送等の普及へのブレーキ要因となることから、東経110度CS放送において、現時点では、右旋円偏波の周波数を利用したものと同等の受信環境が整備される可能性は将来的にも低いと推定されること

ハ) まして、三波共用デジタル受信機の普及状況に鑑み、消費者の混乱を考えると、四波共用受信機の開発・普及を国として積極的に推奨することは困難と考えられること。(左旋円偏波の周波数を利用した放送をBS放送並みの「準基幹放送」として位置づけることは困難。)

ニ) 他方、電気通信役務利用放送法に基づき、東経110度CSの左旋円偏波の周波数を利用した放送を行わせる場合に、通信と放送におけるそれぞれの需要を事業者自身が自己責任で判断することが可能となり、周波数帯域活用の柔軟性が確保されるというメリットを有していること

以上のように、左旋円偏波の周波数を利用した東経110度CS放送を行わせる場合には、国がその普及が必要なものとして放送普及基本計画等を定めて行わせる放送法上の受託委託放送制度としてではなく、東経110度CS以外のCSを利用した放送と同様、電気通信役務利用放送制度に基づいて行わせる方が適当と考えられる。

前述した本検討会において提出された関係者の意見によると、今後のBS放送及び東経110度CS放送の発展に与える影響も踏まえて慎重に検討する必要がある旨の意見が散見される。また、今後の政策展開によっては、BS放送及び東経110度CS放送は有力なメディアとして成長しうることも考えられ、これらの意見は、次の点にかんがみ、諸状況の見極め及び判断に慎重を期すべきとの趣旨であると考えられる。

イ) BS放送及び右旋円偏波の周波数を利用した東経110度CS放送は、事業開始からそれぞれ約4年、約3年を経過するばかりのいわば揺籃期にあって、左旋円偏波の周波数を利用した東経110度CS放送の位置づけを確定するためには、その発展の動向を見極める必要があること

ロ) 仮に、関係者間で何らの調整もなく左旋円偏波の周波数を利用した東経110度CS放送が実施された場合においては、右旋円偏波の周波数を利用した東経110度CS放送との混同、新たな受信機や受信システムの登場等による視聴者の混乱、あるいは、需給条件の悪化など、現在のBS放送や東経110度CS放送の発展にも悪影響をもたらすこと

この点、東経110度CSを実際に共同で運営するCS事業者からは、本検討会に対し、「受信環境の整備については、・・現時点ではその環境は整っていない状況にあると思われしますので、現時点で早急に東経110度CSへの電気通信役務利用放送法の適用を要望するものではありません」といったような、いずれも早急な事業展開には消極的又は慎重な意見が提出されている。

他方、社団法人電子情報技術産業協会（以下「J E I T A」という。）からは、前述したように「本件は国民の視点に立って、ニーズと普及の観点がかもとも重要であるため、同放送波を利用したいとする放送事業者が出現し、国民のニーズに合致した魅力的な放送を継続的に実施するのであれば、対応受信機器の企画・開発に向けて、検討を行なう用意はある。」との意見が提出されていることから、関係者間に大きな認識の差はないと考えられる。

なお、国民に対する受信環境整備に関しては一定の周知期間が必要であるとの社団法人日本民間放送連盟やJ E I T Aの意見もあった。しかしながら、この点についても、電気通信役務利用放送制度の下で東経110度CSにおける左旋円偏波を利用して放送を行うことを是認する場合に、こうした放送が行われ得る状況になるということを制度整備の時点で十分周知すれば足りると考えられる。

従って、東経110度CSにおける左旋円偏波周波数の電気通信役務利用放送法に基づく利用の是非を判断するに当たっては、関係者をはじめとする国民の意見を広く聴取し、是とされた場合には、国民にその事実を広く周知した後に、制度整備を行うことが適当であると考えられる。

2 その他の課題について

(1) 独立系BSデータ放送・独立系BS音声放送の在り方について

検討会においては、独立系BSデータ放送のビジネスモデル上の問題点は大きく以下の2点にあると考えた。

先ず一点目としては無料広告放送の伸び悩みである。BS全体の普及が遅れてきた中で、さらに視聴者が限定されている現状にある独立系BSデータ放送は、スポンサー側が広告掲載のメリットについて確信するに至っていないのではないかと推察される。

二点目としては、高速・超高速インターネットアクセス網の加入可能世帯

数が予想を上回る増加を見せている中で、当初期待された利用者の身近な情報アクセスゲートウェイという独立系BSデータ放送の特色が視聴者に対して訴求力を持つものとなっていないのではないかとということである。

こうした問題点を考えると、今後、独立系BSデータ放送が視聴者にとって情報の選択機会の拡大や利便性の向上に資するものとなるためには、独立系BSデータ放送の枠組及び事業展開の方法双方に抜本的な見直しが必要であると考えられる。

具体的には、まず、視聴者の求める情報を適時適切に提供するために十分な伝送容量を確保することが最低限必要となろう。また、データ放送単独でのサービス提供に拘泥することなく、テレビジョン放送等との連携を図り、BS放送という「準基幹放送」としての統一感・存在感に相応しい映像・音声・データを総合的に利用したサービスの提供を進めるべきであろう。

事業者の経営状況全般を踏まえれば、独立系BSデータ放送については、なるべく早期に手当を行うことが必要と考えられる。

また、独立系BS音声放送についても、視聴者の獲得が停滞しており、経営状況は極めて厳しいものとなっており、独立系BSデータ放送とあわせて見直しが必要であろう。

(2) BSテレビジョン放送の在り方について

BSテレビジョン放送についても、視聴可能世帯数が順調に拡大する一方で、確実な視聴者層を獲得できておらず、無料広告放送においては魅力ある広告媒体としての地位を確立するに至っていないことが推察される。

BSデジタル放送については、民放キー局から地上波との一体的経営を求める声が強かったところ、平成12年当時その開始に当たり、マスメディア集中排除原則の一環として、一の者(地上放送事業者等)による1/3以上の議決権の保有、1/5を超える役員の兼務、代表権を有する役員や常勤役員の

兼務の禁止が規定された。

その後、放送開始以降も民放キー局を中心として、地上波との一体的経営を認めるよう要望が出されたことを受けて、検討が進められた結果、平成15年2月の放送政策研究会最終報告において、これまでの「1/3未満」の資本規制は「1/2以下」に緩和することが適当との報告が行われた。

本報告を受けて、総務省においては、平成15年5月、BSデジタル放送のメディアとしての独立性を確保しつつ、経営基盤の強化・番組制作力の向上等を図り、もって、BSデジタル放送の普及を促進するため、本報告の趣旨のとおり制度整備を行った。他方、本報告においては、役員規制について的大幅な見直しに関する報告はなく、また、地上放送事業者とBSデジタル放送事業者との兼営については、「基幹放送」事業者と「準基幹放送」事業者の一体的運営となり、情報の多元性の喪失、視聴者にとっての番組の選択肢の減少、地上ローカル局への影響という3つの観点から認めることは不適当とされている。

以上に対し、厳しい経営状況に置かれている地上波キー局系のBSデジタル放送専業事業者の中には、一体的な番組編成による情報の多様性の向上、BSデジタル放送事業者における番組制作・流通面での能力の向上、BSデジタル放送全体の普及促進への好影響、といった観点から、地上波キー局との兼営や役員規制の緩和を含むマスメディア集中排除原則の一層の見直しを求める声強い。

今後、BSデジタル放送事業に関するマスメディア集中排除原則の見直しの検討は、先述のとおり「不適当」とされた問題点についてどう考えるのかの検討が前提となる。その上で、例えば、現在の制度が、放送の多元性・多様性・地域性の確保という本来の目的を達成するものとなっているかどうかについても、検証を行う必要がある。

(3) プラットフォーム事業の在り方について

スカパーなど、有料放送の受信者に対する認証や課金、契約手続きなどの代行業務を行っているいわゆる衛星プラットフォーム事業者については、実際に委託放送事業者等に代わって視聴者に直接コンタクトする機会が豊富なことから、視聴者にとっては実質的なカウンターパートとなっている。

この点、衛星プラットフォーム事業者は、放送関係法令における制度的位置付けがなく、あくまでも放送事業者の「代理人」的な立場にあることから、プラットフォーム上での番組編成やパッケージ、セット形態によるサービス提供を行う際、効果的な商品設計や料金設定等の面で、委託放送事業者等の意向に従わざるを得ないため、迅速かつ効果的な視聴者ニーズへの対応が困難になっているとの指摘がある。他方、放送事業者の側からは、プラットフォーム事業者が放送事業者の利益に反する新規事業を展開しているなどの声も一部に存在する。

また、他の放送サービスとの関係に目を転じると、有線テレビジョン放送事業者や有線役務利用放送事業者は、基本的に多チャンネル放送事業者であり、希望するだけのチャンネル数を有して視聴者との接触、番組編成等を一体的に行うことができるのに対し、衛星プラットフォーム事業者自らが委託放送事業者等として放送事業を行う場合には、他の放送事業者同様、制度上提供の可能なチャンネル数等について一定の制約が存在する。

今後、プラットフォーム事業者については、視聴者ニーズに即応した番組提供をより機動的に提供するための事業主体の在り方について検討を行うとともに、放送事業者に対する優越的地位濫用の防止の在り方についても引き続き視野に入れて検討を行う必要がある。また、既に多チャンネル放送としてケーブルテレビと衛星放送が競争関係にあることや、地上デジタル放送における携帯向けワンセグ放送等の分野においてもプラットフォーム事業者が出現する可能性等を幅広く踏まえ、同じ「有料放送」、「多チャンネル放送」市場における公正な競争条件の整備が行われることにも配慮すべきである。

(4) 衛星事業の在り方について

現在、衛星放送サービスの提供に当たり、受託放送役務あるいは電気通信役務を提供する衛星事業者については、BS放送分野においては株式会社放送衛星システム1者、CS放送分野においてはジェイサット株式会社及び宇宙通信株式会社の2者等による独占又は寡占となっている。

衛星利用料金については、平成10年に総括原価主義に基づく認可を届け出制に緩和した経緯があるが、衛星市場の独占的傾向からその後も一部委託放送事業者からは衛星料金が高いとの不満の声も聞かれる。

一方、衛星事業は巨大な先行投資を要すること、衛星打ち上げや故障のリスクに常にさらされていることから、これらのリスクをヘッジし、安定的な役務提供を行う必要性も考慮に入れて、衛星料金の水準は検討される必要がある。

従って、現在の衛星料金の水準の妥当性については、一概に是非を論ずることはできないが、規制緩和の成果を検証する必要はあろう。

また、委託放送事業者やプラットフォーム事業者が行う視聴者勧誘等の営業活動にも衛星事業者が参加し、費用負担を行っている例など、委託放送事業者、プラットフォーム事業者、衛星事業者の3者は、お互いに利益が相反する側面も持ちながら、三位一体の連携に腐心しているところである。こうした実態に鑑みれば、先のプラットフォーム事業者の在り方と併せて、我が国の衛星放送事業における「分担」の仕組みの是非、よりベターな方法の有無等も他の先進諸国の例も念頭に検討を行っていく必要がある。

第2節 視聴者利益の向上

1 視聴者利益の保護

視聴者利益の保護のうち、個人情報保護については、当検討会での検討結果、そして、それを踏まえた「放送分野における個人情報保護の基本的な在り方について(草案)」に対するパブリックコメントも経て、総務省において、平成16年8月31日に指針が告示されたところである。そして、放送関係事業者においては、現在、指針に沿い、各事業者における社内規程の整備を行っているが、今後も放送関係個人情報保護連絡会を通じた、関係事業者間の連携によって、個々の放送関係事業者の取組みの効率化及び放送分野全般にわたっての実効ある対応の確保を行うことが求められる。

他方、視聴者等への対応についても、双方向サービスやサーバ型放送の開始等、放送サービスの高度化・専門化が進展する中で、サービスの利用や課金、解約等の方法を視聴者が容易に理解することがますます困難になることに伴い、複雑化する契約や提供条件等について予め十分な説明を受けなかったが故に生じるトラブル等が増加することが考えられる。

したがって、放送関係事業者においては、まず視聴者等に対する適切なサービス提供や顧客対応等に経営戦略上重要なメリットが存在することを再認識し、最大限視聴者等と良好な関係を構築するための努力を行うことが望まれる。

行政としては、当面は放送関係事業者の自主的な対応を見守りつつ、認定個人情報保護団体、消費者団体等とも連携しながら、視聴者等対応の実態や問題点を明らかにしていくことが望ましいと考えられる。その上で、放送関係事業者等による対応のみによっては改善が望めず、放送の健全な発達に支障をきたしかねないような状況に至った場合には、電気通信事業分野における取組み等も参考にしつつ、制度的な対応の可能性についても検討を行うことが必要である。

2 サービス・機器へのアクセシビリティ

受信機操作において、視聴者にストレスを与えないものとするために、放送事業者、プラットフォーム事業者、受信機メーカーが一体となって、地上放送、BS放送、CS放送のメディアの差異を意識させないシームレスな機器開発及び丁寧かつ統一的なサービス説明の徹底を図る必要がある。

さらに、放送メディアの種類によらず、コンテンツのジャンルごとのチャンネルの表示を行うことのできる機能を受信機側に付加することも検討することが望まれる。

また、デジタル放送の特性であるデータ通信やサーバ型放送の普及の上では、より操作が容易な受信機の普及が必要であり、高齢者世帯等へのサービスの浸透を図ることも視野に入れた検討が必要であろう。

3 災害等非常時における衛星放送の活用

衛星放送の災害等の非常時における情報伝達手段としての優位性をより積極的に活用することが必要であり、例えば、地上放送の受信基盤が脆弱な地域を中心に、災害等非常時に備えた衛星放送受信端末の公共施設への配備について関係行政機関への働きかけを行っていくこと等が考えられる。

また、デジタル放送としての特質を生かし、外国人に対しても多言語により情報提供を可能とするコンテンツの在り方等について今後検討を行うことも有益であろう。

おわりに

本検討会は、当面の課題として、放送分野における個人情報保護の在り方及び東経110度CSの左旋円偏波の放送利用の在り方の2点を中心に検討を行った他、衛星放送が今後より視聴者利益を向上させるものとなり、メディア・国境を越えた競争の中で発展するための諸課題及び展望についての検討を行ってきたものである。

特に上記2点以外の諸課題の検討、そして、その解決については、放送の諸分野に横断的な問題点も含まれることから、引き続き行政及び関係者等の間で所要の検討がなされることを期待する。

【資料目次】

	(頁)
資料 1 「放送分野における個人情報保護及び I T 時代の衛星放送に関する検討会」構成員名簿 p 6 5
資料 2 「放送分野における個人情報保護及び I T 時代の衛星放送に関する検討会」開催要綱 p 6 6
資料 3 検討会の公開 p 6 8
資料 4 「放送分野における個人情報保護及び I T 時代の衛星放送に関する検討会」開催状況 p 7 0
資料 5 「放送分野における個人情報保護及び I T 時代の衛星放送に関する検討会」の個人情報保護の取組みに関するヒアリングにおける意見陳述者一覧 p 7 1
資料 6 「放送受信者等の個人情報保護に関する指針」(平成 1 6 年 8 月 3 1 日総務省告示第 6 9 6 号) p 7 2
資料 7 「放送分野における個人情報保護に関する説明会」の概要 p 8 4
資料 8 「人工衛星によるデジタル放送に係る有料放送役務標準契約約款」の制定 p 8 6
資料 9 (社)日本経済団体連合会の規制改革要望 p 9 0
資料 1 0 「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」 p 9 1
資料 1 1 東経 1 1 0 度 C S の左旋円偏波の放送利用に関する関係者の意見について p 9 2
資料 1 2 C S 1 1 0 度衛星に関する技術的概要((社)電子情報技術産業協会資料)	... p 1 1 3

「放送分野における個人情報保護及びIT時代の衛星放送に関する検討会」

構成員名簿

(五十音順・敬称略)

	おおたに かずこ 大谷 和子	株式会社日本総合研究所法務部長
	おと よしひろ 音 好宏	上智大学文学部助教授
座長代理	たかはた ふみお 高畑 文雄	早稲田大学理工学部教授
	とりい あきお 鳥居 昭夫	横浜国立大学経営学部教授
	ふじわら しずお 藤原 静雄	筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授
座長	ふなだ まさゆき 舟田 正之	立教大学法学部教授

「放送分野における個人情報保護及びIT時代の衛星放送に関する検討会」 開催要綱

1 背景・目的

- (1) 近年、放送を受信するために契約の締結を要する放送が拡大し、また、双方向サービスが進展するのに伴い、放送に関して取り扱われる個人情報、量的にも増加し、内容的にも多様化してきている。そういった一方で、各業界において情報漏洩の事案が相次いでおり、国民の個人情報の保護への関心が高まってきている。このような昨今の状況にかんがみ、国民視聴者が安心して放送サービスの提供を受けることができ、放送の健全な発達に資するように、放送の視聴者及び放送の受信に関する契約を締結した者等の個人情報の取扱いに関して、早急に検討する必要がある。
- (2) 平成元年の本格的な衛星放送開始から15年が経過し、この間、衛星放送は、放送において準基幹的な役割と国民視聴者の多様なニーズに応える役割とを果たし、テレビジョン放送の高精細度化をはじめ、放送の高機能化に先鞭を付けてきた。しかしながら、デジタル放送の本格的な展開にあたり、衛星放送は、これまでにない環境の変化に直面している。
- すなわち、平成11年から通信サービスのブロードバンド化が急速に進み、平成15年には地上放送においてもデジタル放送が開始されるなど、家庭において大容量のデジタル情報の受信が可能となるIT化の動きが、衛星放送の他にも、多様なメディアによって進展してきており、その中で衛星放送及びその事業に期待される役割の在り方にも変化が生じている可能性がある。
- (3) 以上の背景及び各メディアの発展動向等を踏まえ、国民が安心して放送を契約・視聴できるための個人情報保護の在り方及びより魅力のある衛星放送に向けた制度及びその運用の在り方を検討することを目的として、本検討会を開催する。

2 名称

本会の名称は「放送分野における個人情報保護及びIT時代の衛星放送に関する検討会」とする。

3 検討事項

- (1) 安心して放送を契約・視聴できるための個人情報保護の在り方
(2) より魅力のある衛星放送に向けた制度及びその運用の在り方 等

4 構成・運営

- (1) 本会は、情報通信政策局長の検討会として開催する。
- (2) 本会の構成員は別紙のとおりとする。
- (3) 本会には、座長及び座長代理を置く。
- (4) 座長は、構成員の互選により定める。
- (5) 座長は、本会の構成員の中から座長代理を指名する。
- (6) 座長は、本会を招集し、主宰する。
- (7) 座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは、座長に代わって本会を招集し、主宰する。
- (8) 座長は、上記の他、本会の運営に必要な事項を定める。

5 開催期間

平成16年5月から12月頃まで10回程度の開催を予定する。

6 庶務

庶務は情報通信政策局衛星放送課が関係課の協力を得て行う

検討会の公開

1 会議について

検討会の会議は、原則公開とする。

ただし、事業者の経営上の機密に関する情報を取り扱う場合、取りまとめの際等構成員間の率直な意見の交換が損なわれるおそれがある場合その他座長が非公開とすることを必要と認めた場合については、非公開とする。

2 会議で使用した資料について

(1) 取扱い

検討会の会議資料は、原則公開とする。

ただし、事業者の経営上の機密に関する情報を取り扱うもの、非公開会議で配布されたものその他座長が非公開とすることを必要と認めたものについては、非公開とする。

(2) 公開方法

総務省情報通信政策局衛星放送課において一般の閲覧に供し、又、インターネット上の総務省ホームページに掲載する。

3 議事録について

(1) 取扱い

検討会の議事録については、原則公開とする。

ただし、非公開会議のものその他座長が非公開とすることを必要と認められたものについては、非公開とする。検討会の議事録の公開までの間、又は非公開の会議については、総務省情報通信政策局衛星放送課は、議事要旨を速やかに作成し、座長の承認を得て公表する。

(2) 公開方法

総務省情報通信政策局衛星放送課において一般の閲覧に供し、又、インターネット上の総務省ホームページに掲載する。

(参考)

「審議会等の透明化、見直し等について」(平成7年9月29日 閣議決定)(抄)

4 審議会等の公開

- (1) 審議会等の具体的運営は、法令に別段の定めのある場合を除き、当該審議会等において決定されるべきものであるが、一般の審議会は、原則として、会議の公開、議事録の公開などを行うことにより、運営の透明性の確保に努める。
- (2) 一般の審議会は、特段の事情により会議又は議事録を非公開とする場合は、その理由を必ず明示することとし、議事要旨を原則公開とする。
- (3) 議事録及び議事要旨の公開に当たっては、各省庁は、一般の閲覧、複写が可能な一括窓口を設けるとともに、一般のアクセスが可能なデータベースやコンピュータネットワークへの掲載に努める。

5 懇談会等行政運営上の会合

各省庁は、懇談会等行政運営上の会合の運営等について、その会合が審議会等とは異なり、あくまでも行政運営上の意見交換、懇談等の場として性格付けられるものであることに留意した上、審議会等の措置に準じて、運営の透明性の確保に努める。

「放送分野における個人情報保護及びIT時代の衛星放送に関する検討会」開催状況

回数	年月日	議題（個人情報保護関係）
第1回	平成16年 5月10日（月）	我が国の衛星放送の現況について 放送分野における個人情報保護について 検討会の進め方、公開等について
第2回	5月19日（水）	個人情報保護の取組みに関するヒアリング
第3回	5月21日（金）	財団法人衛星放送セキュリティセンターにおける安全管理の取組みについて 個人情報保護の取組みに関するヒアリング 東経110度CSの左旋円偏波を巡る経緯について 東経110度CSの左旋円偏波に関する関係者の意見について
第4回	6月7日（月）	個人情報保護に関する意見について（全国消費者団体連絡会） 株式会社ビーエス日本及び株式会社ビーエス朝日の個人情報保護の取組みについて 放送受信者等の個人情報の取扱いに関する論点について
第5回	6月10日（木）	放送受信者等の個人情報の取扱いに関する論点について
第6回	6月30日（水）	「放送分野における個人情報保護の基本的な在り方について（草案）」の審議
第7回	8月6日（金）	「放送分野における個人情報保護の基本的な在り方について（案）」の審議 検討会の進め方等について
第8回	10月6日（水）	IT時代の衛星放送に関する今後の検討課題について 東経110度CSの左旋円偏波の放送利用について 放送関係個人情報保護連絡会について その他
第9回	11月11日（木）	東経110度CSの左旋円偏波の放送利用について IT時代の衛星放送に関するその他の検討課題について 放送分野における個人情報保護について その他
第10回	12月27日（月）	東経110度CSの左旋円偏波の放送利用について IT時代の衛星放送の在り方について 放送分野における個人情報保護について その他
第11回	平成17年 2月22日（火）	「放送分野における個人情報保護及びIT時代の衛星放送の在り方に関する検討会」報告書（案）の審議 その他

第2回及び第3回におけるヒアリング意見陳述者については、資料5を参照。

第3回における関係者の意見については、資料10を参照。

「放送分野における個人情報保護及びIT時代の衛星放送に関する検討会」の個人情報保護の取組みに関するヒアリングにおける意見陳述者一覧

回数	年月日	意見陳述者
第2回	平成16年 5月19日(水)	株式会社スカパーファクト・コミュニケーションズ 株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ 日本放送協会 株式会社WOWOW 社団法人衛星放送協会
第3回	5月21日(金)	社団法人日本ケーブルテレビ連盟 モバイル放送株式会社 株式会社ビーエス・アイ 株式会社ビー・エス・ジャパン 株式会社ビーエスフジ

第2回・第3回会合において、関係者ヒアリングを実施。

総務省告示第六百九十六号

個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六条第三項及び第八条の規定に基づき、放送受信者等の個人情報の保護に関する指針を次のように定めたので告示する。

平成十六年八月三十一日

総務大臣 麻生 太郎

放送受信者等の個人情報の保護に関する指針

（目的）

第一条 この指針は、放送受信者等の個人情報の適正な取扱いに関し、個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）の規定に基づき及びこれに基づく政府の基本方針にのっとり、放送受信者等の個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等の内容を明らかにすることにより、放送受信者等の個人情報の有用性に配慮しつつ、放送受信者等の権利利益を保護するとともに、放送の健全な発達に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この指針において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の定義に従うものとする。

- 一 「放送」とは、公衆によって直接受信されることを目的とする無線通信又は有線電気通信の送信をいう。
- 二 「放送受信者等」とは、次に掲げる者をいう。
 - イ 放送の受信に関する契約を締結する者
 - ロ 放送番組を視聴する者
 - ハ 放送番組の視聴に伴い行われる情報の電磁的方式による発信又は受信を行う者
 - ニ 放送の受信、放送番組の視聴又はハの発信若しくは受信に関し料金（放送法（昭和二十五法律第百三十二号）第三十二条第二項に規定する受信料を含む。以下同じ。）又は代金を払う者
 - ホ 放送の受信、放送番組の視聴又はハの発信若しくは受信に係る勧誘（当該勧誘に必要な準備行為を含む。）の対象となる者
- 三 「受信者情報取扱事業者」とは、放送受信者等の個人情報データベース等を事業の用に供している個人情報取扱事業者をいう。ただし、当該個人情報取扱事業者がその商品又は役務の提供について広告放送により広告をする者である場合には、次に掲げる者に限る。
 - イ 当該広告放送をする者
 - ロ 当該広告放送をする者の親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第三項に規定する親会社をいう。）
 - ハ 当該広告放送をする者から直接放送受信者等の個人情報を取得する者
- 四 「視聴履歴」とは、放送受信者等の個人情報であって、放送番組の視聴の開始の日

時及び終了の日時並びに当該放送番組を特定することができるものをいう。ただし、当該開始の日時の一ごとに本人の同意を得ないで取得することができるものに限る。

五 「口座番号等」とは、口座振替の方法により支払いをしている放送受信者等に係る預金口座又は貯金口座の口座番号、クレジットカード番号その他特定の放送受信者等の口座を識別することができる情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより当該口座番号、当該クレジットカード番号又は当該口座を識別することができることとなるものを含む。）であって、個人情報であるものをいう。

（適正な取扱い）

第三条 放送受信者等の個人情報データベース等を事業の用に供している者（国の機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除く。）は、個人情報が、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、次に掲げるところに従って、放送受信者等の個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

- 一 放送受信者等の個人情報は、その利用目的が明確にされるとともに、当該目的の達成に必要な範囲内で取り扱われること。
- 二 放送受信者等の個人情報は、不正の手段で取得されないこと。
- 三 放送受信者等の個人情報は、その利用の目的の達成に必要な範囲内で正確かつ最新の内容に保たれること。
- 四 放送受信者等の個人情報の取扱いに当たっては、漏えい、滅失又はき損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置が講じられるよう配慮されること。
- 五 放送受信者等の個人情報の取扱いに当たっては、本人が適切に関与し得るよう配慮されること。

（利用目的の特定）

第四条 受信者情報取扱事業者は、放送受信者等の個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り具体的に特定しなければならない。

- 2 受信者情報取扱事業者は、第三者への提供を利用目的とする場合には、当該利用目的において、当該第三者の範囲を、当該第三者のすべての氏名若しくは名称の表示、当該第三者のすべてのみが行う業務の種類を表示又はその他の客観的に当該第三者を特定できる方法による表示をすることにより、できる限り具体的に明らかにしなければならない。
- 3 受信者情報取扱事業者は、複数の事業の用に供することを利用目的とする場合には、当該利用目的において、当該複数の事業の各々の内容をできる限り具体的に特定しなければならない。
- 4 受信者情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的による制限）

第五条 受信者情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により

特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、放送受信者等の個人情報を取り扱ってはならない。

- 2 受信者情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の受信者情報取扱事業者から事業を承継することに伴って放送受信者等の個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。
- 3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - 一 法令に基づく場合
 - 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(取得の範囲の制限)

第六条 受信者情報取扱事業者は、その事業に必要な範囲を超えて、放送受信者等の個人情報を取得しないよう努めなければならない。

- 2 受信者情報取扱事業者は、放送の受信、放送番組の視聴若しくは放送番組の視聴に伴い行われる情報の電磁的方式による発信若しくは受信に関し料金若しくは代金の支払いを求める目的又は統計の作成の目的のために必要な範囲を超えて、視聴履歴を取得しないよう努めなければならない。
- 3 受信者情報取扱事業者は、放送の受信、放送番組の視聴又は放送番組の視聴に伴い行われる情報の電磁的方式による発信若しくは受信に関し料金又は代金の支払いを求める目的のために必要な範囲を超えて、口座番号等を取得しないよう努めなければならない。

(適正な取得)

第七条 受信者情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により放送受信者等の個人情報を取得してはならない。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第八条 受信者情報取扱事業者は、放送受信者等の個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

- 2 受信者情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなけ

ればならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

- 3 受信者情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - 一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - 二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該受信者情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
 - 三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(データ内容の正確性の確保)

第九条 受信者情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、放送受信者等の個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第十条 受信者情報取扱事業者は、その取り扱う放送受信者等の個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の放送受信者等の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(管理責任者)

第十一条 受信者情報取扱事業者は、放送受信者等の個人データの安全管理については、放送受信者等の個人情報の管理に関する責任者を置かななければならない。

(安全管理規程)

- 第十二条 受信者情報取扱事業者は、放送受信者等の個人データの安全管理については、安全管理のための基本的な事項を定めた安全管理規程を作成しなければならない。
- 2 受信者情報取扱事業者は、定期的に、社会経済情勢の変化、安全管理のための措置の実施の状況等を勘案しつつ、前項の安全管理規程について、見直しを行わなければならない。

(取扱いの管理)

- 第十三条 受信者情報取扱事業者は、放送受信者等の個人データの安全管理については、放送受信者等の個人データの取扱いの管理に関して、次に掲げる措置を講じなければならない。
- 一 放送受信者等の個人データの記録された物を保管する場所への出入りの管理（当該出入りを行うことに必要な権限を有する者の範囲の限定を含む。）

- 二 放送受信者等の個人データ（個人情報データベース（個人情報を含む情報の集合物であって、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。以下この条において同じ。）を構成するものに限る。）に係るアクセス（電子計算機を作動させ、情報の利用をし得る状態にさせることをいう。以下この条において同じ。）を行うための電子計算機の利用の管理
- 三 前二号の場所からの個人データの記録された物の持出しの管理（当該持出しの方法の限定を含む。）
- 四 放送受信者等の個人データ（個人情報データベースを構成するものに限る。）に係るアクセスの管理（当該アクセスを行うことに必要な権限を有する者の範囲の限定、当該アクセスを行おうとする者が当該権限を有する者であることの確認及び当該アクセスの記録の保管を含む。）
- 五 放送受信者等の個人データの記録された物の紛失、盗難及びき損を防止するために必要な措置
- 六 放送受信者等の個人データ（個人情報データベースを構成するものに限る。）に係る電気通信回線を通じた不正なアクセスを防止するために必要な措置

（視聴履歴等の管理）

第十四条 受信者情報取扱事業者は、視聴履歴（個人データであるものに限る。次項及び第十九条第二項において同じ。）又は口座番号等（個人データであるものに限る。次項及び第十九条第二項において同じ。）の記録された物を郵便又は信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第二項に規定する信書便をいう。）によって発送する場合には、当該物を封入する方法その他の当該物が送達されるまでの間当該視聴履歴又は口座番号等を見ることができないようにする方法により行うよう努めなければならない。

- 2 受信者情報取扱事業者は、視聴履歴又は口座番号等を電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。）を用いて発信しようとする場合には、暗号を用いた方法その他の通信の当事者以外の者がその内容を復元できないようにする方法により行うよう努めなければならない。ただし、当該発信の場所と当該視聴履歴又は当該口座番号等の着信の場所との間を接続するすべての電気通信回線設備が特定の者に専用されるものであるときは、この限りでない。

（従業者の監督）

第十五条 受信者情報取扱事業者は、その従業者に放送受信者等の個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- 2 受信者情報取扱事業者は、前項の監督を行うに当たっては、その従業者に対し、個人データの取扱いに係る従業者間の責任の分担及び放送受信者等の個人データの適正な取扱いについて、当該個人データの安全管理が図られるために必要な研修その他の啓発を行うよう努めなければならない。

(委託先の選定)

第十六条 受信者情報取扱事業者は、放送受信者等の個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを適正かつ確実に行うことができると認められる者の中から委託先を選定するための基準を定め、当該基準に従って、委託先を選定しなければならない。

(委託先の監督)

第十七条 受信者情報取扱事業者は、前条の場合は、その取扱いを委託された放送受信者等の個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者(次項において単に「委託を受けた者」という。)に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 受信者情報取扱事業者は、前項の監督を行うに当たっては、委託を受けた者との契約において、次に掲げる事項を適正かつ明確に定めるとともに、定期的に、社会経済情勢の変化、安全管理のための措置の実施の状況等を勘案しつつ、当該契約の内容について、見直しを行わなければならない。

一 委託を受けた者がその取扱いを委託された放送受信者等の個人データの漏えい、滅失又はき損の防止のために講じる必要かつ適切な措置の内容

二 受信者情報取扱事業者及び委託を受けた者の責任に関する事項(委託を受けた者がその取扱いを委託された放送受信者等の個人データの取扱いに関して知り得た秘密を漏らしてはならない旨を含む。)

三 委託を受けた者がその取扱いを委託された放送受信者等の個人データの取扱いの全部又は一部を再委託する場合における当該再委託に関する事項(当該委託を受けた者が、その取扱いを適正かつ確実に行うことができると認められる者の中から再委託先を選定するための基準を定め、当該基準に従って再委託先を選定する旨及び当該再委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行う旨を含む。)

(第三者提供の制限)

第十八条 受信者情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、放送受信者等の個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 受信者情報取扱事業者は、第三者に提供される放送受信者等の個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は

本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

- 一 第三者への提供を利用目的とすること。
 - 二 第三者に提供される個人データの項目
 - 三 第三者への提供の手段又は方法
 - 四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
- 3 受信者情報取扱事業者は、前項第二号又は第三号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。
- 4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前三項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
- 一 受信者情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において放送受信者等の個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合
 - 二 合併その他の事由による事業の承継に伴って放送受信者等の個人データが提供される場合
 - 三 放送受信者等の個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される放送受信者等の個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
- 5 受信者情報取扱事業者は、前項第三号の場合には、同号の共同して利用する者の範囲を、当該共同して利用する者のすべての氏名若しくは名称の表示、当該共同して利用する者のすべてのみが行う業務の種類を表示又はその他の客観的に当該共同して利用する者を特定できる方法による表示をすることにより、できる限り具体的に明らかにしなければならない。
- 6 受信者情報取扱事業者は、第四項第三号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(個人データの保存期間及び消去)

第十九条 受信者情報取扱事業者は、放送受信者等の個人データの保存期間を定めるよう努めなければならない。

- 2 受信者情報取扱事業者は、視聴履歴又は口座番号等の保存期間を定める場合には、当該保存期間がそれぞれ第六条第二項又は第三項に規定する目的のために必要な最短の期間とするよう努めなければならない。
- 3 受信者情報取扱事業者は、放送受信者等の個人データを取得した場合は、あらかじめその保存期間を公表している場合を除き、速やかに、その保存期間を、本人に通知し、又は公表するよう努めなければならない。

4 受信者情報取扱事業者は、第一項の規定により定めた保存期間が満了したときは、当該保存期間に係る個人データを消去するよう努めなければならない。

(保有個人データに関する事項の公表等)

第二十条 受信者情報取扱事業者は、放送受信者等の保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置かなければならない。

一 当該受信者情報取扱事業者の氏名又は名称

二 すべての放送受信者等の保有個人データの利用目的 (第八条第四項第一号から第三号までに該当する場合を除く。)

三 次項、次条第一項、第二十二條第一項又は第二十三條第一項若しくは第二項の規定による求めに応じる手続(第二十六條第二項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。)

四 当該受信者情報取扱事業者が行う放送受信者等の保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先

五 当該受信者情報取扱事業者が認定個人情報保護団体の対象事業者である場合にあっては、当該認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先

2 受信者情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される放送受信者等の保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合

二 第八条第四項第一号から第三号までに該当する場合

3 受信者情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(開示)

第二十一条 受信者情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される放送受信者等の保有個人データの開示 (当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。) を求められたときは、本人に対し、書面の交付による方法 (開示の求めを行った者が同意した方法があるときは、当該方法) により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二 当該受信者情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

三 他の法令に違反することとなる場合

2 受信者情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

- 3 他の法令の規定により、本人に対し第一項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、同項の規定は、適用しない。

(訂正等)

第二十二條 受信者情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除(以下この条において「訂正等」という。)を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

- 2 受信者情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨(訂正等を行ったときは、その内容を含む。)を通知しなければならない。

(利用停止等)

第二十三條 受信者情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第五条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第七条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去(以下この条において「利用停止等」という。)を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

- 2 受信者情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第十八条第一項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 3 受信者情報取扱事業者は、第一項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(理由の説明)

第二十四条 受信者情報取扱事業者は、第二十条第三項、第二十一条第二項、第二十二条第二項又は前条第三項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(開示等の求めに応じる手続)

第二十五条 受信者情報取扱事業者は、第二十条第二項、第二十一条第一項、第二十二条第一項又は第二十三条第一項若しくは第二項の規定による求め(以下この条において「開示等の求め」という。)に関し、次に掲げる事項を定めることができる。この場合において、本人は、当該事項により、開示等の求めを行わなければならない。

一 開示等の求めの申出先

二 開示等の求めに際して提出すべき書面(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録を含む。)の様式その他の開示等の求めの方式

三 開示等の求めをする者が本人又は第四項の代理人であることの確認の方法

四 次条第一項の手数料の徴収方法

2 受信者情報取扱事業者は、開示等の求めに応じるに際しては、開示等の求めをする者が本人又は第四項の代理人であることの確認を行うよう努めなければならない。

3 受信者情報取扱事業者は、本人に対し、開示等の求めに関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、受信者情報取扱事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。

4 開示等の求めは、代理人(未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は開示等の求めをするにつき本人が委託した代理人をいう。)によってすることができる。

5 受信者情報取扱事業者は、前各項の規定に基づき開示等の求めに応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

(手数料)

第二十六条 受信者情報取扱事業者は、第二十条第二項の規定による利用目的の通知又は第二十一条第一項の規定による開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

2 受信者情報取扱事業者は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

(苦情の処理)

第二十七条 受信者情報取扱事業者は、放送受信者等の個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 受信者情報取扱事業者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。この場合において、受信者情報取扱事業者は、前項の苦情の申出先を定

め、同項の処理の手続を整備するよう努めなければならない。

(基本方針の策定及び公表)

第二十八条 受信者情報取扱事業者は、第五条の規定により講じられる措置、第八条の規定に基づく本人への通知又は公表の手続、第二十条第二項、第二十一条第一項、第二十二条第一項又は第二十三条第一項若しくは第二項の規定による求めに応じる手続(第二十六条第二項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。)、前条の規定により講じられる措置その他の放送受信者等の個人情報の取扱いに関する事項についての基本方針を定め、これを公表するよう努めなければならない。

(漏えい等に関する事実等の公表等)

第二十九条 受信者情報取扱事業者は、その取り扱う放送受信者等の個人情報の漏えいがあった場合には、速やかに、当該漏えいに係る事実関係につき本人に通知するよう努めなければならない。ただし、本人の住所、電話番号及び電子メールアドレス(電子メールの利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。)のすべてが相当の調査をしても分からないときは、この限りでない。

2 受信者情報取扱事業者は、その取り扱う放送受信者等の個人情報の漏えい、滅失又はき損があった場合には、速やかに、当該漏えい、滅失又はき損に係る事実関係及びその再発防止対策につき公表するよう努めなければならない。

3 受信者情報取扱事業者は、前項の場合には、速やかに、当該事実関係及び当該再発防止対策につき総務大臣に報告しなければならない。

4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二 当該受信者情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

三 他の法令に違反することとなる場合

(適用除外)

第三十条 法第五十条第一項各号に掲げる者については、その個人情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、この指針の規定は、適用しない。

附 則

(施行期日)

第一条 この指針は、法第四章の規定の施行の日(平成十七年四月一日)から施行する。

(経過措置)

第二条 この指針の施行前になされた本人の放送受信者等の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第四条第一項の規定により特定される利用目的以外の目的で個人情報を取り扱うことを認める旨の同意に相当するものであるときは、第五

条第一項又は第二項の同意があったものとみなす。

第三条 この指針の施行前になされた本人の放送受信者等の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第十八条第一項の規定による個人データの第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、同項の同意があったものとみなす。

第四条 第十八条第二項の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項に相当する事項について、この指針の施行前に、本人に通知されているときは、当該通知は、同項の規定により行われたものとみなす。

第五条 第十八条第四項第三号の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項に相当する事項について、この指針の施行前に、本人に通知されているときは、当該通知は、同号の規定により行われたものとみなす。

(検討)

第六条 この指針は、施行後一年を目途として、社会経済情勢の変化及び法の施行の状況を勘案し、必要があると認められるときは、その見直しについて検討が加えられ、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

「放送分野における個人情報保護に関する説明会」の概要

1 趣旨

放送分野における個人情報保護については、平成17年4月1日から個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）が全面施行されるに当たり、総務省において、個人情報保護法、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）及び個人情報の保護に関する基本方針を踏まえ、平成16年8月31日に放送受信者等の個人情報の保護に関する指針を告示したところ。

そこで、今般、当該指針に関するより一層の周知徹底、放送関係者や放送受信者等の啓発を図るため、全国の地方総合通信局及び沖縄総合通信事務所管内において、説明会を開催。

2 主な内容

- (1) 放送分野における個人情報保護に関する経緯及び基本的な考え方について
- (2) 「放送受信者等の個人情報の保護に関する指針」について
- (3) 事業者等において求められる対応について
- (4) その他

3 開催状況

約1か月にわたり、次の全国11地方において開催。

放送関係事業者を中心に約1,300名が参加。

総合通信局等 (会場) 参加人数	開催日時	会場名	会場住所	お問い合わせ先
北海道 (札幌市) 70名	12月16日(木) 15時00分 ～ 17時00分	北海道総合通信局 第1会議室	〒060-8795 札幌市北区北八条西2-1-1 札幌第一合同庁舎12階	北海道総合通信局 TEL:011-709-2311 内線4664 (放送課ラジオ放送担当)
東北 (仙台市) 68名	12月14日(火) 13時30分 ～ 15時30分	仙台第2合同庁舎 2階会議室	〒900-0014 仙台市青葉区本町3-2-23	東北総合通信局 TEL:022-221-0696 (放送課)

関東 (千代田区) 175名	12月20日(月) 13時00分 ~ 15時00分	日本郵政公社東 京支社ビル 2階講堂	〒100-8795 千代田区大手町 2-3-2	関東総合通信局 TEL:03-3243-8683 (放送課)
関東 (千代田区) 174名	12月21日(火) 15時30分 ~ 17時30分	中央合同庁舎第 2号館 地下2階講堂	〒100-8926 千代田区霞が関 2-1-2	関東総合通信局 TEL:03-3243-8683 (放送課)
信越 (長野市) 56名	12月21日(火) 13時30分 ~ 15時30分	メルパルクNA GANO 白鳳の間	〒380-8584 長野市鶴賀高畑 752-8	信越総合通信局 TEL:026-234-9990 (放送課)
北陸 (金沢市) 100名	12月20日(月) 13時30分 ~ 15時30分	石川県文教会館	〒920-0918 石川県金沢市尾 山町10-5	北陸総合通信局 TEL:076-233-4492 (放送課放送担 当)
東海 (名古屋市) 120名	12月10日(金) 14時00分 ~ 16時00分	東海総合通信局 7階会議室	〒461-8795 名古屋市東区白 壁 1-15-1	東海総合通信局 TEL:052-971-9148 (放送課放送総括 担当)
近畿 (大阪市) 112名	12月7日(火) 14時00分 ~ 16時00分	KKRホテル大 阪 14階オリオン	〒540-0007 大阪市中央区馬 場町2-24	近畿総合通信局 TEL:06-6942-8568 (放送課音声放送 担当)
中国 (広島市) 121名	12月22日(水) 15時00分 ~ 17時00分	KKR広島 1階孔雀の間	〒730-0004 広島市中区東白 島町19-65	中国総合通信局 TEL:082-222-3384 (放送課)
四国 (松山市) 85名	12月14日(火) 14時00分 ~ 16時00分	ホテルサンルー ト松山 3階芙蓉の間	〒790-0066 松山市宮田町 391-8	四国総合通信局 TEL:089-936-5037 (放送課)
九州 (熊本市) 125名	12月15日(水) 13時30分 ~ 16時30分	KKRホテル熊 本 五峯の間	〒860-0001 熊本市千葉城町 3-31	九州総合通信局 TEL:096-326-7307 (放送課) TEL:096-326-7877 (有線放送課)
沖縄 (那覇市) 20名	12月17日(金) 14時00分 ~ 16時00分	沖縄総合通信事 務所 会議室	〒900-8795 那覇市東町26-29	沖縄総合通信事務 所 TEL:098-865-2307 (情報通信課放送 担当)

総務省告示第 号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第五十二条の四第六項の規定に基づき、人工衛星によるデジタル放送に係る有料放送役務標準契約約款を次のように定め、平成十七年四月一日から適用する。なお、平成九年郵政省告示第五百八十六号（通信衛星によるデジタル放送に係る有料放送役務標準契約約款を定めた件）は、平成十七年三月三十一日を限り、廃止する。

平成 年 月 日

総務大臣 麻生 太郎

人工衛星によるデジタル放送に係る有料放送役務標準契約約款

目次

- 第一章 総則（第一条 - 第三条）
- 第二章 契約（第四条 - 第六条）
- 第三章 衛星デジタル有料放送サービスの提供及び受信（第七条 - 第十一条）
- 第四章 料金（第十二条 - 第十四条）
- 第五章 禁止事項等（第十五条 - 第十七条）
- 第六章 契約の解除等（第十八条 - 第十九条）
- 第七章 加入者個人情報の取扱い（第二十条 - 第三十二条）
- 第八章 その他（第三十三条 - 第三十五条）

第一章 総則

（約款の適用）

第一条 当社は、この有料放送役務契約約款（以下「本約款」といいます。）及び放送法（以下「法」といいます。）第五十二条の四第三項の規定に基づき総務大臣に届け出た料金により、衛星デジタル有料放送サービスを提供します。

（約款の変更）

第二条 当社は、法の規定による標準契約約款の変更を受けて、又は法の規定に基づき総務大臣の認可を受けた上で本約款を変更することがあります。この場合においては、加入者は、変更後の約款の適用を受けるものとします。

（用語の定義）

第三条 本約款において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
一 衛星デジタル有料 放送サービス	人工衛星を用いたデジタル放送により有料で提供される当社の放送役務であって、当社と契約を締結した場合にのみ視聴可能となるもの

二 有料放送契約	衛星デジタル有料放送サービスの提供を受ける契約
三 加入者	当社と有料放送契約を締結した者
四 加入申込者	当社に有料放送契約の申込みをする者
五 加入者個人情報	生存する加入者(本号においては、加入申込者及び解除等により有料放送契約が終了した加入者を含みます。)個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の加入者個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の加入者個人を識別することができることとなるものを含みます。)
六 P P V	課金単位が一の放送番組となっている衛星デジタル有料放送サービス
七 P P D	課金単位が一日となっている衛星デジタル有料放送サービス
八 P P S	課金単位が当社の指定する複数の放送番組となっている衛星デジタル有料放送サービス
九 (注一)	衛星デジタル有料放送サービスの限定受信システムの管理を行う会社。(注二)の略
十 受信装置	(注三)の指定する技術的な基準に適合するアンテナ及びデジタル放送用受信機(以下「受信機」といいます。)とその他衛星デジタル有料放送サービスを視聴するために必要な加入者が設置する装置(注四)カードを除きます。)
十一 (注四)カード	受信機に挿入されることにより受信機を制御する、I Cを組み込んだ(注一)が貸与するカード
十二 放送衛星局	当社の放送番組を放送する設備が設置された人工衛星の無線局
十三 アップリンク局	当社の放送番組を放送衛星局に送信する施設
十四 受託放送事業者	法第二条第三号の四に規定する受託放送事業者であって、当社の放送番組の放送を受託して行う者

十五 受託放送契約	受託放送事業者が当社の放送番組の放送を受託して行う契約
十六 他の放送事業者	人工衛星を用いたデジタル放送に係る有料放送役務を提供する当社以外の事業者であって、当社の代理人を代理人とする者
十七 他サービス	当社が提供する他の衛星デジタル有料放送サービス
十八 別契約	当社の代理人を代理人とする他の放送事業者の人工衛星によるデジタル放送に係る有料放送役務の契約

第二章 契約

(契約の単位等)

第四条 有料放送契約は、(注四)カード一枚ごととし、別表第一号に規定する衛星デジタル有料放送サービス単位で締結することとします。

- 2 有料放送契約は、当社の提供する衛星デジタル有料放送サービスを、加入申込者又は、加入申込者と同一の世帯の者が視聴することを目的(以下「世帯視聴目的」といいます。)として締結されます。ただし、業務等で不特定若しくは多数の者が視聴できるように使用し、又は同時送信若しくは再分配で使用することを目的とする場合等の世帯視聴目的以外の場合においては、当社と別の取り決めをしなければなりません。
- 3 前項に規定する世帯とは、住居若しくは生計を共にする者の集まり又は独立して住居若しくは生計を維持する単身者としてします。

(契約の成立)

第五条 加入申込者は、有料放送契約の申込みに当たっては、当社が別に定める方法により、当社又は当社の代理人若しくは当社の代理人が指定する者に申込みを行わなければなりません。なお、加入申込者は、視聴可能最低年齢を定めて提供される衛星デジタル有料放送サービスに係る有料放送契約の申込みに当たっては、加入申込者が当該視聴可能最低年齢以上であることを証明する書類を申込みの際に当社に提出しなければなりません。

- 2 有料放送契約は、加入申込者が前項に規定する申込みを行い、当社がその内容を確認後、承諾することによって成立します。
- 3 当社又は当社の代理人若しくは当社の代理人が指定する者は、当該申込みを承諾した旨及びその日付を、当社の定める方法により通知します。
- 4 申込みの際、氏名、住所、電話番号等当社に告げた事項に変更が生じた場合においては、加入者は、直ちに当社の指定する方法に従って当社又は当社の代理人若しくは当社の代理人が指定する者に変更の通知をしなければなりません。
- 5 当社は、次の各号に掲げる場合においては、申込みを承諾しないことがあります。
 - 一 加入申込者が視聴可能最低年齢を定めて提供される衛星デジタル有料放送サービスに係る有料放送契約の申込みに当たって、加入申込者が当該視聴可能最低年齢以上で

あることを証明する書類を提出しない場合又は加入申込者が当該視聴可能最低年齢に満たない場合

- 二 加入申込者が有料放送契約に基づく債務の履行を怠るおそれがあると認められる相当の理由がある場合
- 三 加入申込者が衛星デジタル有料放送サービスの提供に関し、著作権その他の知的財産権、その他当社の権利を侵害し、又は利益を損なうおそれがあると認められる相当の理由がある場合
- 四 加入申込者が日本国外において、衛星デジタル有料放送サービスの提供を受けようとする場合又はそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合
- 五 その他加入申込者が有料放送契約に違反するおそれがあると認められる相当の理由がある場合
- 六 加入申込者が衛星デジタル有料放送サービスを法及び他の法令に反する目的で利用し、又は利用するおそれがあると認められる場合
- 七 加入申込者が、当社以外の放送事業者の人工衛星によるデジタル放送に係る有料放送役務の契約に関し、第二号から前号に規定する行為を実際に行い、当該放送事業者の権利を侵害し、又は利益を損なったことがあると認められる場合

(契約の有効期間)

第六条 有料放送契約の有効期間は、契約成立の日から契約成立の日の属する月の翌月の初日より一年を経過した日までとし、有効期間の満了する日の一か月前までに加入者から更新拒絶の意思表示がない場合においては、有料放送契約は、更に一年間自動的に更新されるものとし、以後同様とします。ただし、PPSに係る契約の有効期間は、契約成立の日から当該PPSの終了の日までとします。

第三章 衛星デジタル有料放送サービスの提供及び受信

(衛星デジタル有料放送サービスの提供)

第七条 当社は、有料放送契約の有効期間中放送設備の故障その他のやむを得ない事情がある場合を除き、原則として別表第一号に規定する時間の衛星デジタル有料放送サービスを提供します。

- 2 当社は、衛星デジタル有料放送サービスの内容及び放送時間を原則として別表第二号に指定する番組検索サービス(以下「EPG」といいます。)によりお知らせします。ただし、当社は、EPGによりお知らせした内容を変更する場合があります。

(P P V及びP P Dの提供)

第八条 加入者は、PPV又はPPDの提供を受けようとする場合には、受信機を電気通信回線に接続した上、課金単位ごとに別表第三号に規定する方法により個別の申込みを行わなければなりません。

- 2 前項の申込みを行った場合においては、加入者はその撤回はできません。
- 3 課金単位ごとの料金は、当社が総務大臣に届け出た料金に従ってEPGによりお知らせします。

(視聴可能最低年齢を定めて提供される衛星デジタル有料放送サービス)

第九条 加入者は、視聴可能最低年齢を定めて提供される衛星デジタル有料放送サービスを視聴する場合には、別表第四号に規定する方法により、加入者は、最低年齢(当該衛星デジタル有料放送サービスを視聴することとなる最も若年の者の年齢)及び暗証番号又はパスワード(以下、合わせて「暗証番号等」という。)を事前に登録し、視聴するごとに事前に登録した暗証番号等を入力しなければなりません。

- 2 加入者は、暗証番号等を視聴可能最低年齢に満たない者に知られないよう、厳格に管理しなければなりません。なお、視聴可能最低年齢に満たない者が前項に規定する衛星デジタル有料放送サービスを視聴したことに起因する加入者の不利益について、当社及び当社の代理人は、一切責任を負わないものとします。
- 3 加入者は、暗証番号等を忘れた場合においては、暗証番号等設定を初期状態に戻すために当社又は当社の代理人若しくは当社の代理人が指定する者に通知しなければなりません。この場合においては、加入者は、当社が総務大臣に届け出た暗証番号等の消去手数料を支払わなければなりません。

(受信装置の管理等)

第十条 加入者は、受信装置及び(注四)カードを自己の責任で設置、維持、管理し、これにより衛星デジタル有料放送サービスの提供を受けるものとし、当社及び当社の代理人は、受信装置及び(注四)カードの瑕疵については一切責任を負いません。

- 2 加入者が衛星デジタル有料放送サービスの提供を受けるに当たって使用する(注四)カードの所有権は、(注一)に帰属するものであり、また、(注一)が定めた「(注四)カード使用許諾契約約款」に同意した加入申込者のみが有料放送契約を締結できるものとします。(注四)カードの貸与、紛失、再発行及び返却についても「(注四)カード使用許諾契約約款」の適用を受けます。
- 3 加入者は、(注四)カードを紛失し、又は盗難にあった場合においては、「(注四)カード使用許諾契約約款」に従い、速やかに必要な届出等を行わなくてはなりません。なお、この届出等が受理される以前に、第三者により(注四)カードが使用された場合においては、当該(注四)カードの使用に係る第十二条第一項に定める有料放送料金等は、加入者の負担となります。

(故障及びメンテナンス等)

第十一条 視聴障害があった場合においては、加入者は、受信装置による故障がないことを確認した後、速やかに当社又は当社の代理人若しくは当社の代理人が指定する者に通知しなければなりません。この場合においては、当社及び当社の代理人は、速やかに発信状況を調査し、当社又は当社の代理人の放送設備に何らかの異常があったときは、当社又は当社の代理人の責任において必要な措置を講じるものとします。ただし、視聴障害の原因が加入者又は加入者及び当社(当社の代理人を含みます。)以外の第三者の責めに帰すべき事由による場合、当社及び当社の代理人は一切の責任を負いません。また、視聴障害の原因が当社若しくは当社の代理人以外の者の行為又は受信装置に起因すると

きは、当社又は当社の代理人が故障原因の調査又は措置に要した費用は加入者の負担となります。

- 2 十二・五ギガヘルツ以下の電波を使用する衛星デジタル有料放送サービスについては、他の無線通信業務に優先的に使用されている電波との干渉に起因する視聴障害が発生することがあります。受託放送事業者により当該視聴障害が認められた場合においては、受託放送事業者の責任においてアンテナの位置の変更、防護壁の設置等必要な措置を講じるものとします。
- 3 (注四)カードの機能不全により視聴障害が発生した場合においては、(注一)が定めた「(注四)カード使用許諾契約約款」に基づき、(注一)の責任において正常なカードと取替えがなされます。
- 4 当社は、施設の維持管理のため、衛星デジタル有料放送サービスの電波を一時的に停止することがあります。この場合においては、当社又は当社の代理人は、原則として事前にその旨を放送番組内、E P G等によりお知らせします。

第四章 料金

(料金及び支払)

第十二条 加入者は、当社が総務大臣に届け出た料金(基本料及び視聴料(以下「有料放送料金」といいます。))、加入料及び手数料(以下、有料放送料金と合わせて「有料放送料金等」といいます。))を別表第五号に規定するところにより当社に支払わなければなりません。

- 2 支払わなければならない有料放送料金等を原則として別表第五号に規定する支払日の(注十一)日前までに、当社又は当社の代理人若しくは当社の代理人が指定する者は、加入者に通知し、又は加入者が容易に知り得る状態に置くものとします。
- 3 支払われた有料放送料金等は、本約款に規定する場合を除き、払い戻しません。
- 4 当社が払戻しを行う場合においては、加入者は、当社が総務大臣に届け出た返金手数料(複数契約について同時に返金を行う場合の各契約に係る返金手数料は、契約数で除した額とします。以下同じ。)を支払わなければなりません。ただし、第十九条第二項に基づく払戻しについては、返金手数料を請求しません。
- 5 当社は、総務大臣へ届け出て有料放送料金等を改定することがあります。この場合においては、当社又は当社の代理人若しくは当社の代理人が指定する者は、加入者に対し改定された料金を適用する一か月前までに改定された料金を通知するものとします。
- 6 前項の場合においては、加入者により既に支払われた有料放送料金(以下「前払い有料放送料金」といいます。))と改定された料金との過不足は、改定料金適用日を含む月に精算するものとします。ただし、料金値下げの場合であって、加入者から申出がないときは、前払い有料放送料金の余剰は、次回以降の有料放送料金の支払に充当します。
- 7 加入者の責に帰さない事由により、衛星デジタル有料放送サービスを月のうち半分以上提供しなかった場合においては、当社は、当該衛星デジタル有料放送サービスに係る当該月分の有料放送料金(他サービスの提供が継続している場合又は別契約がある場合においては基本料を除きます。第十四条第三項において同じ。)を請求しません。ただし、P P V、P P D及びP P Sについては、当社が別途定めるものとします。

- 8 別表第一号（注十二）の規定にかかわらず、当社の放送番組以外の放送番組（以下「他の放送番組」といいます。）とのパック・セットによる有料放送料金（以下「パック・セット視聴料」といいます。）が加入者に適用される場合、パック・セットに係る他の放送番組の一部の提供が停止又は廃止された場合であっても、当該パック・セット視聴料の額は変更されないものとします。ただし、当社が別に定める場合はこの限りではありません。
- 9 著しく大規模な天災、事変等により、加入者が衛星デジタル有料放送サービスを受けることが著しく困難であると認められる事態が生じた場合は、有料放送料金等の全部又は一部を免除することがあります。

（延滞利息）

第十三条 加入者が支払うべき有料放送料金等その他の債務に関し、支払期日を一か月を超えても支払わない場合においては、当社は、支払期日の翌日から起算して支払の日の前日までの間について年（注十三）%の割合で計算した額を延滞利息として加入者に対し請求できるものとします。

（一時提供休止）

第十四条 加入者は、長期不在等により、衛星デジタル有料放送サービスの一時休止を希望する場合においては、希望する休止開始月及び予定の休止解除月を（注十四）前までに当社又は当社の代理人若しくは当社の代理人が指定する者に申し出ることにより、衛星デジタル有料放送サービスの一時休止を行うことができます。

- 2 加入者は、衛星デジタル有料放送サービスの一時休止の解除を希望する場合においては、当社又は当社の代理人若しくは当社の代理人が指定する者に通知をしなければなりません。
- 3 当社は、一時提供休止期間に対応する有料放送料金については請求しません。有料放送料金の課金は、前項の休止解除月より行うものとします。
- 4 P P Sに係る一時提供休止については、別表第六号に規定する方法に従って払戻しを行うものとします。
- 5 一時提供休止期間は六か月以内とします。なお、一時提供休止にかかる期間が六か月を超える場合においては、その時点をもって、自動的に有料放送契約は解除されるものとします。

第五章 禁止事項等

（禁止事項）

第十五条 加入者は、次に掲げる行為を行ってはなりません。

- 一 （注四）カードの改造及び改ざん等「（注四）カード使用許諾契約約款」において禁止されている行為並びに受信装置の改造及び改ざん並びに（注四）カードによらない衛星デジタル有料放送サービスの視聴
- 二 衛星デジタル有料放送サービスに係る著作権その他の知的財産権、その他当社の権利を侵害し、又は利益を損なう行為

- 三 衛星デジタル有料放送サービスを用いた法令に違反する行為
 - 四 加入者が、有料放送契約の申込みの際、契約締結に必要な事項として当社が求めた事項の全部又は一部について、真実とは異なることを告げること
- 2 加入者が前項に違反して当社又は当社の代理人に損害を与えた場合においては、当社又は当社の代理人は、加入者に対し損害の賠償を請求することがあります。

(免責事項)

第十六条 当社及び当社の代理人は、次に掲げる場合については、損害賠償の責任を負いません。

- 一 天災、事変及び降雨減衰その他の気象に起因する視聴障害
- 二 当社又は当社の代理人の責に帰さない事由により生じた衛星デジタル有料放送サービスの停止
- 三 加入者若しくは加入者及び当社（当社の代理人を含みます。）以外の第三者の行為又は受信装置若しくは（注四）カードに起因する異常

(受託放送事業者の責任)

第十七条 第十九条第二項第五号の事由により有料放送契約が終了した場合においては、受託放送事業者は、加入者の損害を当社の放送を受信するために要した額を限度として賠償します。

第六章 契約の解除等

(加入者が行う契約の解除等)

第十八条 加入者は、有料放送契約を解除しようとする場合においては、（注十四）前までに、当社又は当社の代理人若しくは当社の代理人が指定する者に通知しなければなりません。この場合において、当該通知に係る有料放送契約は（注十四）をもって解除されるものとします。ただし、別表第七号に規定する場合においては、この限りではありません。

- 2 前項ただし書の場合においては、加入者は、当社が総務大臣に届け出た解約手数料（複数契約を同時に解除する場合の各解約手数料は、解約数で除した額とします。）を当社が指定する期日までに指定する方法に従って支払わなければなりません。
- 3 第一項に基づき加入者が契約の解除を行った場合においては、当社は、別表第六号の規定に基づき有料放送料金を払い戻します。ただし、他サービス又は別契約を締結している場合においては、払い戻される有料放送料金は、それらの契約に係る有料放送の料金の支払に充当されるものとします。
- 4 第一項に基づき加入者が有料放送契約を解除し、一年以内に再度当社と契約を締結する場合においては、加入料の支払は不要です。
- 5 有料放送契約を再度締結する時期が、第一項に基づく契約の解除後一年を超える場合においては、当社は、当該契約を新たな有料放送契約として扱います。

(当社が行う契約の解除等)

- 第十九条** 当社は、加入者が本約款上支払うべき有料放送料金等の支払を怠った場合その他本約款に違反した場合においては、相当の期間を定めた催告の上、加入者に対する衛星デジタル有料放送サービスの提供を停止して有料放送契約を解除できるものとします。
- 2 次の各号の事由により衛星デジタル有料放送サービスの提供が不可能な事態が生じた場合においては、有料放送契約は終了するものとします。
- 一 当社の委託放送業務の認定が取り消され、又は更新されなかった場合
 - 二 受託放送事業者の無線局の免許が取り消され、又は再免許が拒否された場合
 - 三 当社が衛星デジタル有料放送サービスを提供するために必要な放送設備又は視聴管理設備に回復不能の損害が生じた場合
 - 四 放送衛星局又はアップリンク局に回復不能の損害が生じた場合等当社と受託放送事業者との間の受託放送契約が履行されない場合
 - 五 第十一条第二項の視聴障害が回避できない場合
 - 六 その他当社が衛星デジタル有料放送サービスを提供することが客観的に不可能な事態が生じた場合
- 3 当社は、天災、事変等により、加入者が衛星デジタル有料放送サービスを受けることが著しく困難であると認められる事態が生じた場合であって、かつ、当社が加入者の有料放送契約に係る意思を確認することが困難であるときは、加入者に対する衛星デジタル有料放送サービスを停止することがあります。また、かかる衛星デジタル有料放送サービスの停止後、当社が定める期間を経過した場合であって、かつ当社が加入者の有料放送契約に係る意思を確認することが困難であるときは、当該期間経過をもって、有料放送契約は終了するものとします。
- 4 当社は、次に掲げる場合には、加入者に対する衛星デジタル有料放送サービスの提供を停止して有料放送契約を解除できるものとします。
- 一 加入者が、当社の提供する衛星デジタル有料放送サービスを、業務等で不特定若しくは多数の者が視聴できるように使用し、又は同時送信若しくは再分配で使用することを目的とする場合等の世帯視聴目的以外で使用する場合（当社と別の取り決めをしている場合を除きます。）
 - 二 加入者が日本国外において、衛星デジタル有料放送を視聴している場合又はそのおそれがあると認められる場合
 - 三 加入者が第十五条第一項に記載された禁止事項を行った場合又は行うおそれがあると認められる場合
- 5 第一項に基づき契約を解除された者が再加入を希望する場合においては、解除された原因を除去することが必要です。当社が、再加入を認めるときは、新たな有料放送契約を締結するものとします。
- 6 第一項に基づき契約が解除された場合、又は第二項若しくは第三項に基づき契約が終了した場合においては、当社は、別表第六号に基づき有料放送料金を払い戻します。また、第四項に基づき契約が解除された場合においては、当社は、解除の月の有料放送料金を請求し、既に支払われた有料放送料金がある場合には、これを払い戻しません。

第七章 加入者個人情報の取扱い

(加入者個人情報の取扱い)

第二十条 当社は、保有する加入者個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)、個人情報の保護に関する基本方針(平成十六年四月二日閣議決定)、及び放送受信者等の個人情報の保護に関する指針(平成十六年八月三十一日総務省告示第六百九十六号。以下「指針」といいます。)に基づくほか、当社が指針第二十八条に基づいて定める基本方針(以下「個人情報取扱規程」といいます。)及び本約款の規定に基づいて適正に取り扱います。

- 2 当社の個人情報取扱規程には、当社が保有する加入者個人情報に関し、利用目的、加入者個人情報により識別される特定の個人(以下「本人」といいます。)が当社に対して行う各種求めに関する手続、苦情処理の手続、その他取扱いに関し必要な事項を定め、これを(注二十)公表します。
- 3 当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、加入者個人情報を取り扱うとともに、保有する加入者個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

(加入者個人情報の利用目的等)

第二十一条 当社は、次に掲げる目的で、加入者個人情報を取り扱います。なお、第五号及び第十一号に規定する目的での利用については、当該目的での利用停止の求めを受けたときは、利用停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止を行うことが困難な場合を除き、衛星デジタル有料放送サービスの提供に支障がない範囲で遅滞なく利用を停止します。

- 一 有料放送契約の締結及び継続に関すること
 - 二 衛星デジタル有料放送サービスの提供に係る限定受信システムによる受信制御に関すること
 - 三 (注四)カードユーザー登録
 - 四 有料放送料金等の請求及び収納
 - 五 衛星デジタル有料放送サービスに関連する情報の提供(番組等に関するお知らせ、放送内容に関連した情報提供、当社が提供する有料放送の役務の紹介、当社又は当社の代理人が発行する番組情報紙誌(他の放送事業者が提供する有料放送役務に係る情報が含まれることがあります。))の送付)
 - 六 本人に対する通知、連絡
 - 七 本人からの問い合わせ、苦情等に対する応対
 - 八 衛星デジタル有料放送サービスの向上を目的とした視聴者調査
 - 九 受信装置の設置及びアフターサービス
 - 十 衛星デジタル有料放送サービスの視聴状況等に関する各種統計処理
 - 十一 加入者に対する特典の提供
 - 十二 衛星デジタル有料放送サービスの提供に関連しての第三者への提供(第三項に該当する場合に限ります。)
- 2 当社は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、前項に規定する利用目的を超えて、加入者個人情報を取り扱うことはありません。
- 一 法令に基づく場合

- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 3 当社は、保有する加入者個人情報については、次に掲げる場合を除き、第三者に提供することはありません（第三者への提供には、次条の規定により加入者個人情報を共同利用する場合及び第二十三条の規定により加入者個人情報の取扱いを委託する場合は含みません。）。ただし、前項各号に定める場合には、この限りではありません。
- 一 本人が書面等により同意した場合
 - 二 本人の求めに応じて当該加入者個人情報の第三者への提供を停止することを条件として、以下の事項をあらかじめ本人に通知し、又は個人情報取扱規程に定めて本人が容易に知り得る状態においたとき
 - ア 第三者への提供を利用目的とすること。
 - イ 第三者に提供される加入者個人情報の項目
 - ウ 第三者への提供の手段又は方法
 - エ 本人からの求めに応じて当該加入者個人情報の第三者への提供を停止すること。
 - 三 当社又は当社の代理人若しくは当社の代理人が指定する者に対する加入申込みが行われた際に、（注一）が行う（注四）カードユーザー登録に必要な限度で加入者個人情報を（注一）に提供する場合（これらの加入者個人情報の変更が生じた場合に当社又は当社の代理人若しくは当社の代理人が指定する者から（注一）へ連絡して登録情報の修正を行う場合を含みます。）、並びに加入者から（注四）カードの紛失等の連絡、交換依頼等を受けた際に、当社又は当社の代理人若しくは当社の代理人が指定する者が（注一）に対して必要な連絡を行う場合
- 4 当社は、前項の規定により加入者個人情報を第三者に提供する場合、当該第三者の範囲について別表第八号に定めます。
- 5 当社は、本人から、当社が保有する加入者個人情報の利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なくこれを通知します。ただし、利用目的を本人が知り得る状態においてあるとき、又は本人に通知することにより次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではなく、利用目的を通知しない場合はその旨を本人に対して通知します。
- 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - 二 当社の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
 - 三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（加入者個人情報の共同利用）

第二十二条 当社は、前条第一項第一号から第十一号までに定める目的で取り扱う加入者個人情報（本項においては、有料放送契約時に加入者が告げた事項及び第五条第四項に

より加入者が通知した事項に限り、具体的な項目は個人情報取扱規程に定めます。)を、その目的を達成するために当社の代理人が代理人として行う業務に必要な範囲内で、当社の代理人と共同して利用します。

- 2 当社は、第五条第五項第二号から第七号までの規定に基づいて契約申込みを承諾しなかった場合、又は第十九条第一項若しくは第四項の規定に基づく契約解除を行った場合、当該不承諾又は解除事由に該当する事実及び当該加入者を特定するために必要な最低限の加入者個人情報のうち個人情報取扱規程に定めるものを、他の放送事業者及び当社の代理人と共同して利用します。この場合において、当該情報の利用目的は、第五条第五項又は第十九条第一項若しくは第四項の要件に該当するか否かの判断に限りません。
- 3 共同して利用する加入者個人情報の管理の責任は、第一項の場合においては当社及び当社の代理人が、並びに前項の場合においては、当社、当社の代理人及び他の放送事業者が、自ら取り扱う情報についてそれぞれ負います。なお、管理の責任を負う者の氏名又は名称は個人情報取扱規程に定めます。
- 4 前三項に定める場合のほかに、当社が保有する加入者個人情報を他の者と共同して利用する場合は、共同して利用される加入者個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該加入者個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称について、個人情報取扱規程に定めます。

(加入者個人情報の取扱いの委託)

第二十三条 当社は、加入者個人情報の取扱いの全部又は一部を委託することがあります。

- 2 前項の委託をする場合は、加入者個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の加入者個人情報の安全管理(以下「加入者個人情報の安全管理」といいます。)のために適切な措置を講じること等を内容とする選定基準を定め、これに基づいて委託先を選定します。
- 3 当社は、第一項の委託先との間で、加入者個人情報の安全管理のために講じる措置、秘密の保持その他必要な事項を内容とする適切な契約を締結するとともに、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。
- 4 前項の契約には、第一項の委託先が加入者個人情報の全部又は一部の取扱いを再委託する場合には、第二項及び第三項と同様の措置を講じる旨の内容を含めます。

(安全管理措置)

第二十四条 当社は、加入者個人情報の安全管理のため、加入者個人情報に係る管理責任者の設置、安全管理規程の作成、従業員に対する監督、取扱いの管理その他の指針第十条から第十五条までに定める措置を講じます。

(本人による開示の求め)

- 第二十五条** 本人は、当社又は当社の代理人に対し、個人情報取扱規程に定める手続により、当社が保有する、本人に係る加入者個人情報の開示(加入者個人情報が存在しないときにその旨を知らせることを含みます。以下同じ。)の求めを行うことができます。
- 2 当社又は当社の代理人は、前項の求めを受けたときは、遅滞なく文書により(本人が

他の方法を希望する場合を除きます。以下同じ。)当該情報を開示します。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部を開示しないことがあります。

- 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - 二 当社又は当社の代理人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - 三 他の法令に違反することとなる場合
- 3 前二項の規定にかかわらず、当該加入者個人情報の存在が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして個人情報の保護に関する法律施行令(平成十五年政令第五百七号)第三条各号に該当することになる場合、又は当該加入者個人情報が六か月以内に消去されるものである場合には、当社は開示要求を拒否することができるものとします。
- 4 当社は、第二項ただし書及び前項の規定に基づき加入者個人情報の全部又は一部について開示しない場合は、本人に対し、遅滞なく、文書でその旨通知し、かつ、その理由を説明するよう努めるものとします。

(本人による利用停止等の求め)

第二十六条 本人は、当社が保有する自己の加入者個人情報の内容の正確性の確保や利用の適正性を確保するために、個人情報取扱規程に定める手続により、当社又は当社の代理人に対し、次に掲げる求めを行うことができます。

- 一 加入者個人情報の内容が事実ではないという理由による加入者個人情報の訂正、追加又は削除
 - 二 加入者個人情報が第二十一条第一項又は第二項の規定に違反して取り扱われているという理由による加入者個人情報の利用の停止又は消去
 - 三 加入者個人情報が第二十一条第三項の規定に違反して第三者に提供されているという理由による加入者個人情報の第三者への提供の停止
- 2 当社は、前項の求めに理由があると認めるときには、遅滞なく、求めに応じた措置を講じます。ただし、前条第二号又は第三号の場合において、求めに応じた措置を講じることが、多額の費用を要する場合その他困難な場合であって、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではありません。
- 3 当社又は当社の代理人は、前項により講じた措置の内容(措置を講じない場合はその旨)を本人に対し遅滞なく文書により通知し、かつその理由を説明するよう努めるものとします。

(本人確認と代理人による求め)

第二十七条 当社は、第二十一条第五項、第二十五条第一項又は第二十六条第一項の求めを受けたときは、求めを行う者が本人又は次項の代理人であることの確認を、個人情報取扱規程に求める手続により行います。

- 2 本人は、第二十一条第五項、第二十五条第一項又は第二十六条第一項の求めを、代理人によって行うことができます。

(本人の求めに係る手数料)

第二十八条 当社又は当社の代理人は、第二十一条第五項及び第二十五条第一項の求めを受けた場合は、別表第九号に定める手数料を請求します。

- 2 前項の手数は、当社から本人(この項においては加入者に限ります。)に対して通知又は開示をした月の有料放送料金と合わせて収納することができるものとします。
- 3 前二項に定める場合のほか手数料に係る手続は、個人情報取扱規程に定めます。

(苦情処理)

第二十九条 当社は、加入者個人情報の取扱いに関する苦情は、適切かつ迅速な処理に努めます。

- 2 前項の苦情処理の手続は、個人情報取扱規程に規定します。

(本人が行う求め及び苦情等の受付窓口)

第三十条 当社は、第二十一条第五項、第二十五条第一項又は第二十六条第一項に基づく求め、前条に基づく苦情、その他加入者個人情報の取扱いに関する問い合わせについては、次の窓口において受け付けます。

(注二十二)

(保存期間)

第三十一条 当社及び当社の代理人は、保有する加入者個人情報の保存期間を別表第十号に定め、これを超えた加入者個人情報については、遅滞なく消去します。ただし、法令の規定に基づき保存しなければならないときは、この限りではありません。

(加入者個人情報の漏えい等があった場合の措置)

第三十二条 当社は、当社が取り扱う加入者個人情報の漏えいがあった場合には、本人の連絡先が分からない場合等本人に連絡を取ることが困難な場合を除き、速やかに、その事実関係を本人に通知するよう努めます。

- 2 当社は、当社が取り扱う加入者個人情報の漏えい、滅失又はき損があった場合には、速やかにその事実関係及び再発防止対策につき可能な限り公表するよう努めます。
- 3 前二項の規定は、通知又は公表することにより、第二十五条第二項各号に該当する場合には、この限りではありません。

第八章 その他

(当社の代理人等)

第三十三条 当社は、有料放送契約上の権利の行使及び債務の履行に関し、(注二十三)を継続的に当社の代理人として選任します。

- 2 有料放送契約の申込み、解除及び支払わなければならない有料放送料金等有料放送契約に関する当社からの通知は、特段の記載のない限り当社の代理人又は当社の代理人が指定する者が行うものとします。
- 3 当社又は当社の代理人が、加入者に衛星デジタル有料放送サービスを提供するために、

有料放送契約の申込みの取り次ぎ、料金請求等の業務を委託しているときには、当該業務委託先は、当社と加入者の特定取引（放送、通信等に係る取引であって、当社が加入者の当該取引における利便を図ることが必要かつ適当と認めて指定する取引をいいます。）先の料金請求・収納業務及びこれに付随する業務を同時に行うことがあります。

（権利の譲渡）

第三十四条 加入者は、有料放送契約上の権利、義務その他有料放送契約上の地位の全部又は一部について譲渡、質入れ、賃貸その他の処分をすることはできません。

（契約上の地位の承継）

第三十五条 相続により、加入者の有料放送契約上の地位は承継されるものとします。

- 2 加入者の有料放送契約上の地位を承継した者（以下「承継者」といいます。）は、速やかに当社が指定する方法により承継の事実及び当社の指定する事項を当社又は当社の代理人若しくは当社の代理人が指定する者に通知するとともに、当該有料放送契約が視聴可能最低年齢を定めて提供される衛星デジタル有料放送サービスに係るものである場合には、承継者が当該視聴可能最低年齢以上であることを証明する書類を提出しなければなりません。
- 3 当社は、承継者が当該視聴可能最低年齢以上であることを証明する書類を提出しない場合又は承継者が当該最低視聴年齢に満たない場合においては、当該有料放送契約に係る衛星デジタル有料放送サービスを停止して有料放送契約を解除することがあります。
- 4 前項の規定に基づき契約が解除された場合においては、当社は、別表第六号に基づき有料放送料金を払い戻します。

別表第一号（第四条、第七条及び第十二条関係）（注二十六）

衛星デジタル有料放送サービスの名称	有料放送時間	全放送時間

別表第二号（第七条関係）（注二十七）

当社が指定する E P G

別表第三号（第八条関係）（注二十八）

個別の申込方法

別表第四号（第九条関係）（注二十九）

視聴可能最低年齢を定めて提供される衛星デジタル有料放送サービスを視聴するための方法

別表第五号（第十二条関係）（注三十）

支払方法及び支払日

別表第六号（第十四条、第十八条、第十九条及び第三十五条関係）（注 三十一）

有料放送料金の払戻し

有料放送料金の払戻しは、次の計算式によります。なお、返金手数料を要する場合には、当社は、次の計算式による額から返金手数料を引いた額を払い戻します。

$$\frac{(\text{一括払いの有料放送料金}) \times (\text{一括払いに係る月数}) - (\text{既に視聴した月数})}{(\text{一括払いに係る月数})}$$

別表第七号（第十八条関係）（注三十二）

解約手数料を伴う場合

別表第八号（第二十一条関係）（注三十三）

加入者個人情報を提供する第三者の範囲

別表第九号（第二十八条関係）（注三十四）

本人が行う求めの種別	手数料

別表第十号（第三十一条関係）（注三十五）

種類	保存期間

注一 第三条第九号の用語の意味に記載の会社の略称を記載するものとする。

注二 衛星デジタル有料放送サービスの限定受信システムの管理を行う会社の名称を記載するものとする。

注三 受信装置の技術的な基準を指定する者の氏名又は名称を記載するものとする。

注四 第三条第九号の会社が貸与するカードの名称を記載するものとする。

注五 第三条第六号から第八号まで、第五条第一項なお書き及び第五項第一号、第八条、第九条、第十一条第二項、第十二条第七項ただし書及び第八項、第十四条第四項、第十七条、第十八条第一項ただし書及び第二項、第十九条第二項第五号、第三十五条第二項後段、第三項及び第四項、別表第三号並びに別表第四号については、当該衛星デジタル有料放送サービスを行う事業者にのみ適用するものとする。

注六 第三条第十七号については、該当するサービスがない場合は適用しない。この場合において、次のように読み替えるものとする。

読み替える規定等	読み替えられる字句等	読み替える字句等
第十二条第七項	他サービスの提供が継続している場合 又は別契約がある場合	別契約がある場合
第十八条第三項	他サービス又は別契約	別契約

注七 第五条第三項「当社の定める方法」は、これに替えて具体的な通知方法を記載しても差し支えない。

注八 第十条第一項については、当社又は当社の代理人がカードを所有する場合は、次のようにするものとする。

第十条 加入者は、受信装置及び（注四）カードを自己の責任で設置、維持、管理し、これにより衛星デジタル有料放送サービスの提供を受けるものとし、当社及び当社の代理人は、受信装置の瑕疵については一切責任を負いません。

注九 放送衛星業務用の周波数を使用して行う放送については、第十一条第二項、第一七条及び第十九条第二項第五号は適用しないものとする。

注十 有料放送料金のうち基本料を設定しない場合においては、次のとおり読み替えるものとする。

読み替える規定等	読み替えられる字句等	読み替える字句等
第十二条第一項	基本料及び視聴料	視聴料
第十二条第七項	（他サービスの提供が継続している場合又は別契約がある場合においては基本料を除きます。第十四条第三項において同じ。）	（削除）

注十一 支払わなければならない有料放送料金等を通知等する日を記載するものとする。

注十二 別表第一号のうち、パック・セットについて規定がある部分を記載するものとする。

注十三 年利三十％を超えない範囲で延滞利息の割合を記載するものとする。

注十四 第十四条第一項については、休止をする日から一か月を超えない期間を、第十八条第一項前段については、有料放送契約を解除する日から一か月を超えない期間を、第十八条第一項後段については契約が解除される時期をそれぞれ記載するものとする。

注十五 第十四条及び同条に係る別表第六号については、事業者の選択により適用しないことができる。

注十六 第十六条第三号のうち「若しくは（注四）カード」については、当社又は当社の代理人がカードを所有する場合は、削除するものとする。

注十七 第十八条第一項に関し、加入者が有料放送契約の解除を通知した月のうちに契約を解除する場合は、同項の「（注十四）前までに、」は削除できるものとする。この場合において、事業者の選択により、第十八条第五項の次に次の一項を挿入することができる。（（何）には三か月を超えない月数を記載するものとする。）

6 第一項に基づき加入者が有料放送契約の解除をしたとき、契約期間が（何）か月未満であった場合は、（何）か月分の有料放送料金を支払わなければなりません。

注十八 有料放送契約上前払い有料放送料金が生じることがない事業者については、第十四条第四項、第十八条第三項及び第三十五条第四項は適用が無く、第十九条第六項は次のようにするものとする。

6 第四項に基づき契約が解除された場合においては、当社は、解除の月の有料放送料金を請求します。

注十九 第十八条第四項及び第五項については、事業者の選択により適用しないことができる。この場合においては、同条第四項を次のようにするものとする。

4 第一項に基づき加入者が有料放送契約を解除し、再度当社と有料放送契約を締結する場合においては、当社は、当該契約を新たな有料放送契約として扱います。

注二十 個人情報取扱規程を公表する場（ホームページのアドレス、掲示場所等）を記載するものとする。

注二十一 第二十八条及び別表第九号については、事業者の選択により適用しないことができる。

注二十二 受付窓口の名称、郵便の送付先、連絡先（電話番号、ファックス番号、電子メールアドレス等）を記載するものとする

注二十三 当社の代理人の氏名又は名称を記載するものとする。ただし、当社の代理人を選任しない事業者については、同条第一項は適用しない。この場合にお

いて、第三条第十六号及び第十八号並びに第二十二条第一項から第三項までは適用されず、本約款中の「当社の代理人」は削除し、「当社の代理人が指定する者」は「当社が指定する者」に改め、第十一条第一項及び第十六条第三号の「（当社の代理人を含みます。）」、第十二条第七項及び第十八条第三項の「又は別契約」並びに第二十一条第一項第五号の「（他の放送事業者が提供する有料放送業務に係る情報が含まれることがあります。）」は削除するものとする。

注二十四 第五条第一項、第三項及び第四項、第九条第三項、第十一条第一項、第十二条第二項及び第五項、第十四条第一項及び第二項、第十八条第一項、第二十一条第三項第三号、第三十三条第二項及び第三項並びに第三十五条第二項において、「当社の代理人が指定する者」は、事業者の選択により、「当社が指定する者」とし、又は削除することができるものとする。注二十三において読み替えた場合においても、事業者の選択により削除できるものとする。

注二十五 第三十三条第二項及び第三項については、事業者の選択により適用しないことができる。

注二十六 衛星デジタル有料放送サービスの名称、有料放送時間及び全放送時間を記載するものとする。

注二十七 EPGの放送する者の氏名又は名称、周波数等を記載するものとする

注二十八 個別の申込方法を記載するものとする。

注二十九 視聴可能最低年齢を定めて提供される衛星デジタル有料放送サービスを視聴するための方法を記載するものとする。

注三十 有料放送料金等の支払い方法及び支払日を記載するものとする。

注三十一 計算式については、事業者の選択により次のいずれかのようにすることができる。

注三十二 解約手数料を伴う解約がある場合には、当該解約に係る特例を記載する。

$$1 \text{ (一括払いの有料放送料金)} \times \frac{\text{(一括払いに係る放送番組)} - \text{(既に視聴した番組数)}}{\text{(一括払いに係る番組数)}}$$

$$2 \text{ (一括払いの有料放送料金)} - \text{(既に視聴した個々の放送番組の視聴料の合計)}$$

注三十三 加入者個人情報を提供する第三者の範囲については、加入者個人情報

を提供する第三者の氏名、名称その他提供先を客観的に特定できる情報を記載するものとする。

注三十四 開示その他求めの種別及び手数料を記載するものとする。

注三十五 加入者個人情報の種類及びその保存期間を記載するものとする。

注三十六 加入申込者が、人工衛星を用いたアナログ放送による有料放送の役務の提供を現に受けていて、同じ放送事業者が提供する衛星デジタル有料放送サービスの提供を受ける契約の申込みをする場合においては、事業者の選択により次の条項を追加することができる。

第五条第五項の次に次の一項を追加

6 当社が提供する人工衛星を用いたアナログ放送による有料放送の役務の提供を受ける契約（以下「アナログ有料放送契約」といいます。）を締結している者は、当社が別に定める方法で当社又は当社の代理人若しくは当社の代理人が指定する者に申込みを行うことにより、有料放送契約へ移行することができます。この場合において、加入料の支払いは不要です。また、移行前のアナログ有料放送契約に基づく前払い金がある場合は、有料放送契約の有料放送料金に充当するものとします。

第十八条第五項の次に次の一項を追加

6 第五条第六項による契約移行の際にアナログ有料放送契約に基づく前払い金がある場合で、第一項に基づく解除を行った場合においては、当社は、別表第六号の規定に基づき有料放送料金を払い戻します。

注三十七 第三条十一号により定義される、受信機に挿入されることにより受信機を制御するICを組み込んだカードに係る規定については、当該カードの使用許諾契約約款が整備されていないため本約款の規定を適用できない場合は、平成十七年九月三十日までの間、関連する条項は、次表のとおり読み替え、削除又は追加を行うものとする。

また、放送事業者が自ら衛星デジタル有料放送サービスの限定受信システムの管理を行う場合においては、事業者の選択により次表のとおり読み替え、削除又は追加を行うものとする。

読み替えに当たり、注一から注三十六までによる選択、記載、追加又は削除を適宜適用するものとする。

読み替える規定等	読み替えられる字句等	読み替える字句等
第三条第九号	九（注一） 衛星デジタル有料放送サービスの限定受信システムの管理を行う会社。（注二）の略。	（削除）

第四条第一項	(注四)カード一枚ごととし、	(削除)
第十条第一項	加入者は、受信装置及び(注四)カードを自己の責任で設置、維持、管理し、これにより衛星デジタル有料放送サービスの提供を受けるものとし、当社及び当社の代理人は、受信装置及び(注四)カードの瑕疵については一切責任を負いません。	加入者は、受信装置及び(注四)カードを自己の責任で設置、維持、管理し、これにより衛星デジタル有料放送サービスの提供を受けるものとし、当社及び当社の代理人は、受信装置の瑕疵については一切責任を負いません。
第十条第二項	2 加入者が衛星デジタル有料放送サービスの提供を受けるに当たって使用する(注四)カードの所有権は、(注一)に帰属するものであり、また、(注一)が定めた「(注四)カード使用許諾契約約款」に同意した加入申込者のみが有料放送契約を締結できるものとし、(注四)カードの貸与、紛失、再発行及び返却についても「(注四)カード使用許諾契約約款」の適用を受けず。	(削除)
第十条第三項	3 加入者は、(注四)カードを紛失し、又は盗難にあった場合においては、「(注四)カード使用許諾契約約款」に従い、速やかに必要な届出等を行わなくてはなりません。なお、この届出等が受理される以前に、第三者により(注四)カードが使用された場合においては、当該(注四)カードの使用に係る第十二条第一項に定める有料放送料金等は、加入者の負担となります。	(削除)
第十一条第三項	3 (注四)カードの機能不全により視聴障害が発生した場	3 加入者に貸与された(注四)カードの機能不全により視

第三項	により視聴障害が発生した場合においては、（注一）が定めた「（注四）カード使用許諾契約約款」に基づき、（注一）の責任において正常なカードと取替えがなされます。	）カードの機能不全により視聴障害が発生した場合においては、当社は、正常な（注四）カードとお取り替えします。ただし、異常が加入者の行為又は受信装置に起因するときは、当社又は当社の代理人が故障原因の調査又は措置に要した費用は、加入者の負担となります。
第十五条第一項第一号	一 （注四）カードの改造及び改ざん等「（注四）カード使用許諾契約約款」において禁止されている行為並びに受信装置の改造及び改ざん並びに（注四）カードによらない衛星デジタル有料放送サービスの視聴	一 （注四）カード及び受信装置の改造及び改ざん並びに（注四）カードによらない衛星デジタル有料放送サービスの視聴
第十六条第三号	三 加入者若しくは加入者及び当社（当社の代理人を含みます。）以外の第三者の行為又は受信装置若しくは（注四）カードに起因する異常	三 加入者若しくは加入者及び当社（当社の代理人を含みます。）以外の第三者の行為又は受信装置に起因する異常
第二十一条第三項第三号	三 当社又は当社の代理人若しくは当社の代理人が指定する者に対する加入申込みが行われた際に、（注一）が行う（注四）カードユーザー登録に必要な限度で加入者個人情報を（注一）に提供する場合（これらの加入者個人情報の変更が生じた場合に当社又は当社の代理人若しくは当社の代理人が指定する者から（注一）へ連絡して登録情報の修正を行う場合を含みます。）並びに加入者から（注四）カードの紛失等の連絡、交換依頼等を受けた際に、当社又は当社の代理人若しくは当社	（削除）

	<p>の代理人が指定する者が（注一）に対して必要な連絡を行う場合</p>	
<p>第十条の次に、次の四条を追加</p>		<p>（（注四）カードの貸与）</p> <p>第十一条 当社は、（注四）カード一枚を、当社の代理人を通じて貸与します。ただし、他サービス又は別契約の締結により、既に参加者が（注四）カードを使用している場合においては、当社は、新たに（注四）カードを貸与しません。</p> <p>2 （注四）カードの所有権は当社の代理人に帰属しますので、加入者は、契約が終了するまで善良な管理者の注意をもって（注四）カードを管理しなければなりません。なお、（注四）カードは、当社又は当社の代理人の判断によりお取り替えすることがあります。</p> <p>3 加入者は、（注四）カードの貸与、譲渡、質入れその他の処分をすることはできません。</p> <p>（（注四）カードの紛失等）</p> <p>第十二条 加入者は、（注四）カードを紛失し又は盗難にあった場合においては、当社又は当社の代理人若しくは当社の代理人が指定する者にその旨を速やかに届け出なければなりません。</p> <p>2 当社又は当社の代理人若しくは当社の代理人が指定する者は、届出を受理した場合には、速やかに当該（注四）カードを無効とします。</p>

		<p>ただし、届出が受理される以前に、第三者により（注四）カードが使用された場合においては、当該（注四）カードの使用に係る第十六条第一項に定める有料放送料金等は、加入者の負担となります。</p> <p>（（注四）カードの再発行）</p> <p>第十三条 当社は、（注四）カードを再発行することを適当と認めた場合に限り、当社の代理人を通じてその再発行を行うものとします。この場合においては、加入者は、当社が総務大臣に届け出た（注四）カード再発行手数料を支払わなければなりません。</p> <p>（（注四）カードの返却）</p> <p>第十四条 加入者は、有料放送契約を終了する場合においては、当社の代理人の請求に従い、当社の代理人に対し（注四）カードを返却しなければなりません。ただし、他サービス又は別契約を締結している場合においては、この限りではありません。</p>
--	--	---

注三十八 注による選択、追加又は削除を行った場合は、条項番号は一連の数字とすること。

日本経団連規制改革要望（平成15年10月21日）（抄）

10. 情報・通信分野

情報・通信(9)	東経110度CSへの電気通信役務利用放送法の適用
規制の現状	東経110度を軌道位置とするCSを利用した放送には、電気通信役務利用放送法が適用されていない。
要望内容	東経110度CSに電気通信役務利用放送法を適用すべきである。
要望理由	<p>現行の受委託放送制度では、衛星中継器を通信用、放送用に分け、委託放送事業者の認定にあたって放送用の特定の周波数を総務大臣が指定するため、新たな周波数で放送を開始しようとする、手続に時間を要する。</p> <p>外資規制もなく、マスメディア集中排除原則に基づく規律も緩い電気通信役務利用放送法が適用され、より自由な参入が可能となれば、競争が促進され、魅力あるコンテンツの提供、ひいては衛星放送市場全体の拡大につながる事が期待される。また、事業者の利用ニーズに応じて、通信、放送用の周波数を柔軟に利用できることから、周波数の有効利用につながる。</p> <p>『全国規模での規制改革要望』に対する各省庁からの再回答について（平成15年8月11日 総合規制改革会議）においては、「現状においては、東経110度CSデジタル放送に使用し得る全ての中継器について、放送法に基づく認定が行われ、中継器に余裕のない状況にあり、平成16年度までにこの状況に変化がなければ、検討は困難と考えられる」とされている。制度適用の前提が整っていないという説明であるが、110度CSに電気通信役務利用放送法を適用する方針が明らかにされれば、前提にも変化が生じる可能性がある。また、中継器に余裕がないという点も、左旋偏波を放送用に利用することで対応可能である。</p> <p>なお、視聴者が増えるほど、制度変更が困難になると想定されることから、早急に電気通信役務利用放送法を適用する必要がある。</p>
根拠法令等	電気通信役務利用放送法施行規則第2条
制度の所管官庁及び担当課	総務省情報通信政策局衛星放送課

規制改革・民間開放推進3カ年計画（平成16年3月19日閣議決定）（抄）

重点計画事項

（別表7）「規制改革集中受付月間（11月）」において提出された全国規模での規制改革要望への対応方針について」（平成16年2月27日報告（閣議））
 における「別表」には掲げられなかったものの「検討」等を行うとされた事項

番号	規制改革事項	根拠法令等	規制改革の内容	実施時期等	所管府省庁
17	東経110度CSへの電気通信役務利用放送法の適用	・電気通信役務利用放送法 施行規則第2条	東経110度を軌道位置とするCSに関し、現在通信用に割り当てられている左旋円偏波の周波数を放送に使用できるようにすること及びその際電気通信役務利用放送法を適用することについて検討し、早急に結論を得る。（ⅢITウ29）	平成16年度中に検討・結論	総務省

東経 110 度 CS の左旋円偏波の放送 利用に関する関係者の意見について

- | | |
|----------------------------|-----------|
| 1 . 宇宙通信株式会社からの提出意見 | ... 190 頁 |
| 2 . ジェイサット株式会社からの提出意見 | ... 191 頁 |
| 3 . 社団法人電波産業会からの提出意見 | ... 193 頁 |
| 4 . 社団法人電子情報技術産業協会からの提出意見 | ... 203 頁 |
| 5 . 社団法人日本民間放送連盟からの提出意見 | ... 206 頁 |
| 6 . 社団法人衛星放送協会からの提出意見 | ... 207 頁 |
| 7 . 社団法人日本ケーブルテレビ連盟からの提出意見 | ... 208 頁 |
| 8 . 日本放送協会からの提出意見 | ... 209 頁 |

1 . 宇宙通信株式会社からの提出意見

東経 110 度 CS への電気通信役務利用放送法の適用の件

頭書の件につきまして、下記の通り当社の意見を申し上げます。

記

当社は、電気通信役務利用放送法（平成 13 年法律第 85 号）の制定以来、「電気通信役務利用放送の受信者の利益を保護するとともに、電気通信役務利用放送法の健全な発展を図り、もって公共の福祉の増進に資する」という同法の立法主旨及び周波数の有効利用という観点から、出来るだけ早期の東経 110 度 CS への電気通信役務利用放送法の適用を要望してまいりました。

本件の実現にあたっては、あくまで受信者の利益保護が最優先されるべきであり、まずは左旋偏波のトランスポンダ（放送用周波数使用計画で指定されていないトランスポンダ）に関する受信環境の整備が欠かせないと考えております。

この受信環境の整備については、行政の方針決定はもちろんのこと実際に放送を行う放送事業者様や受信機メーカー様のご意向が非常に重要な要素と考えており、当社が関係各位よりお話を伺ったところによりますと現時点ではその環境は整っていない状況にあると思われまますので、現時点で早急に東経 110 度 CS への電気通信役務利用放送法の適用を要望するものではありません。

当社と致しましては、周辺環境の整備状況を勘案し、これが整ったと思われる状況に至った場合には、その時点で東経 110 度 CS（左旋偏波トランスポンダ）への電気通信役務利用放送法適用を改めてご要望させて頂く所存です。

以上

2 . ジェイサット株式会社からの提出意見

「東経 110 度 CS の左旋円偏波の放送利用の是非その他利用の在り方」に関し、下記の通り意見を提出致します。

記

1 . 基本認識について

- ・地上波デジタル放送、BS デジタル放送及び 110 度 CS 放送用 3 波共用受信機が普及しつつあります。これにより、視聴者は準基幹放送である BS デジタル放送と 110 度 CS 放送を同一受信機で受信できる環境となりました。
- ・BS 放送のデジタル化に関する検討会報告では、BS アナログ放送終了後の第 5・7・11 チャンネル、第 17・19・21・23 チャンネルの利用については、「新しい技術の進展動向、需要の実態動向、その他の動きを見た上で、受信機・受信システムの円滑な対応のための準備期間及び BSAT-2a の後継機の調達スケジュールを考慮し、遅くとも平成 19 年（2007 年）頃までにはチャンネルの在り方について方針を決定することが適当である。」となっています。
- ・“スカイパーフェク TV！110”の視聴者は、平成 16 年 3 月末現在で総登録者数が約 123 千人であり、高精細度テレビジョン放送の推進等の更なる普及促進策が不可欠であると考えます。

2 . 東経 110 度 CS の左旋円偏波の放送利用の是非について

中長期的な東経 110 度 CS 放送の普及推進方針を、高精細度テレビジョン放送を軸に普及推進を図るべきという前提を置く場合において、高精細度テレビジョン放送の用に供する中継器が不足するならば、左旋円偏波を利用することに異存はありません。しかしながら、本件については、視聴者が準基幹放送である BS デジタル放送と 110 度 CS 放送を同一受信機で受信できる環境であること、平成 19 年（2007 年）頃までに決定されることが適当とされている BS 放送のチャンネルの在り方についての方針、

下記の課題、等を踏まえて慎重に検討すべきであります。まずは、将来の左旋利用に向けて、各課題への対応の検討を開始すべきであり、現時点においては是非を判断する段階にはないと考えます。

課題

- BS / CS テレビジョン放送普及の見通し
- 周波数帯域の計画的利用の観点(高精細度テレビジョン放送化の流れを阻害しない等)
- 既存放送事業者の意向
- BS / CS 追加チャンネルに関する視聴者側の視点 (使い勝手等)
- 新しい技術の進展動向 (動画像符号化方式等)
- 集合住宅等の受信システム規格
- 上記課題を解決するための準備期間

3 . 利用の在り方について

前項の課題を慎重に検討し、一定の準備期間を経た後、東経 110 度 CS の左旋円偏波の放送利用の是非を最終判断すべきであると考えます。

将来、結果として是であるという結論が得られたならば、受委託制度による放送とすべきか、役務放送制度による放送にすべきかを、そのときの放送環境等に照らし合わせて、その利用の在り方について最適な選択を行うべきであると考えます。

以上

3 . 社団法人電波産業会からの提出意見

東経 110 度 CS の左旋円偏波の放送利用の是非等に関する意見について（回答）

● ご依頼内容（意見項目）

- ・ 東経 110 度 CS の左旋円偏波の放送利用の是非その他利用の在り方
- ・ 上記に関する要望
- ・ その他（関連する事項についてご意見があれば）

● 提出にあたっての電波産業会のスタンス

電波産業会は、正会員 279 会員と賛助会員 4 会員で構成される社団法人^注)であり、今回の意見提出にあたり電波産業会として全会員会社に意見を求めて資料をまとめるには時間的に制約がありました。このため、標準化活動に参加している一部の専門家と事務局が民間標準化機関としての“標準化の観点”からの状況説明資料を作成しましたので、提出させていただきます。

● 回答

1 放送利用に関する標準化の現状と将来方向

電波産業会では、デジタル放送サービスにおける送信装置から受信装置までの技術方式に関して標準化を行っており、東経 110 度 CS の左旋円偏波の放送利用に関連する記述が含まれている標準規格としては以下の 2 つがあります。

(1) 衛星デジタル放送の伝送方式標準規格 ARIB STD-B20

衛星デジタル放送の伝送方式の標準規格として、平成 10 年 11 月 6 日に策定し、3.0 版（平成 13 年 5 月 31 日改定）まで規格改定を重ねてきました。

本標準規格では、広帯域 CS（34.5MHz 帯域幅を使用するもの）の伝送方式を規定しており、右旋円偏波と左右旋円偏波とを区別せずに規定しているため、左旋円偏波の放送利用についても現在運用中の右旋円偏波の放送利用と同一の伝送方式で運用が可能となっております。

(2) デジタル放送用受信装置標準規格（望ましい仕様） ARIB STD-B21

衛星デジタル放送のデジタル放送用受信装置の標準規格は、望ましい仕様として、平成 11 年 10 月 26 日に策定し、4.2 版（平成 15 年 10 月 16 日改定）まで規格改定を重ねてきました。

本標準規格では、本文第 4 章「衛星デジタル放送受信装置各部の定格及び仕様」に、衛星アンテナ、コンバータ、及び DIRD（受信機）の仕様の IF 入力の項にて広帯域 CS に関して規定した箇所があります。特にコンバータについては、アンテナと DIRD が一対向の場合の、アンテナの偏波切り替えに必要な信号について規定しています。また、CS の周波数に関連する項目の一部には“CS 左旋の一条方式については付属参照”と記述しています。（添付資料 1 参照）

本文ではないものの、付属-6「広帯域 CS デジタル放送受信アンテナシステムと留意点」に、アンテナと DIRD が一対向の場合と、アンテナが 1 つで DIRD が複数の場合（家庭内で複数の DIRD が使用される場合または共同受信システムのような場合）について記述しています。特に後者の場合については、2 条伝送方式と 1 条伝送方式（3 方式）についての検討結果を記述していますが、“当面広帯域 CS 左旋の実用化が明確でないこと、DIRD の IF 入力が高くても良いこと、ダウンコンバーターが廉価であると予測されることから、C 方式を推奨できるとの結論になった。”と、あくまで推奨という表現に留めた記述となっています。（添付資料 2 参照）

従って、本標準規格では、アンテナと DIRD が一対向の場合における CS 左旋円偏波の受信については規定しているものの、アンテナが 1 つで DIRD が複数の場合における 1 条 / 2 条伝送方式に関する仕様については規定していませんので、別途規格化が必要となる可能性があると考えます。

上述した 2 つの標準規格における広帯域 CS 左旋に関する規定追加については、広帯域 CS 左旋の実用化が明確になった時点で、会員の意向に従うべきものと考えます。

2 通信利用に関する標準化の現状と将来方向

東経 110 度 CS の通信利用に関する電波産業会での標準化については、その必要性についての議論が必要と考えます。現時点では、他の衛星通信と同様に、電波産業会での標準化には馴染まないと考えており、今後会員からの標準化の意向が無い限り標準化を行う予定はありません。

以上

注) 電波産業会は、現在、電気通信事業関係 15 会員、放送事業関係 26 会員、無線機器関連研究・開発・製造等事業関係 185 会員、卸売り業・銀行・電気ガス・サービス等事業及び公益法人・団体 53 会員、及び賛助会員 4 会員で構成される。

第 4 章 衛星デジタル放送受信装置各部の定格及び仕様

本章記載中、【BS】は BS デジタル放送のみの受信装置、【BS・CS】は、BS・広帯域 CS デジタル放送共用受信装置の場合の定格及び仕様を示す。

4.1 衛星受信アンテナ

表 4-1

項 目	定 格
受信周波数範囲	【BS】 11.71023 ~ 12.16669GHz 【BS・CS】 11.71023 ~ 12.74825GHz
受信偏波	【BS】 右旋円偏波 【BS・CS】 <u>右旋 / 左旋円偏波</u>
アンテナ口径	所要アンテナ口径は受信条件により異なるため、定格口径は規定しない。
出力構造	コンバータとの一体型では適用しない。 ただしコンバータと一体にしない場合は、WRJ-120 型導波管、BRJ-120 フランジ、防水型とする。

4.2 コンバータ

表 4-2

項 目	定 格
入力構造	受信アンテナとの一体型には適用しない。 ただし受信アンテナと一体にしない場合は、WRJ-120 型導波管、BRJ-120 フランジ、防水用パッキング付とする。
入力信号レベル範囲	1 チャンネル当たり：BS 帯域： - 90 ~ - 70dBm ：CS 帯域： - 94 ~ - 70dBm
総合利得	BS 帯域：52dB ± 4dB CS 帯域：52dB ± 6dB
中間周波数	BS 帯域：1032.23 ~ 1488.69MHz CS 帯域：1575.75 ~ 2070.25MHz (<u>CS 左旋の一条方式については付属参照</u>)
第 1 局部周波数	<u>10.678GHz (CS 左旋の一条方式については付属参照)</u>
出力インピーダンス	75
出力構造	高周波同軸 C15 形コネクタ相当の防水型レセプタクル
電源	【BS】 DC + 15V + 10% - 12% 4W 以下 【BS・CS】 右旋円偏波 DC13.5 ~ 16.5V (15V) 4W 以下 <u>左旋円偏波 DC9.5 ~ 12.0V (11V) 3W 以下</u>

4.3 接続ケーブル

表 4-3

項目	定 格
種類	S - 4CFB 相当以上
ケーブルの長さ	最長 30m を想定 広帯域化に伴いケーブルなどで生じるロスについては、コンバータと DIRD の間にブースタをいれることにより補償する。
接続コネクタ	コンバータ側 : 高周波同軸 C15 形防水プラグ DIRD 側 : F 形プラグ

4.4 DIRD の仕様

DIRD は下記仕様を満たさねばならない。

4.4.1 IF 入力

- ・入力端子構造 : 高周波同軸 C15 形コネクタ相当のレセプタクル
- ・インピーダンス : 75
- ・受信周波数 : 【BS】 1032 ~ 1489MHz
 【BS・CS】 1032 ~ 2071MHz
- ・入力信号レベル : - 61dBm ~ - 28dBm

4.4.2 中間周波数

- ・中間周波数 : 402.78MHz、479.5MHz のいずれか、またはダイレクトコンバージョンとする。ただし、地上テレビジョン UHF 放送の周波数にあたることから、直接波妨害への配慮が必要である。

4.4.3 中間周波数帯域幅

- ・占有帯域幅 34.5MHz に適合すること。

4.4.4 第 2 局部発振周波数

- ・受信周波数の上側

4.4.5 フロントエンド信号処理

- ・チャンネル選択 : チャンネル選択制御信号により、IF の中からチャンネル選択を行う。
- ・復調 : 変調波から復調を行う。クロック再生、クロック分配、同期捕捉によりスーパーフレーム、フレーム、パケットなど必要なタイミングを生成する。キャリア同期のためのバースト信号を除去する。

- ・波形成形 : ロールオフ率 0.35、レーズドコサイン特性で送受ルート配分とする。
送信側で $x/\sin(x)$ のアパーチャ補正が行われていることとする。
- ・誤り訂正内符号 : トレリスノビタビ復号を行う。
- ・TMCC復号 : 復号信号から TMCC 部を取り出し、復号する。
- ・フレーム再構成 : 復号信号からフレーム構造を再構成する。
- ・エネルギー逆拡散 : M 系列 15 次 PN 信号の逆拡散を行う。
- ・誤り訂正外符号 : 短縮化リードソロモン (204,188) の復号を行う。

位相基準バースト信号での情報伝送については、ARIB STD B-20 では「可能であるが、詳細は将来の課題とされている。」と規定されている。IRD の設計・製造に当たっては、この規定を考慮すること。将来情報伝送が行われても、IRD がデコードする必要はない。

4.4.6 トランスポート処理

フレーム構成された TS パケットストリーム (48 スロット分) から、TS 選択信号により選択された TS パケットを選択し、出力する。

DIRD は ISO/IEC13818-1 で規定されるセクション形式データのうち、下記 3 つの形式に対応するセクションフィルタリング機能を有することを必須とする。

- (1) セクションが 1 TS パケットで構成される場合
- (2) 複数セクションが 1 TS パケットで構成される場合
(但し 1 TS パケットに含まれるセクションの最大個数は 10)
- (3) 1 セクションが複数 TS パケットにまたがって構成されている場合

4.4.7 コンディショナルアクセス

第 10 章に記述。

4.4.8 メモリ

4.4.8.1 データ放送コンテンツ用メモリ

データ放送のコンテンツ用メモリとして、2M バイト以上の揮発性メモリを持つこと。

4.4.8.2 DIRD プログラム格納用メモリ

プログラムコード格納用不揮発性メモリを持つこと。

4.4.8.3 全受信装置共通データ格納用メモリ

受信装置共通データの揮発性メモリ領域としてジャンル表、番組特性表、予約語等の格納領域として BS 用受信装置は 10K バイト、BS・広帯域 CS 共用受信装置は 30K バイト、地上・BS・広帯域 CS 共用受信装置は 40K バイトを確保すること。なお、各種共用受信装置では、全ての伝送メ

ディアで共通に運用されるジャンルコード表及び予約語表等のメモリに関しては共用しても良い。更に、ロゴデータを格納するデータ領域を確保すること。ロゴデータについては6種類のロゴタイプのうち、どれを格納するかは受信装置の実装に依存する。ロゴタイプ別の所要メモリ容量を表4-4に示す。

表 4-4 ロゴデータのサイズ
(BS、広帯域CSそれぞれ ロゴ300種、サービス数1000)

HD ラージ	(1/2 圧縮)	354KB
HD スモール	(3/4 圧縮)	300KB
SD4:3 ラージ	(1/2 圧縮)	397KB
SD4:3 スモール	(3/4 圧縮)	267KB
SD16:9 ラージ	(1/2 圧縮)	300KB
SD16:9 スモール	(3/4 圧縮)	202KB

4.4.9 映像復号処理及び出力

第6章に記述。

4.4.10 音声復号処理及び出力

第6章に記述。

4.4.11 基本データデコーダ

第7章に記述。

4.4.12 EPG 機能

第8章に記述。

4.4.13 高速デジタルインタフェース

第9章に記述。

4.4.14 CA モジュールインタフェース

第10章に記述。

4.4.15 外部インタフェース

(1) IF 入力

IF 入力端子を1系統設けること。

- (2) IC カードスロット
第 10 章に記述。
- (3) 双方向通信機能
第 11 章に記述
- (4) 高速デジタルインターフェース
高速デジタルインタフェースを 1 つ設けること。
- (5) 映像出力（受信装置・受像機一体型を除く）
第 6 章に記述。
- (6) 音声出力（受信装置・受像機一体型を除く）
第 6 章に記述。

4.4.16 リモコン及びチャンネルアクセス

リモコンの形状、キー、チャンネルアクセス方法等については規定しない。ただし、基本機能（電源 / チャンネルアクセス / システム設定等）のキーについては、できる限り共通化し、ユーザの便宜を図ることが望ましい。

(1) 必要なボタン

デジタル放送サービスを享受するためには下記のボタンを最低限備えることが望ましい。

- ・電源ボタン（フル電源オンと待機状態とを切り換えるボタン）
- ・テンキー、EPG キー、決定キー、チャンネルのアップ・ダウンキー、メニューキー
- ・「上移動」「下移動」「右移動」「左移動」（ジョイスティック等でも可）

BS・CS 共用受信装置の場合には、上記に加え下記ボタンを備えることが望ましい。

- ・ネットワーク切替ボタン

(2) チャンネルアクセス

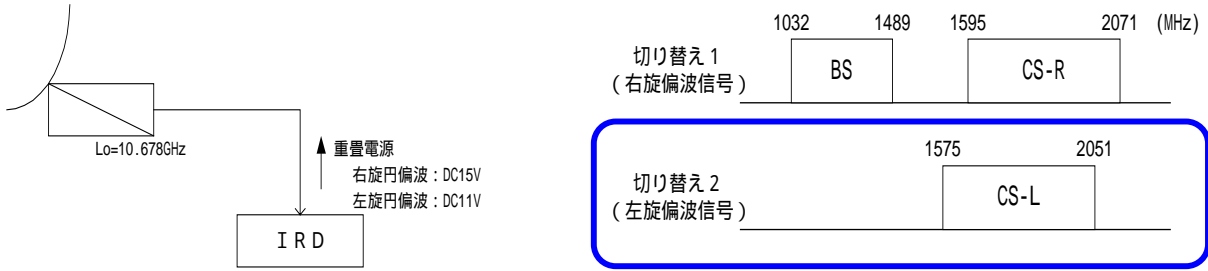
チャンネルアクセス方法は規定せずに商品企画に任せる。ただし、サービス id 及びチャンネル呼称・ロゴは事業者により指定される。このサービス id の数字入力によりチャンネルアクセスするか、テンキー、チャンネル呼称キーによりチャンネルアクセスするか等の方法も商品企画に任せる。

付属 - 6 広帯域 CS デジタル放送受信アンテナシステムと留意点

BS・広帯域 CS デジタル放送共用受信のアンテナシステムとしては、アンテナと DIRD が一対向の場合と、アンテナが 1 つで DIRD が複数の場合とがあり、それぞれ次のようなシステムとなる。

(1) アンテナと DIRD が一対向の場合 (IF 上限周波数 2071MHz)

DIRD からの偏波切り替え信号により動作する。DIRD への中継周波数は下の右の図のようになる。最も基本的なシステムである。

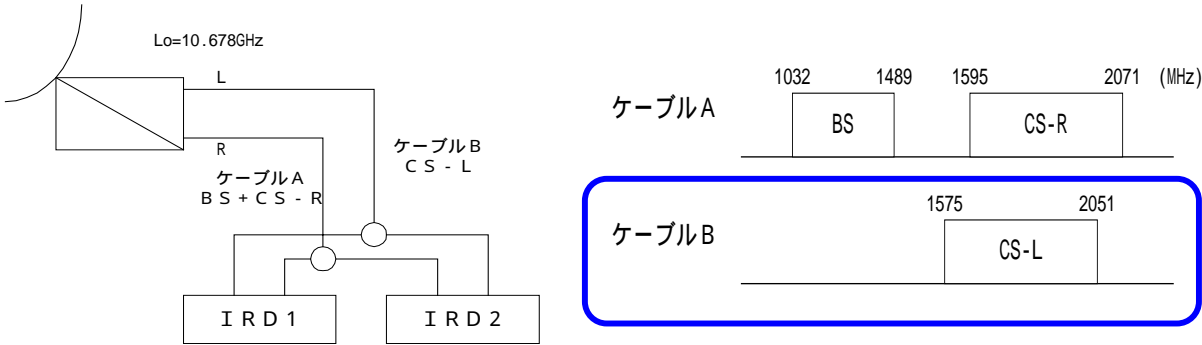


(2) アンテナが 1 つで DIRD が複数の場合

家庭内で複数の DIRD が使用される場合または共同受信システムのような場合は、次のような色々なシステムが考えられる。

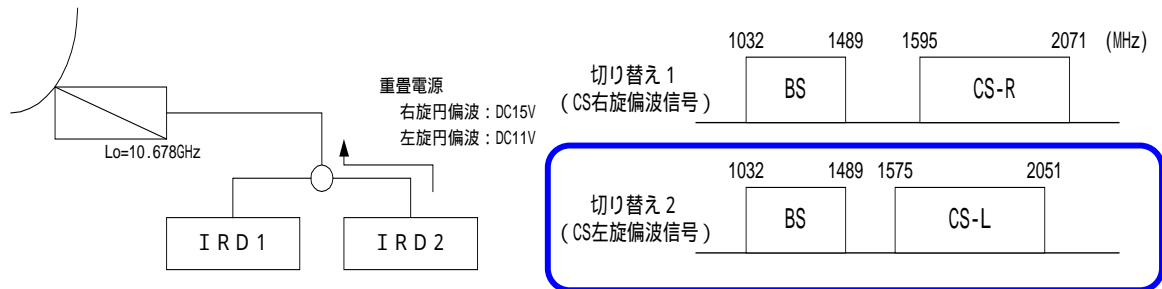
2 条伝送方式 (IF 上限周波数 2071MHz)

BS と広帯域 CS の右旋を 1 条のケーブルで広帯域 CS の左旋を 1 条のケーブルでと 2 条のケーブルを使用する方式。各 DIRD は 2 条のケーブルの入力を有するか、アンテナ切替器を併用して、ケーブルを切り替えることとなる。



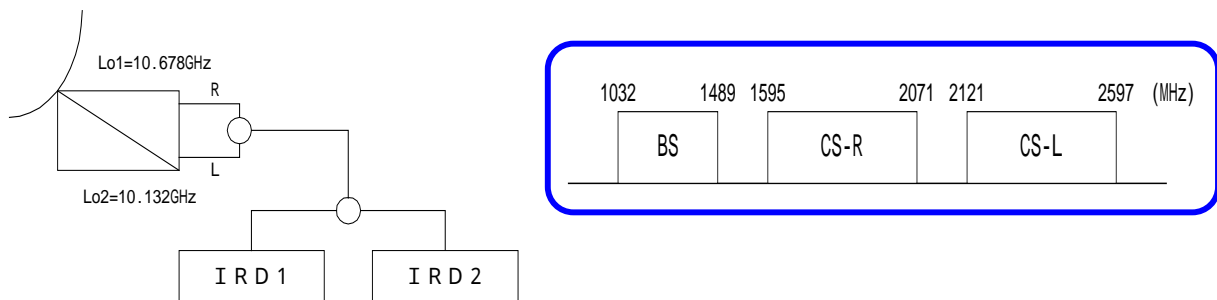
1 条伝送方式 A (IF 上限周波数 2071MHz)

いずれかの DIRD の選択に基づき、ケーブルには右旋か左旋のいずれかが伝送される方式。他の DIRD は異なる偏波のチャンネルが選択できないこととなる。



1 条伝送方式 B (IF 上限周波数 2600MHz)

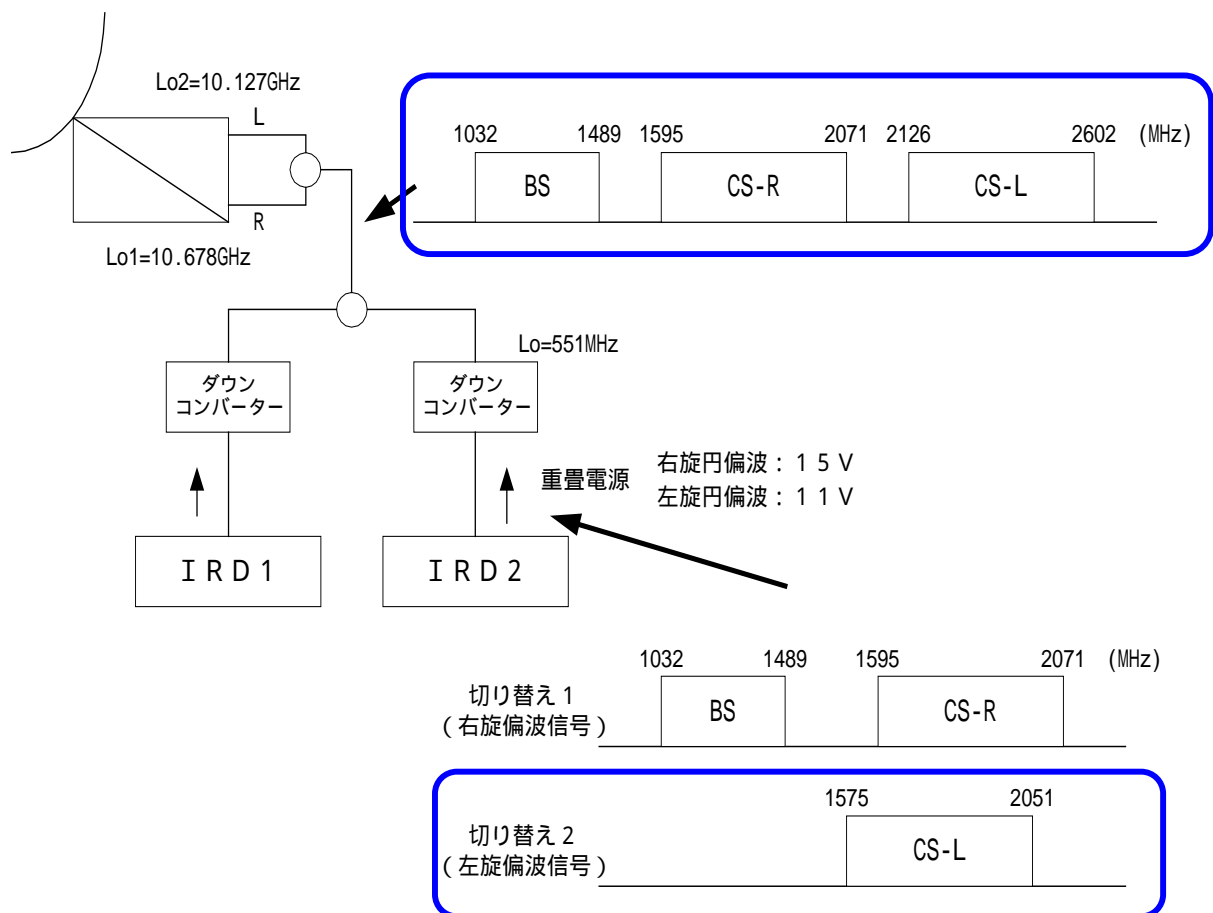
アンテナのコンバータ部で左旋を異なった局発周波数でコンバートし、下右図のように周波数的に並べて 1 条で伝送する方式。DIRD 入力 of IF 周波数帯が高くなる欠点がある。



1 条伝送方式 C (IF 上限周波数 2071MHz)

前 B 方式と同様に周波数帯に並べて伝送するが、各 DIRD の直前にダウンコンバータを設け、そのコンバータ部で DIRD からの偏波切り替え信号により DIRD 入力信号を選択する方式。ダウンコンバータが必要とはなるが、DIRD の入力 IF 周波数の上限は低くて良いという利点がある。

また、下図で衛星アンテナの局発周波数 (10.678GHz) を共用化し、アンテナ出力をブロックコンバータ (アップコンバータ) に接続する方式もある。



これらの方式を検討したが、当面広帯域 CS 左旋の実用化が明確でないこと、DIRD の IF 入力が低くて良いこと、ダウンコンバーターが廉価であると予想されることから、C 方式を推奨できるとの結論になった。

また、(2)全体にわたって次の留意点がある。BS・広帯域 CS デジタル放送の受信システムでは、BS・CS (右旋)、CS (左旋) 別々のコンバーターを使用し合成してケーブル伝送することも考えられる。第 5 章ではコンバーター出力の総合利得偏差を BS 帯域内では $\pm 4\text{dB}$ 、CS 帯域内では $\pm 6\text{dB}$ としているが、これらの最悪値を考えると、BS / 広帯域 CS 全体では 10dB の偏差を生じることになり、第 14 章に定める「コンバーター出力の受信帯域内利得偏差は BS / 広帯域 CS 受信帯域内では $6\text{dB}(p-p)$ 」の範囲から逸脱することが考えられる。特に個別コンバーターの使用、ケーブルによる周波数特性の影響が考えられる場合は、DIRD の入力で BS / 広帯域 CS 帯域全体で $6\text{dB}(p-p)$ に入るよう留意する必要がある。

4 .社団法人電子情報技術産業協会からの提出意見

東経110度CSの左旋円偏波の放送利用の是非等に関する要望について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る5月7日付書面をもちまして、当協会宛ご依頼のございました内容に対し、下記にて要望を提出させていただきます。ご査収の程、よろしく御願ひ申し上げます。

敬具

記

ご依頼内容

- ・東経110度CSの左旋円偏波の放送利用の是非その他利用の在り方
- ・上記に関する要望
- ・その他(関連する事項についてご意見があれば)

技術的課題(2004年2月6日提出済み)

(社)電子情報技術産業協会では、去る、2月6日付書面にて、受信機並びに受信システムとしての「東経110度CS左旋円偏波の放送利用に対する技術的課題」を提出させて頂いております。内容は、添付別紙をご参照願ひます。

基本スタンス並びに要望

上記、技術的課題の内容を踏まえ、「東経110度CSの左旋円偏波の放送利用の是非その他利用の在り方」、「上記に関する要望」に対する基本的な考え方を以下に述べさせていただきます。

1. 基本スタンス

受信機器メーカーの団体である電子情報技術産業協会としては、既存の受信機器で東経110度CSの左旋円偏波を用いた放送を受信するには、多くの技術的課題が存在していると認識しております。しかしながら、本件は国民の視点に立って、ニーズと普及の観点をもっとも重要であると考えます。同放送波を利用したいとする放送事業者が出現し、国民のニーズに合致した魅力的な放送を継続的に実施するのであれば、当協会としても、対応受信機器の企画・開発に向けて、検討を行なう用意がございます。

2. 要望

- 1) 今後検討を進めるにあたっては、まず東経110度CSの左旋円偏波の放送利用の必然性のある具体的な事業構想が示され、これに基づいて、放送事業者も含めた関連業界で運用規定を審議・取り纏められるというプロセスが必要です
- 2) 既存(レガシー)機器の対応問題と普及促進の観点から、国民に対して十分な周知期間を設ける必要があります。

以上

110度CS左旋波の放送利用に対する技術的課題

(1) 受信システムにおける課題

受信システムとは、アンテナから受信機までデジタル放送波を伝送することを指します。広帯域CSデジタル放送受信システムについては、ARIB STD-B21の付属-6に、分類されて解説されています。この分類に沿って110度CS左旋波を放送に利用する場合の技術的な課題を以下にあげます。

(a) アンテナとIRDが1対向の場合

左旋波に対応するアンテナは一部のメーカーより製品化されて市場に流通しています。

(b) アンテナが一つでIRDが複数の場合

アンテナ

左旋波用のコンバータおよび混合器を装備する必要があります。対応できる製品は市場にはありません。

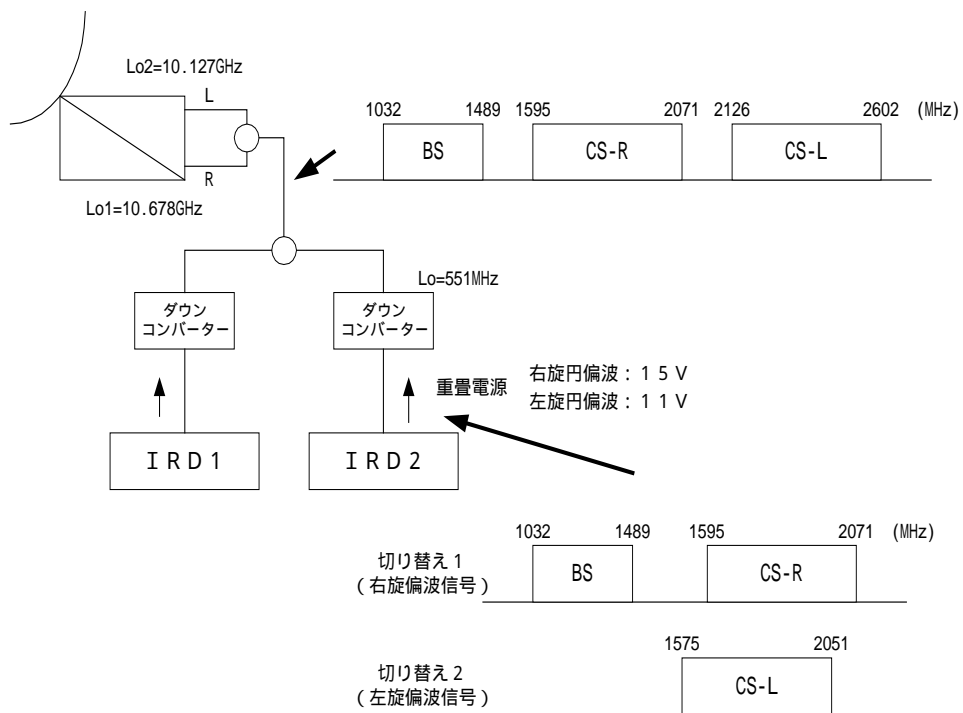
伝送系

ブースタ、分岐器、分配器、テレビ端子、同軸ケーブルなどの伝送周波数帯域を、2600MHzまで伝送可能とする必要があります。

(財)ベターリビングでは2600MHzまで伝送できる機器の認定基準を設定し、参加企業(11社)はすでに製品を販売しています。

ダウンコンバータ

受信機のIF復調が2600MHzまで対応していない場合について、前記ARIB STD-B21の付属-6に、一条伝送方式Cとして示されるダウンコンバータを使用して受信する方法(下図)が示されています。このダウンコンバータについては今後の開発が必要となります。



(2) 受信機における課題

110 度 CS 左旋波を放送として利用する場合の受信機の技術的課題を以下にあげます。

(a) 既存受信機での 110 度 CS 左旋波の放送への対応

既存受信機 (BS デジタル放送専用受信機、BS・110 度 CS デジタル放送受信機、地上・BS・110 度 CS デジタル放送受信機) での新サービスへの対応は困難です。

アンテナから出力する IF 信号の、右旋波・左旋波の切り替えを受信機のアンテナ端子より直流電圧により制御する必要があるありますが、対応できない受信機があります。

左旋波の IF は 2600MHz に広がりますが、対応できない受信機があります。

現状の運用規定の元で番組数の増加を行った場合に、EPG データ及び事業者領域等に割り当てられるメモリの制約上、対応できないモデルがあります。

運用規定を変更した場合、その規定に対応して再検討を必要としますが、現状のままでの対応は難しいと考えます。

(b) 新サービスによる既存受信機への影響

既存の受信機に悪影響を与えない運用規定で運用されることが必要です。

(c) 新規受信機での 110 度 CS 左旋波の放送への対応

BS 放送のデジタル放送拡大と時期、サービス内容、運用規定などを総合的に検討して判断する必要があります。

新たに運用規定を決める場合、新規放送予定事業者等と、受信機供給予定者等による作業が必要となります。

消費者の混乱を避けるため、BS デジタル放送、110 度 CS デジタル放送 (右旋) 及び地上デジタル放送のサービスと、そのサービス内容において、明確に区別できるサービスであることを望みます。

(d) 110 度 CS 左旋波の放送利用の検証確認

110 度 CS 左旋波の放送への利用に当たっては、現状受信機への影響確認と、110 度 CS 左旋波放送の受信機の動作確認検証用のため、新規放送予定事業者等によるテスト環境とテストストリームの提供を必要といたします。

2004年2月6日
電子情報技術産業協会
デジタル家電部会
テレビネットワーク事業委員会
受信システム事業委員会

5 . 社団法人日本民間放送連盟からの提出意見

東経 1 1 0 度 C S の左旋円偏波の放送利用の 是非その他利用の在り方について

(放送分野における個人情報保護及び I T 時代の衛星放送に関する検討会資料)

- 1 . 現在、通信用に充てている東経 1 1 0 度 C S の左旋円偏波中継器の放送用への転用については、視聴者の受信環境の整備や放送事業者のニーズの見極めが欠かせないため、十分な検討が必要である。
- 2 . 東経 1 1 0 度 C S デジタル放送を含む衛星放送の発展のためには、“量の拡大”より“質すなわち番組内容の充実”が求められており、各衛星放送事業者がより優れた番組を調達し、放送できる事業環境の確保が衛星放送のサービス向上につながると考える。
- 3 . デジタル放送の普及促進に向け、“3波共用受信機”による視聴を前提として、東経 1 1 0 度 C S 放送・B S 放送・地上放送を併せたデジタル放送の魅力について総合的に国民に周知していく必要がある。

以 上

6 . 社団法人衛星放送協会からの提出意見

東経110度CSの左旋円偏波の放送利用について

- 1 . 一般論で言えば、現在110度衛星で放送を行っている事業者に不利益が生じないのであれば反対する理由はない。
- 2 . 但し、現在でもCS放送の成長は停滞しており、110度CS放送も期待には程遠い状況にある。ここで、単にトラポンを開放し、放送に利用するとして新たな放送事業者を生み出す事は過当競争を招く結果にならないか危惧される。
- 3 . 従って、この利用で現在のCS放送ではできない魅力ある放送ができるといった、具体的なビジネスモデルが想定できないと判断ができない。
- 4 . 更に受信環境の対応をどのように行うのかも見通せない。特に集合住宅においては配線を含め問題が大きいと思われる。そのコストを含め事業性があるのか疑問がある。具体的なビジネスモデルが見えなければ、アンテナ或いはチューナーについて、メーカー側の対応も困難ではないかと推測する。

7 .社団法人日本ケーブルテレビ連盟からの提出意見

東経 110 度 CS の左旋円偏波の利用される場合のケーブルテレビ事業者側からの意見を、以下のとおり提出いたします。なお、東経 110 度 CS の左旋円偏波での番組配信にあたっては、これまでと同様、その番組の選択については、各ケーブルテレビ事業者が決定するものであることを念のため申し添えます。

ケーブルテレビにて再送信する場合、既に広く加入者に普及している STB によって受信できる方式であることが必要です。つまり、現状の技術基準に基づく東経 110 度 CS (右旋円偏波) と同じ伝送方式での伝送であれば、ケーブルテレビによる再送信について基本的には問題はありません。ただし、右旋円偏波と別の伝送方式を用いる際には、以下のような場合等、ケーブルテレビ事業者の現状の設備では再送信が困難になり、ケーブルテレビ経由の加入者の視聴にも影響しかねないので、留意が必要になります。

3 を越えるスロット数でデータ放送が行われる場合

現行のケーブルテレビ事業者の施設は、3 スロット分までのデータ放送にしか対応していないため、4 スロット以上でのデータ放送が行われる場合など、社団法人電波産業会の策定する「BS/広帯域 CS デジタル運用規定 (ARIB TR-B15)」等の現行の技術基準を超えたスペックでの放送が行われた際には、ケーブルテレビ事業者の施設が対応できないことが想定されます。

特に STB に関しては、4 スロット以上のデータ放送を再送信するためには、各加入者宅にある STB そのものの交換が必要であり、そのコスト等を考えると、ケーブル事業者側への影響が極めて大きくなります。

なお、左旋円偏波 110 度 CS の伝送容量増加に関する検討については、現行 BS の 52Mbps など、伝送容量が 58Mbps (29Mbps X 2) 程度を越さない場合は、ケーブルテレビによる再送信は、総伝送容量的には対応可能と考えられます。ただし、ケーブルテレビにおいては、29Mbps のチャンネル 2 個を使用 (TS 分割方式) して再送信を行っているため、29Mbps 以下に適切に 2 分割することが必要となります。

8 . 日本放送協会からの提出意見

N H K は、特に意見は提出いたしません。

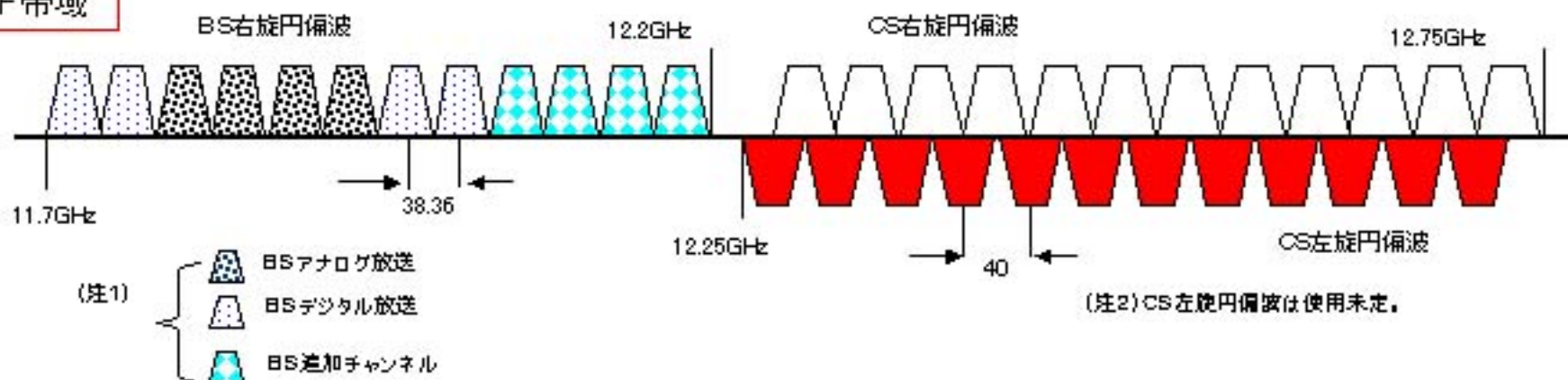
CS110度衛星に関する技術的概要

((社)電子情報技術産業協会資料)

1. 衛星放送の周波数配列

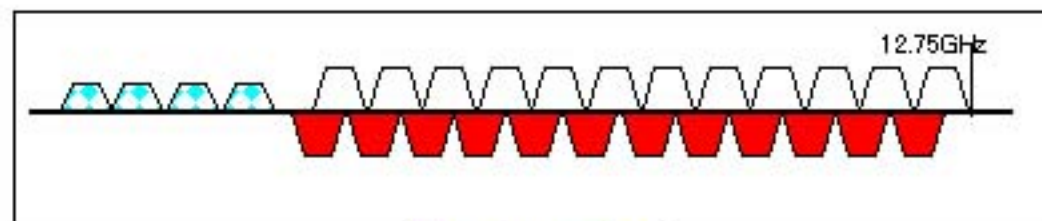
□BSとCS110度衛星の周波数配列

RF帯域



2. 同軸ケーブルでの周波数配列

RF帯域

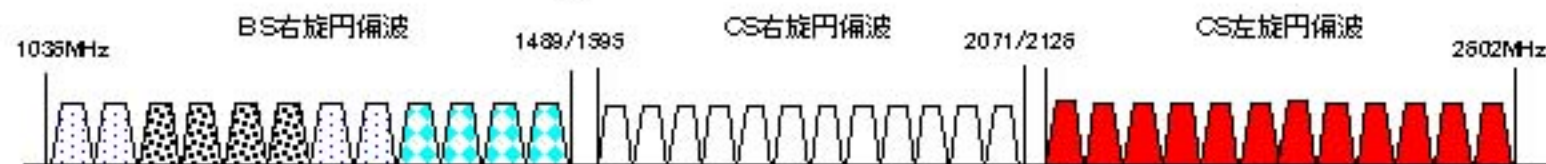


衛星放送の周波数は、同軸ケーブルで伝送可能なIF周波数に変換する。また、右旋と左旋(垂直偏波と水平偏波)をそのまま伝送することはできないのでブロックコンバータで周波数変換する。

IF帯域

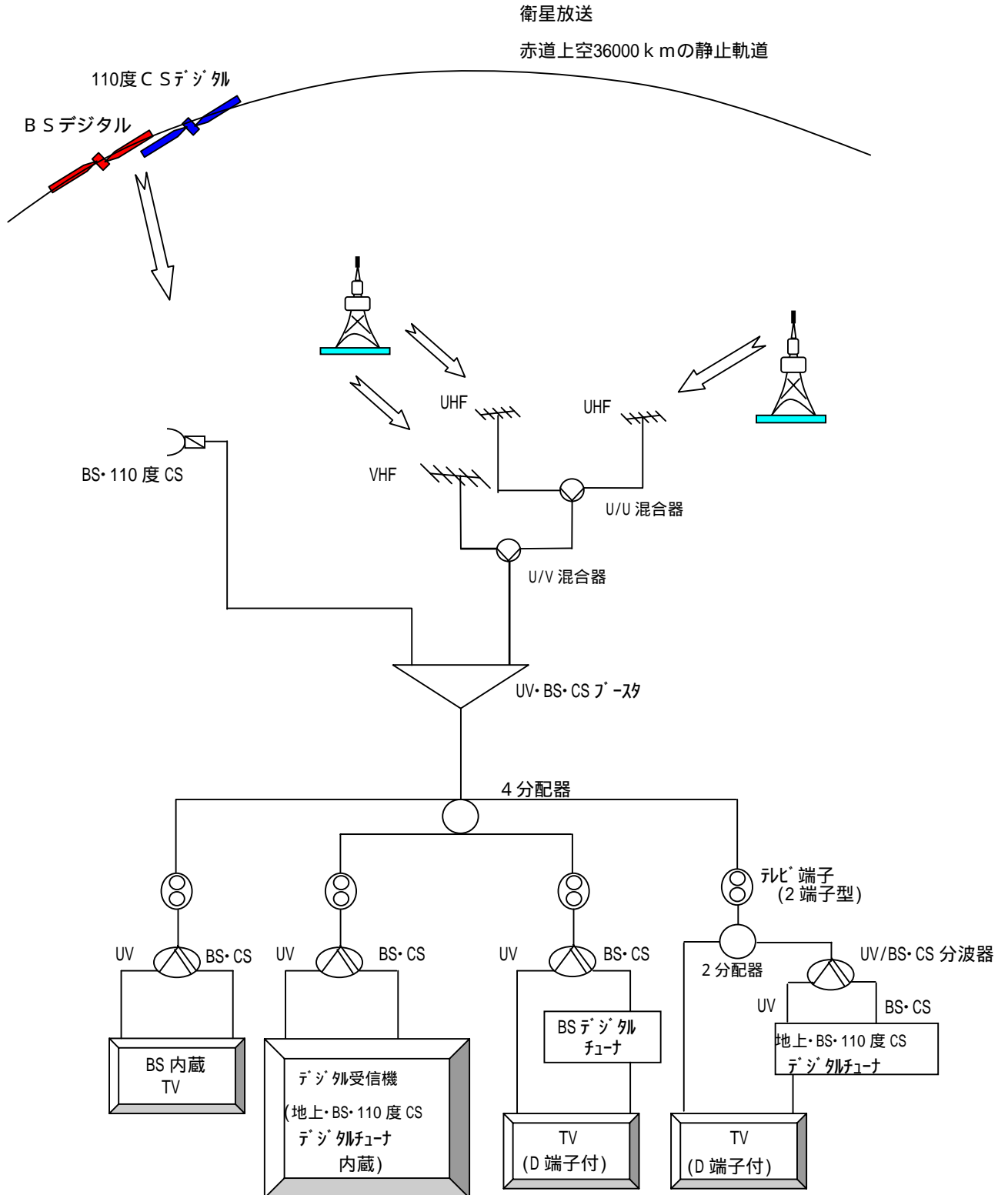
BS-IF帯域

CS-IF帯域

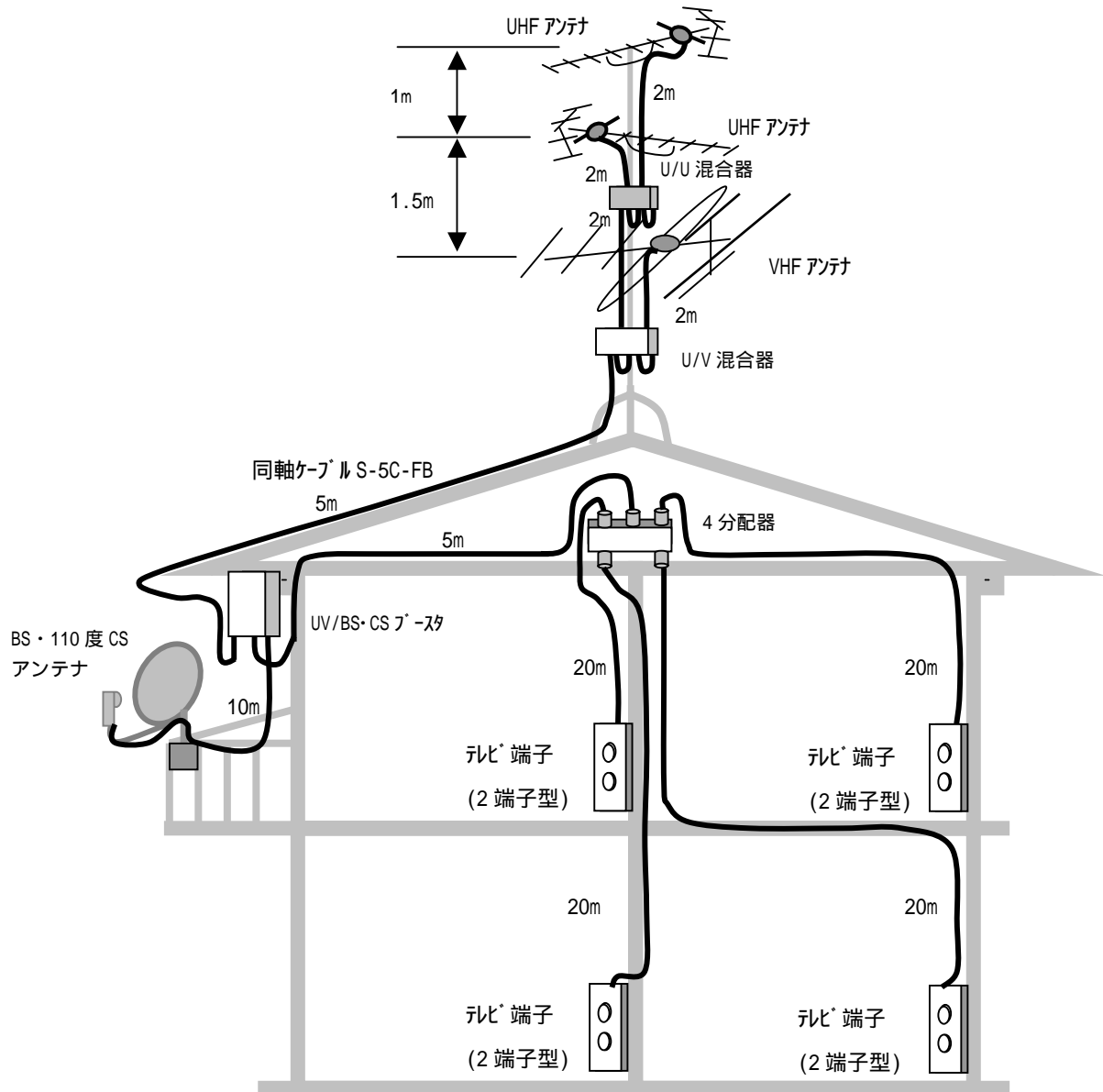


放送分野における個人情報保護及びIT時代の衛星放送に関する検討会(2004年10月6日)

1. 放送受信の概念



2. ホーム共同受信の概念

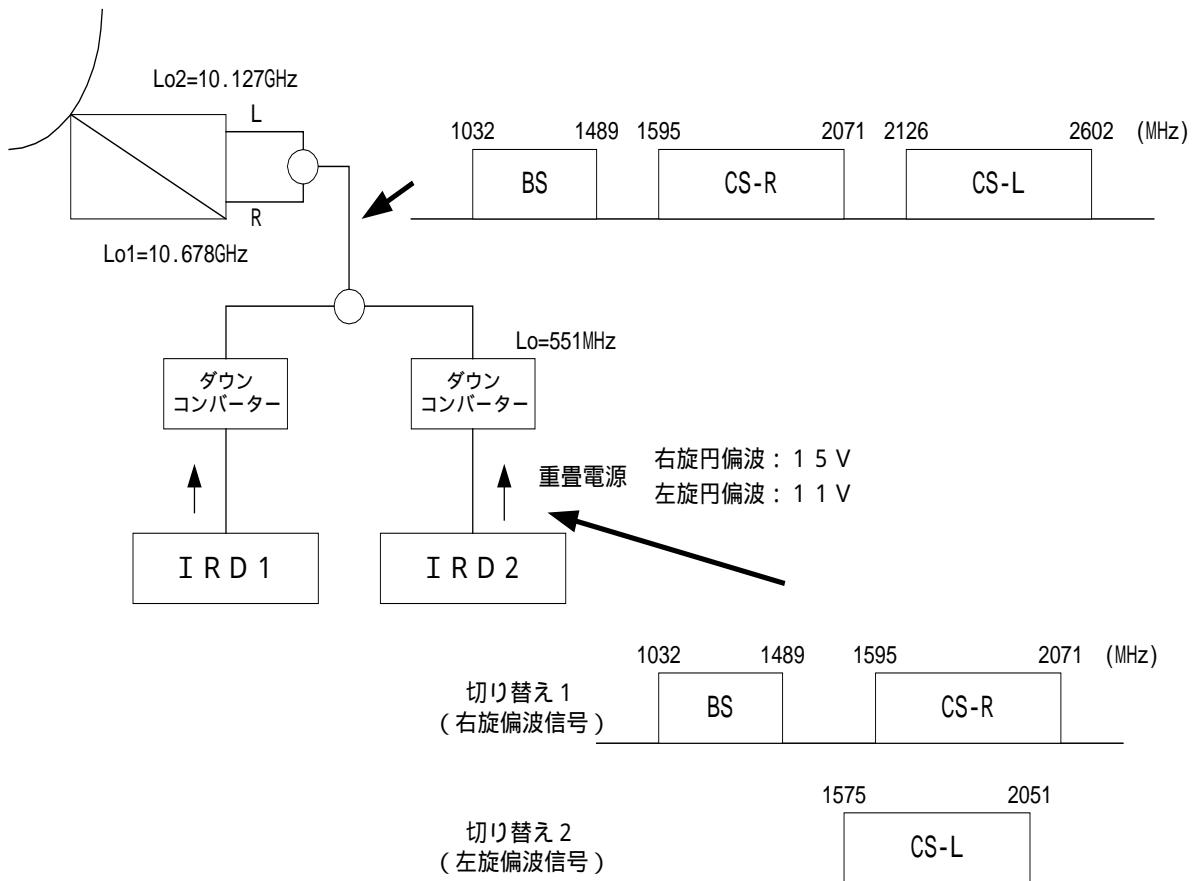


3.110度CS放送同軸ケーブル1条伝送方式

(1) 110度CS放送同軸ケーブル1条伝送方式(A)

ARI B 広帯域CS検討アドホックで審議された案です。

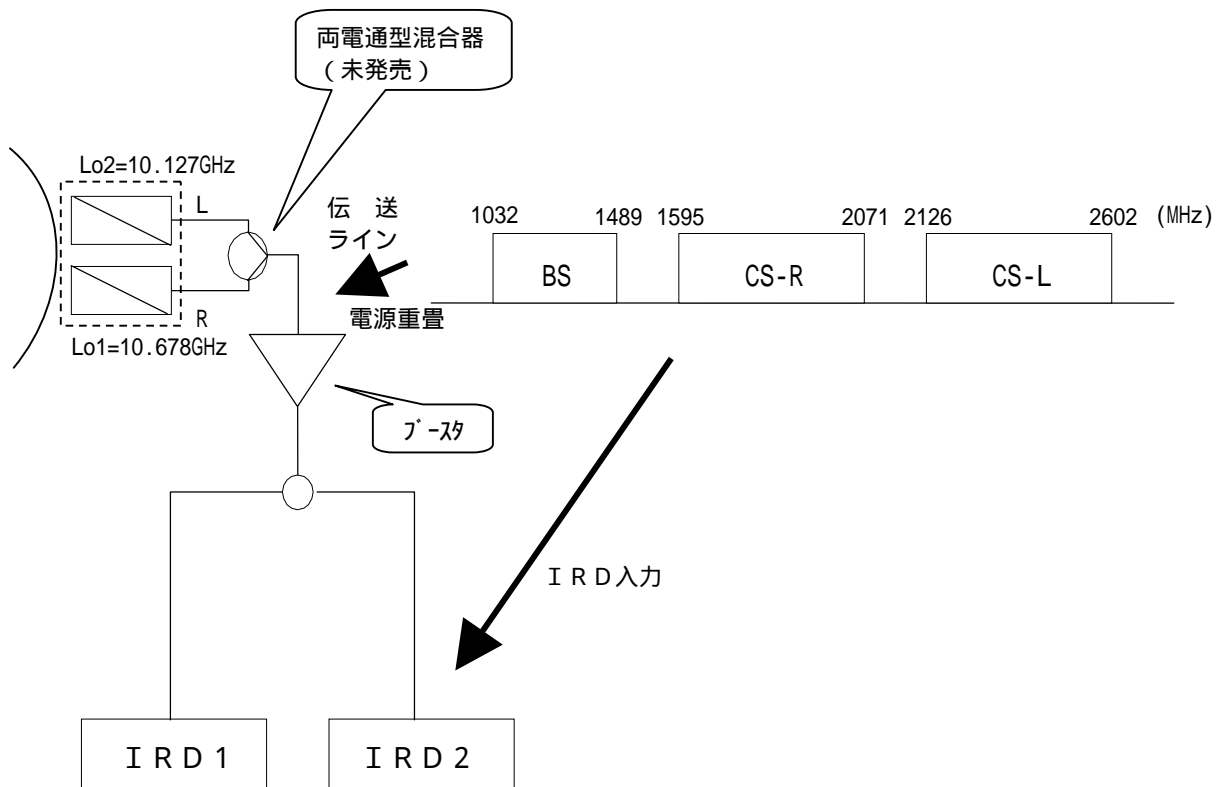
- ・CS左旋側は、LNBの局発周波数を選択して同軸ケーブル1条で伝送可能なIF周波数帯に変換、伝送する。
- ・周波数変換して伝送されたCS-L・IF周波数帯は各IRDごとにダウンコンバータで通常の周波数アロケーションに変換して受信する。



(2) 110度CS放送同軸ケーブル1条伝送方式(B)

(A)の方式で周波数変換し伝送されたIF周波数を直接受信できるIRDで受信する案です。ただし局発が異なる2個のLNBを有するCSアンテナと両電通型混合器および2.6GHz帯域が受信可能なIRDの新規開発が必要となります。

- ・IRDが2600MHz対応の場合は、ダウンコンバータが不要となり直接入力、受信することが可能となります。
- ・IRDは新規開発となり、現行IRDとの互換性、アップグレードは不可能となります。また、DCブースタと両電通型混合器(未発売)が必要となる。
- ・LNBは局発が10.678GHzと10.127GHzの2種類を有する製品が必要です。



4. 同軸ケーブルについて

テレビジョン受信用ケーブルとして「JIS C 3502」に規定があり、ホーム受信システムを構築する上で下記 同軸ケーブルが広く採用されている。

S-4C-FB 、 S-5C-FB 、 S-7C-FB

これらの伝送上限周波数関連では、「テレビジョン受信用同軸ケーブル 解説」中、解説表 2「ケーブルの使用環境」、および 解説表 4「減衰量」の各表にわかりやすくまとめられており「通信衛星放送受信システムの伝送路として 1800MHz まで使用可能な同軸ケーブル」、としている。従って、2600MHz に伝送については、規定されていないことになる。

ホーム受信システムでは S-5C-FB を標準としてシステム設計を行っており、同軸ケーブルの減衰量は実測値をベースとして次の値を参考値として採用しているのが現状です。

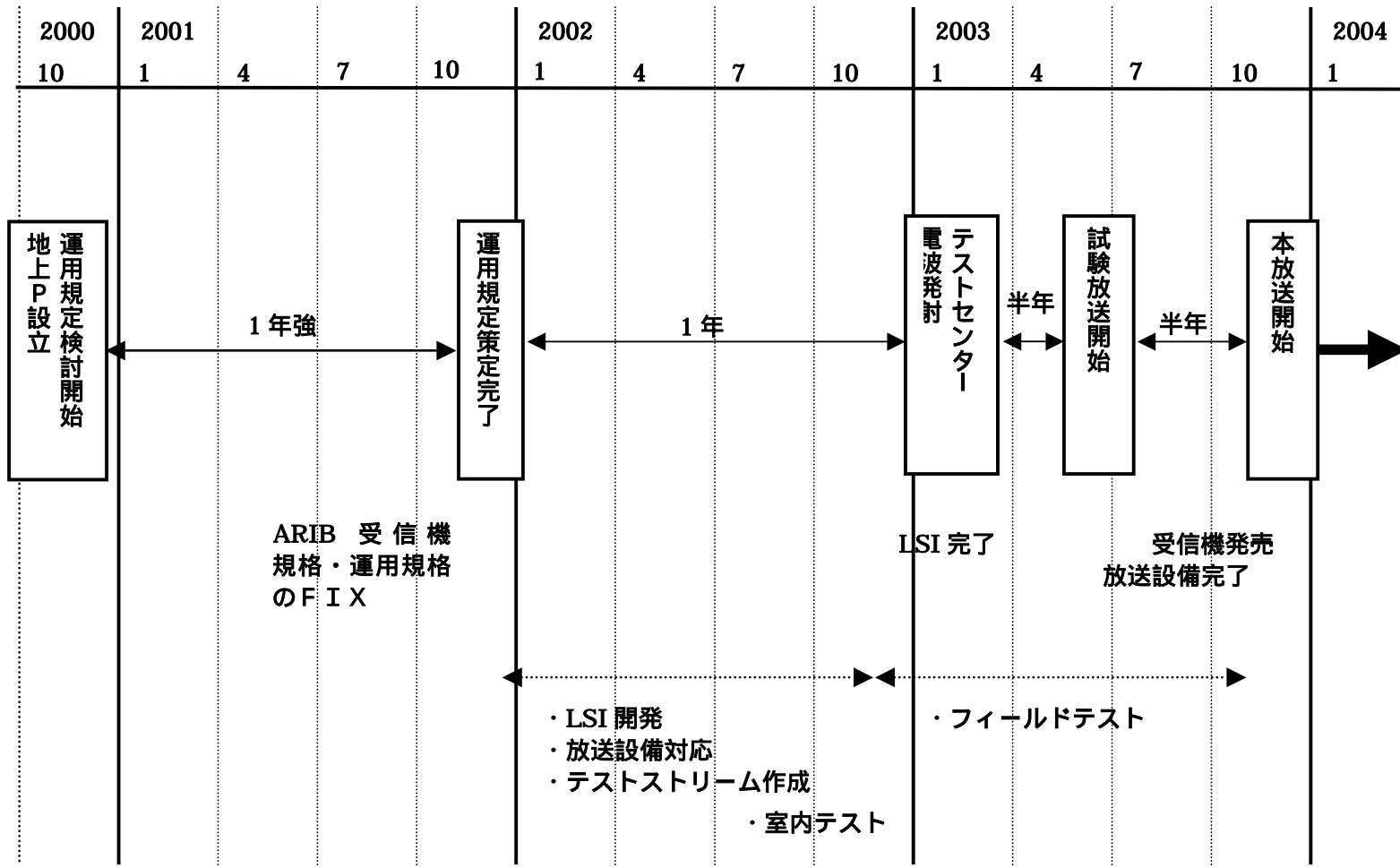
{ 20 標準減衰量 (dB/km) }

周波数 (MHz)	S-5C-FB	S-7C-FB
90	58.8	41.5
220	95	68
470	145	105
770	192	140
1300	261	193
1550	291	215
1770	315	234
2000	340	253
2150	355	265

出典：JEITA「デジタル放送時代の受信システム」

従って、テレビ伝送用同軸ケーブルとして運用状況との間にギャップがあることは否めない。

放送分野における個人情報保護及びIT時代の衛星放送に関する検討会(2004年10月6日)



地上デジタル放送スケジュール専門委員会(想定案)